環太平洋 パートナーシップ協定の 締結に伴う関係法 律 0 整備に関す 、る法律案新 旧 対照条文目

次

〇私的 ○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 ○畜産物の ○医薬品 ○独立行政法人農畜産業振興機構法 食料)肉用)商標法 特許 独立行政 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 中小企業等協同組合法 関税定率法)特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 著作権法 砂糖及びでん粉の 関税暫定措置法 旧 水産業協同組合法 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 -権法の 強占の 子牛生産安定等特別措置法 法 照 農業・ (昭和三十四年法律第百二十七号) 条関係 昭 法 価格安定に関する法律 医療機器等の品質、 (昭和四十五年法律第四十八号) 和三十四 禁止及び (明治四十三年法律第五十 農村基本法 部 |薬品医療 を改 昭 価格調整に関する法律 昭 [年法律第百二 正する法律 和三十五年法律第三十六号) 公正取引の 和二十三年法律第二百四十二号) (昭和二十四年法律第百八十一号) 機器総 (平成十一年法律第百六号) 有効性及び安全性の確保等に関する法律 合機構 確保に関する法律 (昭和六十三年法律第九十八号) (昭和三十六年法律第百八十三号) (平成二十四年法律第四十三号) 一十一号) (平成十四年法律第百二十六号) -四号) 法 (昭 (昭和四十年法律第百九号) (平成十四年法律第百九 和四十年法律第百十二号) (第八条関係) (第三条関係) (第二条関係) (平成二十六年法律第八十四号) (附則第十条関係) (昭和) (昭和三十年法律第三十七号) (第四条関係)・・ (附則第十五条関係) 一十二年法律第五 (附則第十一 • • (附則第十 十二号) (附則第十四条関係) (第九条関係)・ (附則第十 条関 (第七条関係) (第六条関係)・・・・ 一条関係 (昭和三十五 (附則第十三条関 係 十四号) 七条関係 (附則第十六 • (第十条関係) 年法 附 . (第 則 • 第十二 条関 • • 係 • 律第百四十五 条関係 • 係 • • 一条関係 • • • • 号) (第五条関係) (平成 -六年法律第百

+

121118108 92 83 73 29 27 13

131

150149148146143140139138137

係る部分に限る。)の規定による第四十八条の三第三項の認定(同条第六 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の五第一項(第一号について同条第六項の規定による決定があつたとき。		取下げがあつたとき。 取下げがあつたとき。 た場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請 該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の二の規定による通 定による認定の申請がなかつたとき。	へをの三第一頁こ見官計る明罰内こ、に関し、第四十八条の二の規定による	(略)	をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 という) 卢に「杉式耶律会社に対し「第五十条第一項の規定による通知	┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	ら百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過して「報告等」という。)を求めた場合においては、前項の届出受理の日か	より必要な報告、情報又は資料の提出(以下この項にお得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則	-	のス身に引いなぎな特徴において、この場合により公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により⑧ (略))条	改正案
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<u> </u>	合は、この限りでない。 一会は、この限りでない。	夏)是だい、通りと、これ、ださっこい。 にいくいのいずれか遅い日までの期間)内に、株式取得会社に	ら百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過して「報告等」という。)を求めた場合においては、前項の届出受理の日か	ろにより必要な報告、情報又は資料の提出(以下この項にお式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則	-)又卦に引くなぎな背針に行くにこう場合によい可順に公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届⑧ (畇)	十条(現

について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項中「株式例の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令③ 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る合② (略)	令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命② (略) 第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る第十五条 (略)
(新設)	
(新設)	本文の通知をしなければならない。 を命じようとするときは、通知期間に九十日を加算した期間内に、第九項七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置。第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十
	内に、第九項本文の通知をしなければならない。日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期を命じようとするときは、通知期間に第四十八条の二の規定による通知七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措
(新設)	② 第九項第四号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十本文の通知をしなければならない。 本文の通知をしなければならない。 お九項を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置
(新設) (略)	規定に該当する場合において、公正取引委員会2の変更の認定を含む。)の取消しがあつた場合
(新設)	「深る部分に限る。)の規定による第四十八条の三第三項の認定(司条第七 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の五第一項(第二号に一八項の規定による変更の認定を含む。)の取消しがあつた場合

は「、合併会社」と読み替えるものとする。が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「、株式取得会社」とあるの「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中

第十五条の二 (略)

②·③ (略)

しようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替えるものとするくとも一の会社」と、「、株式取得会社」とあるのは「、共同新設分割をは「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「がは「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「がは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「がは「共同新設分割及び吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「がは「共同新設分割及び吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「がは「共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の上ようとし、又は吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の上ようとし、又は吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の上ようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十五条の三 (略)

② (略

しようとする会社」と読み替えるものとする。 第十条第八項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「、共同株式移転をくとも一の会社」と、「、株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なて、一個条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株と、同条第九項から第十四項までの規定にようとする会社」と読み替えるものとする。

えるものとする。「、株式取得会社」とあるのは「、合併会社」と読み替も一の会社」と、「、株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとの取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのはの取得」

第十五条の二 (略)

②·③ (略)

をしようとする会社」と読み替えるものとする。 第十条第八項から第十項までの規定は、前二項の規定による届出に係る 第十条第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸収分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十五条の三 (略)

2) (格

(3) 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る共額(3) 第十条第八項から第十項までの規定は、前項のとする。

第十六条 略

2 (略

3 とする。 業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるもの 業又は事業上の固定資産の譲受け」と、「株式取得会社」とあるのは 事業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規 上の固定資産の譲受け」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは 定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第 十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業 第十条第八項から第十四項までの規定は、 前項の規定による届出に係る 事 事 3

第十六条

項中「株式の取得」とあるのは「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と 譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする 譲受け」と、「株式取得会社」とあるのは による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十 業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第 同条第九項中「株式の取得」とあるのは 第十条第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る事 「事業又は事業上の固定資産の 「事業又は事業上の固定資産の 一項の規定

第四十八条の二 第一項、 項若しくは第二項、 第十五条第一項、 第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場 公正取引委員会は 第十五条の二第一項、 第十条第一項、 第十一条第一 第三条、 第十五条の三第一項、 第六条、 項、 第十三条、 第八条、 第九条第 第十六条 第十四条 (新設)

条第 合において、 の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対 次に掲げる事項を書面により通知することができる。 項 (第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。 その疑いの理由となつた行為について、 公正かつ自由な競争 ただし、 第五十

の規定による通知をした後は、 この限りでない。

当該行為の概要

違反する疑いのある法令の条項

次条第一 項の規定による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の三

行為を排除するために必要な措置を自ら策定し

前条の規定による通知を受けた者は、

疑

べいの理・

公正取引委員会規則で定めるところにより

その実施しようとする措置

実施しようとするときは

由となった (新設

関する計画(以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」と に提出して、 いう。)を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会 (以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。 その認定を申請することができる。

- 2 排除措置計画には、 排除措置の内容 次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 排除措置の実施期限
- その他公正取引委員会規則で定める事項
- 3 その認定をするものとする。 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合におい その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、
- ること。 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであ
- 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 ない。 第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければなら 前項の認定は、文書によつて行い、認定書には、委員長及び第六十五条
- (5) その効力を生ずる。 第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、
- 6 公正取引委員会は、 その排除措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるとき 決定でこれを却下しなければならない。 第一項の規定による認定の申請があつた場合におい
- 7 この場合において、第四項及び第五項中 と読み替えるものとする。 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定について準用する。 「認定書」とあるのは、 「決定書
- 8 会の認定を受けなければならない。 とするときは、 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しよう 公正取引委員会規則 で定めるところにより 公正取引委員

9 準用する。 第三項から第七項までの規定は 前項の規定による変更の認定について

第四十八条の四 認定 第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、 第二項において準用する場合を含む。 六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。)をした場合におい 及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)及び第四項 十条の二から第二十条の六までの規定は、 いては、 この限りでない。 当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為につ (同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、 適用しない。ただし、 第七条第一 項及び第一 次条第一項の規定による決定があつた場合 項 (第八条の二第二項及び第二十条 公正取引委員会が前条第三項の 第七条の二第一項 第二十条第一項並びに第三 (同条第二項 第 (新設

第四十八条の五 決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。 が実施されていないと認めるとき。 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置 公正取引委員会は、 次の各号のいずれかに該当するときは

いて当該認定を受けたことが判明したとき。 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づ

2 あるのは、 いて準用する。 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による決定につ 「決定書」と読み替えるものとする。 この場合において、同条第四項及び第五項中 「認定書」と

3 に係る疑いの理由となつた行為に対する第七条第二項 に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、 において、 一十条第二項において準用する場合を含む。 一項の規定による第四十八条の三第三項の認定の取消しがあつた場合 当該取消しが第七条第二項ただし書(第八条の二第二項及び第 以下この項において同じ。 (第八条の二第二項 当該認定

(新設)

取消しの決定の日から二年間においても、することができる。項の規定による命令は、第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)又は第八条の二第三

④ 前項の規定は、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において)とあるのは「第二十条の六までの規定による命令について準用する。この場合において」とあるのは「第七条の二第二十七項(第八条の三及び第二十条において」とあるのは「第七条の二第二十七項(第八条の三及び第二十条第二項とおいて」とあるのは「第七条の二第二十七項(第八条の三において)が、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において)が、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において)が、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において)が、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において)が、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において)が、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において)が、第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において)が、第七条の二第一十七項」と読み替えるものとする。

木の二第二十七項」と読み替えるものとする。

第四十八条の六 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条 の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつている場合にお ることができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項において読 ることができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項においると ることができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項においる場合にお ることができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項においる場合にお ることができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項においる場合にお でない。

次に掲げる者

疑いの理由となつた行為をした者

り設立された法人法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併によ疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該

| | 法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法法人から分割により当該行為をした者が法人である場合において、当該

(新設)

一次に掲げる事項

1 疑いの理由となつた行為の概要

1 違反する疑いのあつた法令の条項

ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の七 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた 第四十八条の七 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となった 第四十八条の七 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となった

を加し、新設を

一 排除確保措置の内容② 排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

排除確保措置の実施期限

一 その他公正取引委員会規則で定める事項

は、その認定をするものとする。
て、その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるとき
、その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるとき
、公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合におい

ために十分なものであること。 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保する

一排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

(1) 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定につ

ときは、決定でこれを却下しなければならない。 て、その排除確保措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認める⑤ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合におい

- 6 あるのは、 いて準用する。この場合において、 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、 「決定書」と読み替えるものとする。 同条第四項及び第五項中「認定書」と 前項の規定による決定につ
- 7 委員会の認定を受けなければならない。 ようとするときは、 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る排除確保措置計画を変更し 公正取引委員会規則で定めるところにより、 公正取引
- 8 準用する。 第三項から第六項までの規定は、 前項の規定による変更の認定につい

第四十八条の八 りでない。 及び第七十六条第二項において同じ。)をした場合において、当該認定に 項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第二項 第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十条の二から第 第二項において準用する場合を含む。)、第七条の二第一項 用しない。 係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措置に係る行為については、 及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 一十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定(同条第七 ただし 第七条第一項及び第二項 次条第一項の規定による決定があつた場合は、 (第八条の二第二項及び第二十条)及び第四項 (同条第二項 この限 適

第四十八条の九 決定で、 第四十八条の七第三項の認定を取り消さなければならない。 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは (新設

確保措置が実施されていないと認めるとき。 第四十八条の七第三項の認定を受けた排除確保措置計画に従つて排除

第四十八条の七第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基 て当該認定を受けたことが判明したとき。

2 いて準用する。この場合において 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、 同条第四項及び第五項中 前項の規定による決定につ 「認定書」と

(新設)

あるのは、 決定書」 と読み替えるものとする。

3 取消しの決定の日から二年間においても、 項の規定による命令は、第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、 及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)又は第八条の二第三 に係る疑いの理由となつた行為に対する第七条第二項(第八条の二第二項 に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、 において、 一十条第一 第 一項の規定による第四十八条の七第三項の認定の取消しがあつた場合 一項において準用する場合を含む。 当該取消しが第七条第二項ただし書(第八条の二第二項及び第 することができる。 以下この項において同じ。 当該認定 当該

4 第二十条の六までの規定による命令について準用する。この場合において 読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第二十条の二から の七において読み替えて」と、 において」とあるのは「第七条の二第二十七項(第八条の三及び第二十条 第七条の二第二十七項」と読み替えるものとする。 前項中「第七条第二項ただし書(第八条の二第二項及び第二十条第二項 前項の規定は、 第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において 「、第七条第二項ただし書」とあるのは

第五十一条 前条第一項の規定による通知を受けた者(以下この節において

2 (略)

第六十五条

排除措置命令、納付命令、

競争回復措置命令、

決定(第七十条第二項に規定する支払決定を除く。

長及び委員の合議によらなければならない。

「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 第五十一条 2 う。)は、 (略) 代理人を選任することができる。 前条第一項の規定による通知を受けた者

第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びにこの節の規定による 以下同じ。)は、委員 第四十八条の三 第六十五条)は、委員長及び委員の合議によらなければならない。 規定による決定(第七十条第二項に規定する支払決定を除く。

排除措置命令、

納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の

以下同じ。

② • ③

(略)

第六十八条

公正取引委員会は

2 3 略

第四十八条の三第三項の認定をした後にお一第六十八条 (新設)

(以下「当事者」とい

処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。五第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要ないても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の

各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の九第一項② 公正取引委員会は、第四十八条の七第三項の認定をした後においても、

(新設

③ (略

又はその職員をして処分をさせることができる。

含む。)又はその不作為については、審査請求をすることができない。二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を置命令並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分(第四十七条第第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措

第七十六条 (略)

保が図られるよう留意しなければならない。

、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確排除措置命令等」という。)の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定(以下「定及び第四十八条の七第三項の認定がのに前節の規定による決定(以下「定及び第四十八条の一第三項の認定がの規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、②前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、

① (略

) 又はその不作為については、審査請求をすることができない。 規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。置命令並びにこの節の規定による決定その他の処分(第四十七条第二項の第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措

第七十六条 (略)

	г
	-
	Ĺ
- 12 -	

(審査官の涂下)	4~10 (略) 4~10 (略)	において「明細書等補完書」という。)を提出しなければならな 補完書」という。)を提出しなければな細書又は図面の補完に係る書面(以下この条及び第六十七条第三 より、明細書又は図面の補完に係る書面規定によりその補完をするには、経済産業省令で定めるところに 3 前項の規定によりその補完をするにはの四 (略) 第三十八条の四 (略)	(月田嘗てよ刃釘り一部り己哉がでナご、名易合り重印等) (月田嘗てよ刃釘り一部り己哉がでナご、名易合り重印等)3・4 (略)	は、前項	許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については ・ 許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用にのを除く。)も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特 のを除く。)も、その該当するに至つた日から六月以内にその者が	る公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたも る公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至	いずれかに該当するに至つた発明(発明、実用新案、意匠又は商標に関す」いずれかに該当するに至つた発明(発明、実用新案、意匠又は商標に関2)特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号の「2)特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号	ものとみなす。	規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなか の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該: 以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の 以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第	れかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から一年のいずれかに該当するに至つた発明は、	第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号 第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して(発明の新規性の喪失の例外)	改 正 案 1 1 2 3 3 4 4 4 5 4 6 4 7 4 8 4 9 4 10 4 <td< th=""></td<>
		らない。(以下この条において「明細書等、経済産業省令で定めるところに	いる場合の重田等)		ての同条第一項及び第二項の規定の適用について当するに至つた日から六月以内にその者がした特	のいずれかに該当するに至つたも	、実用新案、意匠又は商標に関す起因して第二十九条第一項各号の		同条第一項各号のいずれかに該当するに至らな願に係る発明についての同条第一項及び第二項	その該当するに至つた日から六月	意に反して第二十九条第一項各号	行

第六十七条 第四十八条 3 2 以下 算した期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複 する期間を合算した期間を除いた期間)に相当する期間を控除した期間 定の登録の日までの期間に相当する期間から、 ときは、 を経過した日のいずれか遅い日 算して五年を経過した日又は出願審査の請求があつた日から起算して三年 について準用する。 (存続期間 該手続を執るべき期間の経過後であつても当該手続を執ることができる るべき期間の定めがあるものについて特許法令の規定により出願人が当 た日から当該手続をした日までの期間 号及び第十号において「特許法令」という。 れた日までの期間 ときにおける当該通知又は命令があつた日から当該執るべき手続が執ら 場合において当該通知又は命令を受けた場合に執るべき手続が執られた 前項に規定する存続期間は、 る通知又は命令(特許庁長官又は審査官が行うものに限る。) があつた 前項の規定により延長することができる期間は、基準日から特許権の設 その特許出願に係るこの法律又はこの法律に基づく命令 その特許出願に係る特許法令の規定による手続であつて当該手続を執 き期間の延長があつた場合における当該手続を執るべき期間が経過し その特許出願に係るこの法律 「延長可能期間」という。)を超えない範囲内の期間とする。 (平成二年法律第三十号) 又はこれらの法律に基づく命令の規定によ 実用新案法若しくは工業所有権に関する手続等の特例に関する法 延長登録の出願により延長することができる。 第百三十九条 (略) (第六号及び第七号を除く。 特許権の設定の登録が特許出願の日から起 (以下「基準日」という。 (第三十九条第六項及び第五十条を除く 次の各号に掲げる期間を合 の規定による手続を執る の規定は、)以後にされた (次号、 審査官 第五 第四十八条 第六十七条 (新設) (新設) 官に準用する。 (存続期間 第百三十九条第一号から第五号まで及び第七号の規定は、 略 審

査

過した日から当該手続をした日までの期間場合において当該手続をしたときにおける当該手続を執るべき期間が経

- 理由がなくなつた日までの期間

 理由がなくなつた日までの期間

 理由がなくなつた日までの期間

 理由がなくなつた日までの期間

 理由がなくなつた日までの期間

 理由がなくなつた日までの期間

 理由がなくなつた日までの期間

 理由がなくなつた日までの期間
- 五 その特許出願に係る特許法令の規定による特許料又は手数料の納付に を であった場合における当該軽減若しくは免除又は納付の猶予の決定 でいて当該特許料又は手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予の決定
- が取り下げられた日までの期間定により当該明細書等補完書定により提出された日から同条第七項の規定により当該明細書等補完書書の取下げがあつた場合における当該明細書等補完書が同条第三項の規大の特許出願に係る第三十八条の四第七項の規定による明細書等補完
- があつた日までの期間をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日から当該審決の謄本の送達があつた日から当該審決の謄本の送達む。)の規定による更に審査に付すべき旨の審決があつた場合 拒絶む。)の規定による更に審査に付すべき旨の審決があつた場合を含する。
- をすべき旨の査定があつた場合 | 拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達ハ 第百六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許

があつた日 での期間 から当該特許をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日ま

八 送達があつた日までの期間 る裁決が確定した場合における当該審査請求の日から当該裁決の謄本の 服審查法 その特許出願に係る特許法関係法令の規定による処分に (平成二十六年法律第六十八号) の規定による審査請求に対す て行政不

件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号) 確定した場合における当該訴えの提起の日から当該訴えの判決が確定し た日までの期間 その特許出願に係る特許法関係法令の規定による処分について行政事 の規定による訴えの判決が

+た場合における当該手続が中断し、 その特許出願に係る特許法令の規定による手続が中断 又は中止した期間 又は中止し

4 の二及び第百七条第一項において同じ。) は、その特許発明の実施につい て安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつ 延長の期間を加えたもの。第六十七条の五第三項ただし書、 項に規定する存続期間 (第二項の規定により延長されたときは、 第六十八条 ・ 2

その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限 を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、 て当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間

(存続期間の延長登録)

度として、延長登録の出願により延長することができる。

第六十七条の二 げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。 前条第二項の延長登録の出願をしようとする者は、 次に掲

(新設

出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

特許番号

延長を求める期間

四三 特許出願の番号及び年月日

> 出願により延長することができる。 的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手 することができない期間があつたときは、五年を限度として、 令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施 続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政 特許権の存続期間は、 その特許発明の実施について安全性の確保等を目 延長登録

> > - 16 -

0

五. 出願審査の請求があつた年月日

- 2 げる期間の算定の根拠を記載した書面を添付しなければならない。 前項の願書には、 経済産業省令で定めるところにより、 同項第三号に 掲
- 3 定する存続期間の満了後は、することができない。 外者にあつては、二月)を経過する日までの期間(当該期間が九月を超え 願をすることができないときは、その理由がなくなった日から十四日 願をする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に出 るときは、 前条第一 一項の延長登録の出願は 九月))以内にしなければならない。ただし、 特許権の設定の登録の日から三月 同条第一項に規 (在 (出
- 4 前条第二項の延長登録の出願をすることができない。 特許権が共有に係るときは、各共有者は、 他の共有者と共同でなければ
- 5 限りでない。 べき旨の査定が確定し、 続期間は、 前条第二項の延長登録の出願があつたときは、 延長されたものとみなす。ただし、 又は次条第三項の延長登録があつたときは、この その出願について拒絶をす 同条第 一項に規定する存
- 6 を特許公報に掲載しなければならない。 前条第二項の延長登録の出願があつたときは、 第一項各号に掲げる事項

第六十七条の三 のいずれかに該当するときは、 しなければならない。 審査官は、 第六十七条第二項の延長登録の出願が次の各号 その出願について拒絶をすべき旨の査定を

その特許権の設定の登録が基準日以後にされていないとき。

超えているとき。 その延長を求める期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を

その出願をした者が当該特許権者でないとき。

四三 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2 見しないときは、 審査官は、 第六十七条第一 延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。 一項の延長登録の出願について拒絶の理由を発

(新設

3 2 4 3 第六十七条の五 第六十七条の四 七六五四三 兀 申し立てられた」とあるのは、 長登録の た日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項 次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。 査について準用する。この場合において、 に規定する存続期間の満了後は、することができない。 つた特許権に係る特許出願の」と読み替えるものとする。 √三 (略) ればならない。 第六十七条の二第四項から第六項までの規定は、 第六十七条第四項の延長登録の出願は、 前項の延長登録があつたときは、 前項の査定があつ (略) (第七号を除く。 第六十七条第四項の政令で定める処分の内容 出願審査の請求があつた年月日 特許出願の番号及び年月日 延長の期間 延長登録の年月日 第六十七条第二項の延長登録の出願の番号及び年月日 特許番号 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所 出願について準用する。 第六十七条第四項の延長登録の出願をしようとする者は、 第四十七条第 たときは)の規定は、第六十七条第二項の延長登録の出願の審 項、 延長登録をする。 「第六十七条第二項の延長登録の出願があ この場合において 第五十条、 次に掲げる事項を特許公報に掲載しな 同項の政令で定める処分を受け 第百三十九条第六号中 第五十二条及び第百三十九 第六十七条第四項の延 第六十七条の二第五 「不服を 3 4 2 第六十七条の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、 (新設) を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条 兀 次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。 第一項に規定する特許権の存続期間の満了後は、することができない。 一~三 (略) (存続期間の延長登録) 特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。 特許権が共有に係るときは、 特許権の存続期間の延長登録の出願は、 (略) 前条第二項の政令で定める処分の内容 各共有者は、 前条第二項の政令で定める処分 他の共有者と共同でなければ

み替えるものとする 条第六項中 項ただし書中 「第一項各号」とあるのは 次条第三項」 とあるの は |第六十七条の五第一項各号」と読 第六十七条の 七第 項

(削る)

(削る)

6 5 確定し、 ない。 る事項並びにその出願の番号及び年月日を特許公報に掲載しなければなら 限りでない。 されたものとみなす。 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、 権 又は特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、 の存続期間の ただし、 延長登録の出願があつたときは その出願について拒絶をすべき旨の査定が 第 存続期間 項各号に掲げ

は

延長

この

第六十七条の六 令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる 同条第一項に規定する存続期間の満了前六月の前日までに同条第四項の政 第六十七条第四項の延長登録の出願をしようとする者は、

事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない

(略)

第六十七条第四項の政令で定める処分

2 項に規定する存続期間の満了前六月以後に同条第四項の延長登録の出願を することができない。 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第

3 • 4 (略)

第六十七条の七 0 なければならない。 いずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定を 審査官は、 第六十七条第四項の延長登録の出願が次の各号

ことが必要であつたとは認められないとき。 その特許発明の実施に第六十七条第四項の政令で定める処分を受ける

> 第六十七条の二の二 ときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出 でに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれる は、第六十七条第 しなければならない。 一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月の前日ま 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者

一・二 (略)

三 第六十七条第二項の政令で定める処分

2 項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の存続期間 長登録の出願をすることができない。 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、 第六十七条第 の延

3 • 4

第六十七条の三 のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定を しなければならない。 審査官は、 特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号

ことが必要であつたとは認められないとき。 その特許発明の実施に第六十七条第 二項の政令で定める処分を受ける

第六十八条の二 特許権の存続期間が延長された場合(第六十七条の二第五	第六十八条の二 第六十七条第四項の規定により同条第一項に規定する存続
(存続期間が延長された場合の特許権の効力)	力) (第六十七条第四項の規定により存続期間が延長された場合の特許権の効
(新設)	る。
の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。第六十七条の四(第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び第五十二条	(削る)
•	第六十七条第四
三(特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日一・二)(略)	・ オ 第 二 <i>i</i>
ずなうない。4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなけれ4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなけれ、報討権の有縁期間を延長した旨の登録をする	すればならない。 4 前項の延長登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しな
이 이 돈	3 前項の査定があつたときは、延長登録をする。 見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。
2 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶の理由を発き。	ハ十七条第四項の延長登録の出願について拒絶のる要件を満たしていないとき。
五 その出願が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていないと三・四 (略)	五 その出願が第六十七条の五第四項において準用する第六十七条の二第三・四 (略)
き。 権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていないと二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施	き。 権を有する者が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていないと二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施

期間 れる特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用され)の当該特許 政令で定める処分の対象となつた物 一第五項本文の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。 延長された場合 権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第四項 (第六十七条の 五第四項に (その処分においてその物の使用さ おお いて準用する第六十七 る

処分の対象となつた物(その処分においてその物の使用される特定の用

効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第二項の政令で定める

〈の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。)の当該

が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物

につい

途

ての当該特許発明の実施以外の行為には、

及ばない

0) 項

第七十一条 略

略

3

るのは とき」と、 びに第百六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、 三項から第五項まで、第百四十五条第二項から第五項まで、第百四十六条 俗を害するおそれがあるとき」とあるのは るのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風 決定」と、 百五十一条から第百五十四条まで、 三十七条第二項、 第三項及び第四項、 いて準用する。この場合において、 項及び第二項」と、 第百四十七条第一項及び第二項、 及び第一 第百三十一条第 第百四十条から第百四十四条まで、 「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。 項、 第百四十五条第二項中 第百五十一条中「第百四十七条」とあるのは「第百四十七条第 第百三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第一項、 第百三十八条、第百三十九条(第六号及び第七号を除る 項、 第百三十五条、第百三十六条第一項及び第二項、 第百五十五条第一項中 第百三十一条の二第 「前項に規定する審判以外の審判」とあ 第百五十五条第一項、 第百五十条第一項から第五項まで、 第百三十五条中「審決」とあるのは 第百四十四条の二第一項及び第 「審判長が必要があると認める 「審決が確定するまで」とあ 「項本文、 第一項の判定につ 第百三十二条第 第百五十七条並 第百 第 3

についての当該特許発明の実施以外の行為には、 及ばない。

第 七十一条 略

三十七条第二項、 項及び第二項、 と、第百五十五条第一項中「審決が確定するまで」 があるとき」とあるのは 理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ 十九条第三項、 から第百五十四条まで、 七条第一項及び第二項、 五項まで、第百四十五条第二項から第五項まで、 四十条から第百四十四条まで、 第三項及び第四項、 本が送達されるまで」と読み替えるものとする。 十一条中「第百四十七条」とあるのは「第百四十七条第 十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは の場合において、 第百三十一条第 第百三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第一項 第四項及び第六項の規定は、 第百三十八条、第百三十九条 第百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第百四 項、 第百三十五条、 第百五十五条第一項、 第百五十条第一項から第五項まで、 第百三十一条の二第一項本文、 「審判長が必要があると認めるとき」と、 第百四十四条の二第一項及び第三項から第 第百三十六条第一項及び第二項、 第一項の判定に準用する。 第百五十七条並びに第百六 (第六号を除く。)、 第百四十六条、 とあるのは 第百三十二条 一項及び第二項 第百五十一条 「判定の審 第百四 判定の謄 第百五 第百 第百

4

(裁定についての不服の理由の

制 限

ての不服 派の理由 の制 4

第九十一条の二 不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。 査法の規定による審査請求においては、 第八十三条第二項の規定による裁定についての行政不服審 その裁定で定める対価についての 第九十一条の二 査法

(特許料)

第百七条 満了までの各年について、一件ごとに、 第四項の規定により延長されたときは、 同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。 特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、 その延長の期間を加えたもの)の 次の表の上欄に掲げる区分に従い (同条

表 (略

(延長登録無効審判

第百二十五条の二 第六十七条の三第三項の延長登録が次の各号のいずれか

に該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効

審判を請求することができる。

とき。 その延長登録が基準日以後にされていない場合の出願に対してされた

長可能期間を超えているとき。 その延長登録により延長された期間がその特許権の存続期間に係る延

その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対してされたとき。

四 い出願に対してされたとき。 その延長登録が第六十七条の 二第四項に規定する要件を満たしてい

2 項の延長登録無効審判は、 利害関係人に限り請求することができる。

3 無効審判の請求について準用する。 第百 十三条第三項及び第四項の規定は 第 項の 規定による延長登録

> することができない。 その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由と (平成二十六年法律第六十八号) の規定による審査請求においては、 第八十三条第二項の規定による裁定についての行政 **不服**

第百七条 満了までの各年について、 同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない 第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の 特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、 一件ごとに、 次の表の上欄に掲げる区分に従い 特許料として、 (同条

表 (略

2 5 (略)

(新設)

- を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その、その特許権の存続期間に係る延長可能期間を超える期間の延長登録いて、その延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからされなかきは、その延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからされなか
- 6 第四項本文の規定により初めからされなかつたものとみなす。 らされなかつたものとみなす。 第四項本文の規定により初めからされなかつたものとみなされた頻間内にされた第六十 を言いるときは、当該延長登録による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書 の規定により延長がされなかつたものとみなされた期間内にされた第六十 による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書

(延長登録無効審判)

てされたとき。 る処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対しる処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対しその延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第二項の政令で定め

を受けていない場合の出願に対してされたとき。若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権

に該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効 当第百二十五条の三 第六十七条の七第三項の延長登録が次の各号のいずれか 第五

てされたとき。 る処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対し一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第四項の政令で定め 審判を請求することができる。

を受けていない場合の出願に対してされたとき。 若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第四項の政令で定める処分二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権

五. 二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対してされたとき。 その延長登録が第六十七条の五第四項において準用する第六十七条の

(削る)

2 請求について準用する。 前条第二項及び第三項の規定は 前項の規定による延長登録無効審判の 3

4

3 きは、 延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間につ つたものとみなす。ただし、延長登録が第一項第三号に該当する場合にお て、 て、その延長がされなかつたものとみなす。 第六十七条の七第三項の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したと その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間の その延長登録による特許権の存続期間の延長は、 初めからされなか

(審判官の除斥)

第百三十九条 審判官は、 の執行から除斥される。 次の各号のいずれかに該当するときは、 その職務

〈 六 (略)

七 とき。 特許権に係る特許出願の審査においてその査定に審査官として関与した 審判官が第六十七条第一 一項の延長登録の出願に係る事件についてその

(略)

(審判書記官)

第百四十四条の二 略

$\frac{2}{4}$ (略)

5 忌避の申立てに係る審判書記官は、 での規定は、 第百三十九条(第六号及び第七号を除く。)及び第百四十条から前条ま 審判書記官について準用する。 除斥又は忌避についての審判に関与す この場合において、除斥又は

その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていな 出願に対してされたとき。

2 延長登録無効審判は、 利害関係人に限り請求することができる。

いて準用する。 第百二十三条第三項及び第四項の規定は、 延長登録無効審判の請求につ

が確定したときは、 ことができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審決 登録が第一項第三号に該当する場合において、その特許発明の実施をする る存続期間の延長は、 のとみなす。 延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、 当該超える期間について、その延長がされなかつたも 初めからされなかつたものとみなす。 その延長登録によ ただし、 延長

(審判官の除斥)

第百三十九条 の執行から除斥される。 審判官は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 その職

一 <u>~</u> 六 略

(新設

七 (略

(審判書記官)

第百四十四条の二 (略

$\frac{2}{4}$ (略)

5 る審判書記官は、 第百三十九条 審判書記官に準用する。この場合において、除斥又は忌避の申立てに係 (第六号を除く。) 及び第百四十条から前条までの規定は 除斥又は忌避についての審判に関与することができない

ることができない。

第百五十九条 略

2 (略

3 する場合における当該審判について準用する。 第二項から第四項までの規定は、 第五十一 第六十 七条の三第 拒絶査定不服審判の請求を理由があると 一項から第四 「項まで及び第六十七条の七

(国内公表等)

第百八十四条の九 略

2 5 (略)

の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く 国際出願の願書、 年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する 号中「又は第六十七条の五第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第百八十六条第一項第 明細書、 請求の範囲、 図面若しくは要約(特許権の設定

略

」とする。

証 明等の請求

第百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、 若しくは抄本の交付、 請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官 :秘密を保持する必要があると認めるときは、 プをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を 書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テ この限りでない。 証明、 書類の謄本

若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に いる書類 願書に添付した明細書、 (特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。) 又 特許請求の範囲、 図面若しくは要約書

係る書類

願書、

若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に

図面若しくは要約書

(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。) 又

第百五十九 略

2

3 求を理由があるとする場合に準用する。 第五十一条及び第六十七条の三第二項の規定は、 拒絶査定不服審判の

請

(国内公表等)

第百八十四条の九 略

2 5 (略)

6 一号中「又は第六十七条の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十 の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除 国際出願の願書、 年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する)」とする。 外国語特許出願に係る証明等の請求については、 明細書、 請求の範囲、 図面若しくは要約 第百八十六条第 (特許権の設定

7

(証明等の請求)

第百八十六条 請求することができる。 が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。 若しくは抄本の交付、 ·プをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を 願書に添付した明細書、特許請求の範囲、 何人も、 書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テ 特許庁長官に対し、特許に関し、 ただし、次に掲げる書類については、 証明、 特許庁長官 書類の謄

2 〜 二 4 五 第	4 (略) 〜五 (略) は第六十七条の五第二項の資料		2 -	2 〜 二 4 五 第	4 (略) 〜五 (略) は第六十七条の二第二項の資料		
別表(第	(第百九十五条関係)		別表		(第百九十五条関係)		
	納付しなければならない者	金額			納付しなければならない者	金額	HX
一 分 五.	4 (略)			一 5 五.	(略)		
六	をする者特許権の存続期間の延長登録の出願		六		をする者特許権の存続期間の延長登録の出願	一件につき七万四千円	
	イ 第六十七条第四項の延長登録の 出願をする場合 出願をする場合	一件につき七万四千円					
七~十九	-九 (略)		1	七	九 (略)		

録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。第五十条において同じ 2・3 (略) 2・3 (略) (書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及び「一マ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念ローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の商標権又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用(損害の額の推定等)	(商標権の効力が及ばない範囲) (商標権の効力が及ばない範囲) (商標権の効力が及ばない範囲) (商標権の効力が及ばない範囲) (商標権の効力が及ばない範囲) (商標権の効力が及ばない範囲) (商標権の効力が及ばない範囲)	改正案
(新設) (新設) (新設)	二・三 (略) 《商標権の効力が及ばない範囲) 《商標権の効力が及ばない範囲) 《商標権の効力が及ばない範囲) 「中定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。)第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に特定農林水産物等名称保護法」という。)第三条第一項の規定におり商品又は商品の包装に特定農林水産物等名称保護法」という。)を付する行為には、及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る。 本格の効力が及ばない範囲) 二・三 (略)	現

することができる。する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とのの使用によるものであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要ののであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要

るについて、これを参酌することができる。 故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定め求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に 前二項の規定は、これらの規定に規定する金額を超える損害の賠償の請

(商標登録の取消しの審判)

登録を取り消すことについて審判を請求することができる。使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標の第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は管

2·3 (略

(登録商標に類似する商標等についての特則)

標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商、第七十三条又は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に関項、第五十条、第五十二条の二第一項、第三十四条第一項、第三十八条第三項若しくは第第七十条第二十五条、第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一条第二項、

、これを参酌することができる。 大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについてい。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げな4

(商標登録の取消しの審判)

第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は

2・3 (略)

は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標で、第五十二条の二第一項、第五十九条第一号、第六十四条、第七十三条又第三十一条の二第一項、第三十四条第一項、第三十八条第三項、第五十条第七十条 第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一条第二項、

(登録商標に類似する商標等についての特則)

2~4 (略)

であると認められるものを含むものとする。

あつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同

一の商標

2 \ 4

の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含むずパートナーシップ協定(以下「環太平洋協定」という。)の我おいては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつ各に、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各のに、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応	表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税に定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税に貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する。易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百.	人数量が輸入基準数量を超えた場合の特別 大数量が輸入基準数量を超えた場合の特別 大変量が輸入基準数量を超えた場合の特別 大に掲げる物品について、当該年度中のこ 大に掲げる物品について、当該年度中のこ が税率)の規定又は第二条若しくは第八条 で税率)の規定又は第二条若しくは第八条 ででは、同表において「発動日」という。) は、 の三 平成七年度から平成二十八年度まで のては、同表に定める税率。以下この頃に がのった。)	3 吊 容
。が環境に の の の の の の の の の の の の の	の関税率」という。で関税率」という。で受けない国(そのついての条約の特別条の二において「協議許表の第三十八表	(大学) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	案
は、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合のをいう。以下この条において同じ。)を含む別表第一の六の項にあつてンを除く。)又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のもおいては、飼料用麦(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(メスリぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十八年度に)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それ	表に定める税率。以下この条及び次条において「通一部である地域を含む。)の生産物で輸入されるもの規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税の日本国の譲許表に定める税率(第七条の七及び第貿易に関する一般協定のマラケシュ協定附属書一Aの千九易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九	を	現
品の輸入数量を当該各項ごとに合きに掲げる物品のうち飼料用のも号に掲げる物品(メスリー・九九号に掲げる物品(メスリオのものの区分に応じ、それなされるものの区分に応じ、それ	条において「通常の関税率」という。で輸入されるものにあつては、同法別の規定による便益を受けない国(その低いもの(関税についての条約の特別七条の七及び第八条の二において「協議定書に附属する譲許表の第三十八表属書一Aの千九百九十四年の関税及び	(別表第一の三に掲げる (別表第一の三に掲げる という。)を超えた場 という。)を超えた場 という。)を超えた場 という。)を超えた場 という。)を超えた場 という。)を超えた場 大の二第一項若しくは第 での各年度において、別 がら当該年度の末日ま から当該年度の末日ま から当該年度の末日ま	行

数量 度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアと らかじめ財務大臣が告示する数量(第六項において「協定対象外輸入基準 各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量) 第一〇〇一・九九号に掲げる物品 基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦 の間の協定 ものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの 物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる 期間に係るものに限る。 以後の期間に係るものに限る。)を別表第一の六第一三項及び第一四項の ごとに合計した輸入数量 三・九○号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。 において に係る輸入数量 の輸入数量(環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日 という。)を超えた場合に限る。 を原産 「環太平洋協定原産品」という。 (第八項において「オーストラリア協定」という。 地とするもの (環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の 第八項において同じ。 (同表第一三項及び第一 (第八 八項に (メスリンを除く。 お いて に係る輸入数量を同 締締 を控除した輸入数量があ 四項にあつては、 約国産 及び同表の各項に掲げる 第八項において同じ)又は同表第 物品」 という。 (同法別表 の規定に 表の各項 (第八項 当該年

を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第六項にお 益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量 計した輸入数量から当該年度中の当該各項 て「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

の第九条の

第

項

譲

0 便

2 5 5

2 5 5 物品であって締約国産物品の輸入数量に相当する数量を除く。 年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量 る |国を原産地とするもの(第一号において「締約国産物品」という。) に係 算出する場合について準用する。この場合において、 入数量」とあるのは「物品の輸入数量 において同じ。 |輸入数量を除く。以下この項において同じ。) 」と、同項第一号中「各 前 一項の規定は、 と読み替えるものとする。 (略)) 」 と、 第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を 表第 0) 六第 (環太平洋協定の我が国以外の締約 五項」 (別表第 とあるのは 第四項中「物品の輸 一の六に掲げる 以下この項 「同表第

6

7

7

略

6 リア産飼料用麦の輸入数量に相当する数量を除く。 う。)に係る輸入数量を除く。 じ。)」と読み替えるものとする。 を原産地とするもの 算出する場合について準用する。この場合において、 入数量」とあるのは 一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量 前 一項の規定は、 第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量 「物品の輸入数量 (第一号において「オーストラリア産飼料用麦」とい 以下この項において同じ。 (飼料用麦であつてオー 以下この項におい 第四項中「物品の輸) と と、 ストラリア 同項第 -ストラ て同

8 輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の締約国産物品の それぞれ官報で告示するものとする 場合に該当する場合に限る。)には、 量を超えた場合(平成二十八年度においては、 を控除した輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品 輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸 る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、 トラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。 末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第 入数量 量 輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数 譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(環太平洋協定がオース 掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該 毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入 財務大臣は、 一三項及び第 (平成二十八年度においては、 (同表第一三項及び第一四項にあつては、 別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日か 一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量) 当該年度の初日から毎月末までの同表 当該輸入基準数量を超えた各項に係 第一項ただし書に規定する 当該年度の初日から毎月)を同表 一項 8

に、 ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日 度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項 数量 ら毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸 に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日まで する場合に該当する場合に限る。)には、当該輸入基準数量を超えた各項 八年度においては、 とに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(平成二十 月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ご の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)を翌 までの当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼 財務大臣は、 それぞれ官報で告示するものとする。 (平成二十八年度においては、 別表第一の六に掲げる物品については、 飼料用麦を含む項にあつては、 飼料用麦を含む項にあつては、 第一項ただし書に規定 当該年度の から毎月末 当該. 料用麦 初日 入

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

条

の五

削除

第七条の五 限る。 | 当該年度の初 率法別表第〇二・〇 輸入されるものに課する関税の率は、 する場合には、 冷凍牛肉」と ○二項に掲げる牛の肉 (以下この条において 平成七年度から平成二十八年度までの各年度にお いう。 生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に 項に掲げる牛の肉 (冷凍したものに限る。 同表に定める税率とする。 「生鮮等牛肉」という。 それぞれ次の各号に掲げる場合に該当 第 一条又は第八条の (生鮮のもの及び冷蔵したものに (以下この条におい 又は同表第〇 7 項若しく 関 税

当該年度の初日から当該年度の第

四半期

第

一四半期及び第三四半

及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。 係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成二十八年度において 入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、 度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸 の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十八年度においては 該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日まで 期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の 超えた場合に限る。 第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。 年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分 ラリア原産品」という。) に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許 済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第七条の八 半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(経 としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に 該二分の一に相当する数量とする。) に百分の百十七を乗じて得た数量 該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年 るときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。 ころにより税関長が認めたもの(第七条の八第一項において「オースト づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めると 「協定対象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度の初日から同 百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量 半期の初日 便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において 号に係る発動日」という。) から当該年度の末日まで 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、 (その超えることとなつた月が六月、 その超えることとなつた月の属する四半期の翌 第二四半期及び第三四 九月又は十二月であ 同項において 輸入数量が の規定に基 当

ては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十八年度におい二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以第七条の六 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、関税定 第

当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるとき 数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「第二号 平成二十八年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、 量を下回る場合には、 等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したもの 年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た 百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第 に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。 三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。 から同年度の第一四半期の末日まで 同年度の五月一日。 当該二分の一に相当する数量とする。 同項において「第二号に係る発動日」という。 <u>の</u> 一分の)を超えた場合 一に相当する数 に百分の 当該

輸入数量を算出する場合について準用する。 第七条の三第七項の規定は、前項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量(平成二十八年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十八年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十八年度においては、当該協定対象外輸入基準数量を超えた場合(平成二十八年度においては、当該協定対象外輸入基準数量を超えた場合(平成二十八年度においては、当該協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以第七条の六 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、関税定

(1) 中 輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の 第○二一○・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六○二・四 第二号」と、同表第○二一○・一一号の⑴中「同表第四項第一号」とある 号」とあるのは にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の①中「同表第一項第 八において「豚肉等」という。)について、 同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、 二二号の二及び第○二○三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第○二○六 二〇三・一二号の二の①中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項 ・三〇号の二の口及び第〇二〇六・四九号の二の口に掲げる豚のくず肉、 という。) 並びに同 の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・ は 号の一、第一六○二・四二号の一及び第一六○二・四九号の二の○に掲 「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第○ 「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする 「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の .法別表第○二○三・一一号の二、第○二○三・一二号 次の各号に掲げる場合に該当 第〇二一〇・一九号及び

半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当す で を超えた場合(平成二十八年度においては、 る数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告 肉等 の第 の過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四 に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、 当該年度の初日から当該年度の第 係る輸入数量 輸 兀 半期、 (第七項において 第 (環 兀 (環太平洋協定が当該締 太平洋協定の |半期及び第三四半期に属する各月の末日 第 一号に係る輸入基準 我 一四半期、 が国以 約国 当該年度の初日から当該年 第二四 締約国を原産 当該年度の前年度ま 数量」という。 半期及び第三四 て効力を生ずる 地とする にまでの 平

> 二〇三・一二号の二の①中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項 げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の 第○二一○・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六○二・四 同表第〇二一〇・一一号、 二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、 のは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする 第二号」と、同表第○二一○・一一号の⑴中「同表第四項第一号」とあ ①中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、 号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第○二○三・一一号の二の にかかわらず、 輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第 する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間 八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当 一号の一、第一六○二・四二号の一及び第一六○二・四九号の二の○に掲 の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・ という。) 並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号 ・三○号の二の□及び第○二○六・四九号の二の□に掲げる豚のくず肉 別表第一の三第〇一〇三・九二号の①中「同表第一項 第〇二一〇・一二号、 第〇二一〇・一九号及び 一項又は第三項の規 同表第〇二〇六 長第○ 内に 第 る

た月 ることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日 数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量 なつた月が六月、 を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得 て同じ。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初 の便益の適 だ属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量 当該年度の初日から当該年度の第一四半期 の翌々月 の初日。 を受けるものに係る輸入数量を除く。 九月又は十二月であるときは、 第七項において「第一号に係る発動日」という。 第 (第八 当該超えることとなっ 一四半期及び第三 (その超えることと 以下 条の六第 この条に その超え 項 おい の譲

用物品」 いう。)から当該年度の末日まで となつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」と 係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。 年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該 こととなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、 の超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超える としてあらかじめ財務大臣が告示する数量 各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合 を生ずる日以後の期間に係るものに限る。 を受けるものに係る輸入数量 返以 したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量 項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」 前)外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便 便 という。 簡に 益の適用を受けるもの に係るも に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協 のに限る。 (環太平洋協定が当該締約国について効力 (次項及び第七条の九において と環太平洋協) を 除 く。 (第七項において「第 定の という。 規 以下この項及び第 定に基づ 当該超えること が 益の適用 き関税の 「譲許適 定の我 一号に 当該

一 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年 その超えることとなつた月が三月であるときは、 数量」 度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当 相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大 告示する数量(第七項において する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が る協定対象外輸入数量が、 を超えた場合(平成二十八年度においては、 項において「第二号に係る発動日」という。) が告示する数量 年度の第 という。 項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の を超えた場合に限る。 (第七項において 当該年度の前年度までの過去三年度における 「第二号に係る輸入基準数量」という。 「第二号に係る協定対象外輸入基準 当該年度の翌年度の初日 当該年度中の第一 から同年度の第 同年度の五月一日。 一項に係 四半 第

)から当該年度の末日まで

第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで生なつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「告示する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年

期 0 末日まで

2 の六第一 が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。 に限る。 度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定 第五項及び第七項において「第二項に係る輸入基準数量」 控除した輸入数量(第七項において 第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、 から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、 \mathcal{O} えた場合には、 きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量 項に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。 という。)があらかじめ財務大臣が告示する数量 合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条 の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量 (環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るもの の八に定める税率とする。ただし、 翌々月の初日(以下この条において「第二項に係る発動日」という。) 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、当該年度中の生 一項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量(環太平洋協定 と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との 生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月 第一 平成二十八年度においては、 一項に係る協定対象外輸入数量 (第五項において という。)を超 当該年 別表第 第 2

とする。 二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、 までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、 下この条において「第二項に係る発動日」という。) ている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日 以下この条において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、 きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量 平 成七年度から平成二十八年度までの各年度において、 別表第一の八に定める税率 第 から当該年度の末日 一条又は第八条の 当該年度 生き 0 以

3 • 4 る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合に 第七条の三第四項の規定は、 (略) 第一 一項に係る輸入基準数量又は第二項に係 5 3

5

おいて、 用するときは、 あるのは . て (環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの 「締約国 第 「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数 『産物品」 一項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準 同条第四項中 司 項第 「別表第 「各年の !係る輸入 の六に掲げる物品の輸入数量)国内消費量」 、数量を除く。 とあるの 下この項にお (第 は 一号にお 上

場合について準用する。 る輸入数量に相当する数量を除く。 は のに係る輸入数量を除く。 とあるのは 第七条の三第四項の規定は、 国内消費量 「輸入数量 (第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるもの (第八条の六第1 この場合において、 を 第 と 一項に規定する輸入基準数量を算出する 同項各号中 一項の譲許の便益の適用を受けるも と読み替えるものとする。 同条第四項中 国内消費量 輸 入数量 とあるの を

する。相当する数量を除く。以下この項において同じ。)」と読み替えるものと相当する数量を除く。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとの国内消費量(締約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量に

6 (略)

7 及び第一)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きて ては、 当する場合に限る。)には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規 輸入基準数量を超えた場合 年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第 豚肉等の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十八 た場合 る豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の第二項に係る輸入基準数量を超え 合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動 る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場 いる豚及び豚肉等の輸入数量 該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量(平成二十八年度におい こととなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。 定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超える に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。 財務大臣は、 (第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日 当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量) (平成二十八年度においては、 一項に係る協定対象外輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の 平成七年度から平成二十八年度までの各年度において、 (平成二十八年度においては、 (平成二十八年度においては、 第二項ただし書に規定する場合に該)又は第二号に係る 当該第 当該輸入数量 並びに生きて 項に係 一号 当 7

経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8份に第七条の七 経済連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書

6 (略

その超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚 豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量 該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び 当該重複期間の開始の日) 旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には 及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その 第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日) えた場合には、 一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超 それぞれ官報で告示するものとする。 財務大臣は、平成七年度から平成二十八年度までの各年度にお その旨及び第一号に係る発動日又は第一 をその超えることとなつた月の翌月末日までに 一号に係る発動日 が第 を

、経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8切に第七条の七 経済連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書

」という。 易に関する制度を有する地域を含む。 済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸 この条において単に 七条の十及び第八条の二第 協定の規定に基づき、 重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第六項及び第七項にお 入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実 として政令で定めるものをいう。以下同じ。 7 次の措置をとることができる 同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なもの 間の . て 「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合に 国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携 経済上の)があり、 連携を強化する条約その他の国際約束であつて、 「譲許」という。)による特定の種類の貨物 政令で定めるところにより、 当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これ 一項におい 以下この条、 て同じ。)に基づく関税の譲許 貨物及び期間を指定 玉 第七条の九第 (固 有の関税及び貿 (当該経 一号、 その (以 下 第 適

一・二 (略)

2 · 3 (略)

4 経済連携協定の我が国以外の締約国(第十二条の四において「協定締約できる。

5 · 6 (略)

ても、 0 、府は、 産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ 前項の 分な証拠により、 調 査が開始された場合におい 特定貨物 の輸入増加 て、 0 事 その調査の完了前にお 実及びこれによる本 国民経済上

> という。)があり、 連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸 次の措置をとることができる。 定の規定に基づき、 いて、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、 て「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。) 大な損害を与え、 同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重 の増加の事実 の条において単に して政令で定めるものをいう。 な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものと の間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、 (固 有 0 関 税 及び貿易に関する制度を有する地域を含む (第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の 又は与えるおそれがある事実 「譲許」という。)による特定の種類の貨物(当該経済 政令で定めるところにより、 当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、 以下同じ。)に基づく関税の (第六項及び第七項にお 貨物及び期間を指定し がある場合に 当該経済連 以 譲 下 同 その 。 以 これ 事実 下こ 適 お 確

· | (略

2 · 3 (略)

4 場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより 適用を停止し、 国」という。)において当該経済連携協定の規定に基づき関税 譲許がされている貨物を指定し、 (次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。 経済連携協定の我が国以外の締約国 実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる その貨物の全部又は一 (第十二条の二において 部につき譲許 がとられ の緊急措 協定 \mathcal{O} た

5・6 (略)

邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上いても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本7.政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前にお

をとることができる。づき、政令で定めるところにより、国、貨物及び期間を指定し、次の措置特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基

一•二 (略)

8 (略)

止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めるこ水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の (

項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前 (新設とができる。

意見を述べなければならない。

場合を除き、

その求めがあつた日から起算して三十日以内に、

(略)

(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)

第七条の八 入数量 あらかじめ財務大臣が告示する数量 当該経済連携協定に定められた当該修 るものをいう。 はその譲許を修正することができると定められた物品であつて政令で定め 定に基づき、 れた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、 定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定 により に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定めら (当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところ 政令で定める輸入数量。 修正対象物品(経済連携協定において、当該経済連携協定の規 当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸 以下この条において同じ。 第三項及び第四項において同じ。 (同項において |正対象物品に係る一定の数量として について、 「輸入基準数量」とい 経済連携協定の規 が 又

> かにはぶでから。 づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をと特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基

ることができる

8 (略)

(新_設)

> | *\overline{\pi}* |

書面により

(略)

9

第七条の八 ● 及びオーストラリア協定に定められた基準税率のうち最も低いものとする る実行税率、 の翌々月の初日 えた場合には、 定められた一定の数量(第四項において「輸入基準数量」という。 年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量がオーストラリア協定に 品に限る。 ーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。) (オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止) 末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、 第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉 以下この条において同じ。)又は同項に規定する冷凍牛肉 才 生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうちその超えることとなつた月 (以下この条において ストラリア協定の効力発生の日 「発動日」という。 の前日における実行税率 (オーストラリア原産 について、 から当該年度 発動日におけ を超 その

象物品に係る税率のうち最も低いものとする。
つた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるとき、その定めるとり、)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなり。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなり。

発動期間の開始の日における実行税率

日)の前日における実行税率定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める二当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日(当該経済連携協

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

品については、適用しない。 2 前項の規定は、経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物 2

ついて準用する。 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合に

4 財務大臣は、その年度の初日(政令で定める修正対象物品にあつては、4 財務大臣は、その年度の初日(政令で定める修正対象物品の輸入基準数量を超えた修正対象物品の輸入基準数量を超えた修正対象物品の輸入基準数量を超えた修正対象物品の輸入基準数量を超えた修正対象物品の輸入基準数量を超えた修正対象物品にあつては、4

定める。 「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の 「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の のでである修正対象物品に係る前項の規定の適用については、同項中

(環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回

たものについては、適用しない。
て送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認め
前項の規定は、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉が発動日前において本邦に向け

| する場合について準用する。 | する場合について準用する。 | 第七条の三第七項の規定は、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出

(新設

や比契の九	つた場合
امعہ	\mathcal{O}
襄午箇目勿□である	関税の譲許の修正)
る関当	

第 を下回るもの(第二号において「譲許修正物品」という。)に課する関税 定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。 口に掲げる物品のうち、 多のサ 譲許適用物品である関税定率法別表第○一○ 頭の課税価格が発動基準価格 (環太平洋協定に 一・二九号の二の

(新設

の率は、 次に掲げる税率のうち最も低いものとする。

この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率

の前日における実行税率

環太平洋協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる

環太平洋協定の付録に定められた税率

(経済連携協定に基づく報復関税)

第七条の十 益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利

を指定し、 基づき、 政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物 その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、

行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

農林水産大臣、 を求めることができる。 内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、 の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲 経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、 関税の譲許

2

3 場合を除き、 意見を述べなければならない。 項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、 外務大臣、 農林水産大臣、 その求めがあつた日から起算して三十日以内に、 経済産業大臣その他関係行政機関の長は、 正当な理由がある 書面により 前

4 政令で定める。 前三項に定めるもののほか これらの規定の適用に関し必要な事項は

(新設)

(特恵関税等)

めるところによる。 第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益 第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益 第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益 第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益

一~三 (略)

2~4 (略)

(経済連携協定に基づく関税割当制度)

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められて 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められて

(特恵関税等)

第八条の二 よる。 号に掲げる物品で、 令で定めるもの を希望するもののうち、 を有する地域を含む。 する関税の率は、 経済が開発の途上にある国 (以下「特恵受益国等」という。) を原産地とする次の各 第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところに 平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課 当該便益を与えることが適当であるものとして政 であつて、 関税について特別の便益を受けること (固 有 0 関税及び貿易に関する制

一~三 (略)

2~4 (略)

(経済連携協定に基づく関税割当制度

た者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けの便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及びめられている物品(次項に規定する物品を除く。)については、その譲許第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定

用する。 用する。 用する。 用する。

3

3

略

(新設)	場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることによりに一次に対して環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。)について環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。)について環太平洋協定の請求の特例)
3~8 (略)	3~8 (略)
(オーストラリア協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確定めるところにより、譲許の便益を適用する。 一・二 (略) 保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。。	(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用) (経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)。)が税関の監督の下で飼料の原料として使用するもところにより、譲許の便益を適用する。ところにより、譲許の便益を適用する。ところにより、譲許の便益を適用する。ところにより、譲許の便益を適用する。ところにより、譲許の便益を適用する。。
(新設)	(環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税) ところにより、その関税を免除する。 ところにより、で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第 ところにより、 更正があつた場合には、 るときは、 て「更正」という。)があつた場合には、 項 当該納税申告に係る納付すべき税額 項又は第三項(更正及び決定)の規定による更正(以下この条におい (更正の請求) の規定による更正の請求をすることができる。 当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、 税関長に対し、 当該更正後の税額) 当該納税申告に係る税額 (当該税額に関し同法第七条の十六 当該更正後の税額)が過大とな について同法第七条の十五第 (当該税額に関し 政令で定める

(賦課決定の請求)

第十二条の三 より、 に対し、 協定の原産品とされる貨物に限る。)の関税に係る納付すべき税額の決定 許の便益を適用しないで当該貨物(環太平洋協定の規定に基づき環太平洋 賦課決定)の規定により、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲 の許可の日(同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることに をすべき旨の請求をすることができる。 交付された日)から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長 する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、 つた場合には、当該決定後の税額)が過大となるときは、当該貨物の輸入 当該決定に係る納付すべき税額 当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定 関税法第六条の二第 項第二号 (同条第三項の規定による決定があ (税額の確定の方式)に規定 同法第八条第一項

(新設)

4 3 のであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。 による決定をしないときは、 た者に通知する。 税関長は、 前項の調査をした場合において、 当該決定をすべき理由がない旨をその請求を 関税法第八条第三項の規定

係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるも

前項の規定による決定の請求があつた場合には、

その請求に

2

税関長は、

第 項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付

5 第十二条の四 6 4 3 2 きる。 るのは 期間を定めて、 賦課決定の請求) 定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について 違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき 貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、 が所在する協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の 済連携協定の規定に基づき、 の請求に基づく更正」とあるのは 計算する場合における同項の規定の適用については、 金について同法第十三条第一 通知を要しない。 それがあると認めるときは、 環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするお 査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、 <u>\</u> (経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認) 当該経済連携協定の規定に基づき、 税関長は、 税関長は、 税関長は、 (略) (略) き税額が A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる品目に該当する 「その請求」と、 (略) 次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協 その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、 その職員に環太平洋協定第四章 減少した関税 (略 書面によりその旨を通知するものとする。 の請求に基づく賦課決定_ 「当該更正」とあるのは 三項 同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者 (当該関税に係る延滞税を含む、 前項の規定にかかわらず (還付及び充当) 「関税暫定措置法第十二条の三第 当該譲許の便益を与えないことがで ٤ (繊維及び繊維製品) に規定する還付加算金を 「当該決定」とする。 「その更正の請求」とあ 同項第二号中 同項の規定による に係る過納 当該調 附属書 「更正 項 経 5 4 3 2 第十二条の一 (新設 きる。 定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について 定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて 当該経済連携協定の規定に基づき、 書面によりその旨を通知するものとする。 (経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認) 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、 (略) 略 略 当該譲許の便益を与えないことがで

経済連携協

関税定率法	第八条の三、第八条の五、第九条関係)別表第一「暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、	2 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせよる。 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせよる。 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせよる。	(環太平洋協定に基づく調査) 「環太平洋協定に基づく調査) 「環太平洋協定に基づく調査) 「環太平洋協定に基づく調査) 「環太平洋協定に基づく調査) 「環太平洋協定に基づく調査) 「環太平洋協定に基づく調査) 「環太平洋協定に基づく調査) 「環太平洋協定に基づく調査)	7 (略) 五・六 (略) 五・六 (略) 四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同号の調査を四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同号の調査を
関税定率法	第八条の三、第八条の五、第九条関係)別表第一「暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、		(新設)	6 (略) 五・六 (略) 五・六 (略) 一 五・六 (略) 一 一 第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。 を関われたとき、又は第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第一項第三項の通知をした場合において、協定締約国又は当該通知に係る貨

- 八 - 八 - 八 - 八 - 八 - 八 - 六 - 二 - 〇	(略)	別表の番号
する調製食料品	(略)	品名
そのは 以 の な こ 上 こ 上 正 上 近 五 % 円	(略)	税 率
- 八 八 〇 六 ・ - 二 〇	(略)	別表の番号
	(略) (略)	表の番

一八〇六・九〇		一八〇六・三二				
その他のもの 二 その他のもの A (略) その他の乳製品に係 る共通の限度数量以 る共通の限度数量以	チューインガムその一のの一のの一のの一のの一の一の一の一の一の一の一の一の一のののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ち 一 砂糖を加えたもののう 二 その他のもの	状のものに限る。) その他のもの(塊状、板状又は棒(略)	□ その他のもののうち もの 重量の五○%以上の	B その他のもののうちの	量の五○%以上のもよ糖の含有量が全重他の砂糖菓子及びし
<u>-</u> <u>%</u>	-		(略)	二 七 %	-	
一八〇六・九〇						
その他のもの 二 その他のもの 二 その他のもの その他の乳製品に係 る共通の限度数量以			(略)	二 その他のもののうち		
<u>-</u> %			(略)			

	一九〇一・九〇	一九〇一・二〇	一九〇一・一〇														九・〇一								
()·(二)(略)	○ その他のもの) (略)	(略)	当するものを除く。)	のものに限るものとし、他の項に該	ココアの含有量が全重量の五%未満	全に脱脂したココアとして計算した	ココアを含有するものにあつては完	・〇四項までの物品の調製食料品(。)及び第○四・○一項から第○四	とし、他の項に該当するものを除く	重量の四○%未満のものに限るもの	として計算したココアの含有量が全	のにあつては完全に脱脂したココア	の調製食料品(ココアを含有するも	物、ミール、でん粉又は麦芽エキス	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀	0	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	糖の	砂	チューインガムその	ち	A 砂糖	二 その他のもの
(略)		(略)	(略)															<u> </u>							
	·	一九〇一・二〇	一九〇一・一〇														九・〇一								
()·(二 (略)	·	·	· -	当するものを除く。)	のものに限るものとし、他の項に該	ココアの含有量が全重量の五%未満	全に脱脂したココアとして計算した	ココアを含有するものにあつては完	・○四項までの物品の調製食料品(。)及び第○四・○一項から第○四	とし、他の項に該当するものを除く	重量の四○%未満のものに限るもの	として計算したココアの含有量が全	のにあつては完全に脱脂したココア	の調製食料品(ココアを含有するも	物、ミール、でん粉又は麦芽エキス	一九・〇一麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀								

二 その他のもの二 こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	一	(2) (略) (三) (略) (三) (略) (三) (略) (三) (略) (三) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四
二 八 · 八 %	二 五 %	(略)
	による申込みに応じ をで定めるところに より農林水産大臣の によるもの。 で定めるところに より農林水産大臣の がる米穀等のうち政 がる米穀等のうち政 がる米穀等のうち政 がる米穀等のうち政 がる米穀等のうち政 がる米穀等のうち政 がる米穀等のうち政	(1) (略) (1) (略) (1) (略) (1) (略) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
	二 五 %	(略)

(略)		二 〇 〇 五 · 五	二〇〇五・四〇		二 〇 ・ 〇 五	二〇〇二・九〇		(略)
(略)	一 砂糖を加えたもの一 砂糖を加えたもの重量の五○%以上のもの	ささげ属又はいんげんまめ属の豆さが属又はいんげんまめ属の豆のもの	その他のもののうち その他のもののうち であれどう(ピスム・サティヴム)	く。) もの及び第二○・○六項の物品を除調製し又は保存に適する処理をした	限るものとし、食酢又は酢酸によりその他の野菜(冷凍してないものに調製し又は保存に適する処理をした	(略) (略) (略) (略)	たませて (食酢又は酢酸により調製し) おりたい (食酢又は酢酸により調製しては保存に適する処理をした)	(略)
(略) ———	%	-				略		(略)
(略)					(新設)	二〇〇二・九〇		略)
(略)					(新設)	(略)(略)(略)のは保存に違する女理をしたものを	てはそのに位って見ていてものです。トマト(食酢又は酢酸により調製しては保存に適する処理をした調製し又は保存に適する処理をした	(略)
(略)					(新 設)	(略)		(略)

□ つーヒーをもととした調 □ 1 つーヒーをもととした調 □ 1 つ	ーをもととした調製品 一 エキス、エッセンス又は 濃縮物をもととした調製品		一 砂糖を加えたもののうち エキス、エッセンス及び濃縮物	1 4 0	コーヒーのエキス、エッセンス及ったものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物(いっリーその他のコーヒー代用物(いったり)	はマテをもととした調製品並びこチもととした調製品、コーヒー、茶又ッセンス及び濃縮物並びにこれらをコーヒー、茶又はマテのエキス、エ
<u></u> → %		二 · 七 %				
			新設)			- - - -
		<u>-</u> <u>-</u>				
二 コーヒーをもととした調	ーをもととした調製品	ゾ は ュ 濃 縮	(新設)	した調製品並びにコーヒーをもととして濃縮物並びにこれらをもととし	コーヒーのエキス、エッセンス及ったものに限る。)並びにそのエキコリーその他のコーヒー代用物(いっけーのではない。)がはないである。)がはないでは、	はマテをもととした調製品並びこチもととした調製品、コーヒー、茶又ッセンス及び濃縮物並びにこれらをコーヒー、茶又はマテのエキス、エ

	を除く。)調製食料品(他の項に該当するもの		を除く。)調製食料品(他の項に該当するもの	
		<u>-</u>	(b) その他のもの (b) その他のもの	
三 五 %	内のものる共通の限度数量以る共通の限度数量以	三 五 %	A の他のもの A の他の乳製品に係る共通の限度数量以	
(略)	. そ ((略)	そし、略	
	茶又はマテをもととした調ととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品がでに茶又はマテをもととした調製品がでいる。だび濃縮物がでいる。だび濃縮物がでいる。でである。でである。でである。でである。でである。でである。でである。でである。でである。でである。でである。でである。でのエキス、エッセンスでのエキス、エッセンスではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいる。ではいるのではいる。ではいるのではいるのではいる。ではいるのではいるのではいるのではいるのではいるのではいるのではいるのではいるの	 - %	(b) その他のもの 茶又はマテのエキス、エッセンス 及び濃縮物並びに茶又はマテをも ととした調製品 ととした調製品 こ 茶又はマテをもとと	
二 五 %	最以内のもの保度数である。	二 五 %		
(略)	B A (略) 製品 製品	略)	B A (略) 製品 製品	

											二一〇六・九〇									二 〇 六 • 一 〇
											Ő									
(b) 大麦 (裸麦を含む。) の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち 政府が主要食糧の 産に関する法律第	(a) (略)	B その他のもの	A (略)	超える調製食料品	有量が全重量の三〇%を	含む。)のいずれかの含	む。)又は大麦(裸麦を	→ 米、小麦(ライ小麦を含	二 その他のもの	一 (略)	その他のもの	B その他のもの	→ 砂糖を加えたもの	二その他のもの	その他のもの	(略)	(略)	一 (略)	たたんぱく質系物質	たんぱく質濃縮物及び繊維状にし
	(略)		(略)							(略)		一 九 · 一 %			三五%	(略)				
											<u></u>									<u> </u>
											一〇六・九〇									二 0 六 · 一 0
1 152171	(a) (略)	B その他のもの	A (略)	超える調製食料品	有量が全重量の三〇%を	含む。)のいずれかの含	む。)又は大麦(裸麦を	→ 米、小麦(ラ	二 その他のもの	一 (略)	その他のもの				その他のもの	(略)	(略)	一 (略)	たたんぱく質系物質	たんぱく質濃縮物及び繊維状にし
大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量ののうちののうち。 一次を超えるもののうち 一次を超えるもののが主要食糧の 一次に関する法律第		もの		段料品	単の三○%を	ずれかの含	麦(裸麦を	小麦(ライ小麦を含							の					

ロ その他のもの ロ その他のもの ハ その他のもの ハ その他のもの 一 % 以上のもの 一 %	(ゴ) その他のもの (a) 砂糖を加えたもの (a) 砂糖を加えたもの はそのエキスを含	
/0		/0
		る を 林 る の 政 第 法 れ 麦 及 行 る 定 局 り も 受 水 と う 令 三 第 る と 売 政 込 第 入 の け 産 こ ち で 号 四 も と 売 政 込 第 入
		を受けて輸入さる を受けて輸入さる を受けて輸入され るもの を受けて輸入され るもの を受けて輸入され るもの を受けて輸入され るもの を受けて輸入され るもの を受けて輸入され るもの を受けて輸入され るもの を受けて輸入され るもの を受けて輸入され のうさの を受けて解入され のうさの を受けて解入され のがある。 のがある。 のがある。 のがある。 のがのでには のがある。 のがのににして のがのにの にによる。 のがのでには のがる。 を受けて解入され の証明 の証明
		二 五 %

 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$ Ι 八五%以上の 量が全重量の の ラム以下のも 入りにしたも 小売用の容器) にする旨が 。)、成分に 器ともの一個 用の容器入り 変更を加える もの(小売用 量が五〇〇グ もの一個の重 ものに限る。 重量が五〇〇 ともの一個の ことなく小売 のものに限る ○グラム以下 の重量が五〇 したもの(容 の容器入りに グラム以下の のもの(容器 <u>~</u>

							(III I) テ		\smile	£.	+:1	الم	が	及Ⅰ	明	毛
もの 他の	Tに 下 グ カ 限 の ラ 3 。 の 以 (が個ともの重量	の(容器	容器入り	小売用の	乳脂肪を含		乳糖、乳た			ものを除く。	七円を超える	ムにつき二五	が一キログラ	及び課税価格	明されたもの	手続により証
二 八 · 八 %									○銭一円九	ーキログラム							
																	_

		T	別
○ <u>□</u> ○□ · · · ○	〇四·〇二	別 表 税 の 定 番 率 号	別表第一の三 (略) (本)
くは乾燥をし又は砂糖その他の 甘味料を加えたものに限る。) 粉状、粒状その他の固形状の もの(脂肪分が全重量の一・ 五%以下のものに限る。) 一 砂糖を加えたもののう ち 別表第一第〇四〇二 ・一〇号の一に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの	ミルク及びクリーム(濃縮若し(略)	品名	第七条の三、 (略)
略	略	の され でに	第七条の六関係)
(略)	(略)	の でに輪入 を こ一日 に輪入 ま カル年 三一日 に輪入 ま 月 大 の に輪 入 の に に に に に に に に に に に に に	
能	略)	もの 大され 前日 もの 大され 前日 日三 一〇年 成九 十 一〇年 成九 十 の の の の の の の の の の の の の	う農産物等
略	(略)	るもの を 日までに でに を 日から平 の されに	物 等 に
WA PA	略)	るもの 成日 年 四 成 日 年 四 成 日 月 三 円 二 年 平 成 一 一 で に で に で に と 平 で に から ぞ で に から から や で に から か で に か ら や で に か ら や で に	*
			暫
	(略)	る 輸 日 三 成 日 中 四 成一 の 月 三 元 九 ち 平 の 月 二 に 一 年 平 に 一 年 平 に 一 年 平 に 一 年 平 に 一 年 平 に 一 年 平 に 一 年 平 に 一 年 中 二	暫 定 関 税
<u></u>		る 輸 日 三 成 日 年 平成 日 か 月 元 九 ら 月 一 二 の れ に 一 年 平 一 二	
	(略) (略)	るもの	表表()
一 九 · 八		るもの 別 別表の 番 の番 番	別 表 第一の三 条、 第二条、
二九・八 〇四〇二・一〇 甘味料を加えたものに限る。) お状、粒状その他の固形状のものに限る。) 五%以下のものに限る。) 一 砂糖を加えたもののうちちたもののうちちちちる税率の適用を受ける税率の適用を受けるもの以外のもの 1	〇四・〇二	マルー マルー マルー マルー マルー マルー マルー マルー フェー 関税 定率 法 日までに 別表の番号 日までに 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	別 表 第一の三 条、 第二条、
二九・八 〇四〇二・一〇 甘味料を加えたものに限る。) おめ、(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。) もの(脂肪分が全重量の一・30人をもののうちちり) おり表第一第〇四〇二 ・一〇号の一に掲げる税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受けるもの以外のもの	〇四・〇二 ミルク及びクリーム (濃縮若し (略) (略)	Reconstruction	別 表 第一の三 条、 第二条、
二九・八 〇四〇二・一〇 甘味料を加えたものに限る。) おめ、脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。) もの(脂肪分が全重量の一・ ・一〇号の一に掲げる税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受ける	〇四・〇二 ミルク及びクリーム (濃縮若し (略) (略)	Reconstruction	別 表 第一の三 条、 第二条、
二九・八 〇四〇二・一〇 甘味料を加えたものに限る。) おの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。) もの(脂肪分が全重量の一・カーの機を加えたもののうちちり) おり表第一第〇四〇二 ・一〇号の一に掲げる税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受ける税率の適用を受ける。	〇四・〇二 ミルク及びクリーム (濃縮若し (略) (略)	R	別 表 第一の三 条、 第二条、
二九・八 ○四○二・一○ 粉状、 もの (もの (一	〇四・〇二 ミルク及びクリーム (濃縮若し (略) (略) (略) (略)	R	大学の三、第七条の六関係) 大学の三、第七条の六関係) 大学の三、第七条の六関係) 大学の一、第七条の六関係) 大学の一、第七条の三、第七条の六関係) 大学の一、第七条の三、第七条の六関係) 大学の一、第七条の三、第七条の六関係) 大学の一、第七条の三、第七条の六関係) 大学の一、第七条の一、第七条の一、第七条の三、第七条の一、第七条の一、第七条の一、第七条の一、第七条の一、第七条の一、第七条の三、第七条の六関係)

童、生徒若しくは幼	若しくは幼稚園の児。)、特別支援学校	校の後期課程を含む	等学校(中等教育学	を行う課程を置く高	、夜間において授業	前期課程を含む。)	及び中等教育学校の	教育学校の後期課程	。)、中学校(義務	校の前期課程を含む	□ 小学校(義務教育学	二 その他のもの																							
幼	の学児校	含む	育学	く高	授業	°)	校の	課程	義務	含む	育学																								
_													三〇円)	につきー	ログラム	及び一キ	、三六%	あつては	るものに	輸入され)以後に	という。	発効日」	おいて「	この表に	目 (以下	を生ずる	いて効力	本国につ	協定が日	環太平洋	九二円(ムにつき	キログラ	% 及 び 一
童、	若 、	, 校	等	を	`	前	及	教	۰	校	(-)	二 その他のもの																							
生徒若しくは幼	若しくは幼稚園の児。)、特別支援学校	校の後期課程を含む	等学校 (中等教育学	を行う課程を置く高	、夜間において授業	前期課程を含む。)	及び中等教育学校の	教育学校の後期課程	。)、中学校(義務	校の前期課程を含む	小学校(義務教育学	他のもの																							
	76 18		7	[11]	木		-	11±	195	-	7-																								

その他のもののうち	以外のもの	適用を受けるもの	☆に掲げる税率の	二・一〇号の二の	別表第一第〇四〇)のうち	用のもの」という。	の項において「飼料	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	。)及び配合飼料の	食用のもの」という	において「学校等給	るもの(以下この項	の給食の用に供され	る保育を受ける児童	に規定する事業によ	項若しくは第一二項	の三第九項、第一〇	は児童福祉法第六条	童福祉施設の児童又	児、政令で定める児
	(略)																						
	(略)																						
	(略)																						
	略)																						
	(略)																						
○ 円 ○ フラムに ○ フラムに	ーキログ																						
(二) その他のものののうち	以外のもの	適用を受けるもの	○○に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇) のうち	用のもの」という。	の項において「飼料	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	。)及び配合飼料の	食用のもの」という	において「学校等給	るもの(以下この項	の給食の用に供され	る保育を受ける児童	に規定する事業によ	項若しくは第一二項	の三第九項、第一〇	は児童福祉法第六条	童福祉施設の児童又	児、政令で定める児
	以外のもの(略)	適用を受けるもの	↑に掲げる税率の	二・一〇号の二の	別表第一第〇四〇) のうち	用のもの」という。	の項において「飼料	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	。)及び配合飼料の	食用のもの」という	において「学校等給	るもの(以下この項	の給食の用に供され	る保育を受ける児童	に規定する事業によ	項若しくは第一二項	の三第九項、第一〇	は児童福祉法第六条	童福祉施設の児童又	児、政令で定める児
		適用を受けるもの	○に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇) のうち	用のもの」という。	の項において「飼料	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	。)及び配合飼料の	食用のもの」という	において「学校等給	るもの(以下この項	の給食の用に供され	る保育を受ける児童	に規定する事業によ	項若しくは第一二項	の三第九項、第一〇	は児童福祉法第六条	童福祉施設の児童又	児、政令で定める児
	(略)	適用を受けるもの	○○に掲げる税率の	二・一〇号の二の	別表第一第〇四〇) のうち	用のもの」という。	の項において「飼料	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	。)及び配合飼料の	食用のもの」という	において「学校等給	るもの(以下この項	の給食の用に供され	る保育を受ける児童	に規定する事業によ	項若しくは第一二項	の三第九項、第一〇	は児童福祉法第六条	童福祉施設の児童又	児、攻令で定める児
	(略) (略)	適用を受けるもの	○に掲げる税率の	二・一〇号の二の	別表第一第〇四〇) のうち	用のもの」という。	の項において「飼料	ためのもの(以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	。)及び配合飼料の	食用のもの」という	において「学校等給	るもの(以下この項	の給食の用に供され	る保育を受ける児童	に規定する事業によ	項若しくは第一二項	の三第九項、第一〇	は児童福祉法第六条	童福祉施設の児童又	見、政令で定める見
	(略) (略) (略)	適用を受けるもの	○に掲げる税率の	ニ・一〇号の二の	別表第一第〇四〇) のうち	用のもの」という。	の項において「飼料	ためのもの (以下こ	のの製造に使用する	うち政令で定めるも	。)及び配合飼料の	食用のもの」という	において「学校等給	るもの(以下この項	の給食の用に供され	る保育を受ける児童	に規定する事業によ	項若しくは第一二項	の三第九項、第一〇	は児童福祉法第六条	童福祉施設の児童又	見、攻令で定める見

	もの	けるもの以外の	税率の適用を受	一の⊖に掲げる	〇二・二一号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの	→ 脂肪分が全重量の	%を超えるもの	一脂肪分が全重量の五	てないもの	砂糖その他の甘味料を加え	五%を超えるものに限る。)	もの(脂肪分が全重量の一・	粉状、粒状その他の固形状の														以外のもの	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	 () 1,
	略)																													略	į		
	略)																													館	j		_
	(略)																													略	<u> </u>		_
	略																													略	}		
	略																													略	ì		_
キログラー	% 二 及 五 ゾ ・ 五																円)	き 三 〇	ラムにつ	ー プ キ % ロ ガ グ て	76 h	こは、こ) され これ うる	5 1 1 i	後こ輸入	老 : 3	九二円 (よにつき) (キッグ フラー	る 二 支 - ブ · 三	-		_
													O四OI1・I11																				_
	もの	けるも	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二一号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの	□ 脂肪分が全重量の	%を超えるもの	一 脂肪分が全重量の五	てないもの	砂糖その他の甘味料を加え	五%を超えるものに限る。)	もの(脂肪分が全重量の一・	粉状、粒状その他の固形状の														以外のもの	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	
		けるもの以外の	用を受	げる	0	νц		0)	0)		-11-		, _																				_
	(略)	の以外の	用を受	げる	90	<u> </u>			()		-11.		,,																	(略)			
	(略) (略)	の以外の	用を受	げる	30 	<u>и</u>		-	0)		ш.																			(略) (略)			_
		の以外の		げる	70	24																											
	(略)	の以外の		げる	30	<u> </u>																								殿			_
	(略) (略)	oの以外の	用を受	げる	70	24																								(略) (略)			_

二 その他のもの二 その他のものの及び飼料用のもののうち					もの	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二一号の	別表第一第〇四		口 その他のもののう									
					(略)																
					略)																
					略)																
					(略)																
					(略)																
	〇 つ グ び 3 ラ ム キ ら ー に ロ ジ	三 つては、 入される	以 (発 力 上 に な 対 力 円 き	キログラー	% こ 五 び 五								〇 円	つきニー	グラーニ	ブ 三 ド %	つては、	ものにあ	入される	(発効日	一三三円
二 その他のもの二 その他のものの及び飼料用のもののうち					もの	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二一号の	別表第一第〇四	ち	二 その他のもののう									
						外の	を 受	る	Ď	四		う									
					(略)	外の	を受	る 	Ď.	四		<u>خ</u>									
					(略) (略)		を受	้ อ	Ď	<u></u>		j									
							を受	3	Ď			j									
					(略)		を受	<u> </u>	<u>o</u>	<u> </u>		j									
					(略) (略)		を受		Ó	PE		j									

							(_)							
	もの	ける	税 二率 0	5 9	別表	ち	そ の 他			もの	ける	税率	_ 	0
		けるもの以外の	税率の適用を受	○二・二一号の	別表第一第〇四		その他のもののう				けるもの以外の	税率の適用を受	二の円に掲げる	〇二・二一号の
		かの	ぜ ()	り 万 5 の	<u></u>		<i>の</i> う				かの	を受	る	方の
	略)									略				
	略)									(略)				
	(略)									略)				
	(略)									(略)				
	略		_			_				略	_		_	
六								O円 グラムに 一三 に の の の に あ の に あ の に あ の に あ あ の あ の に あ あ の あ の あ の あ の あ の あ の あ の の の の の の の の の の の の の	き九九円	一キログ				
										7				
							(=)							
	もの	ける	税 = 0		別表	ち	口その他			もの	ける	税率	-100	0
	5 0	けるもの以	税率の適用		別表第一第	5	口 その他のもの			もの	けるもの以	税率の適用	二の円に掲	011.111
		けるもの以外の	税率の適用を受	こつここ一号の	別表第一第〇四	5	口 その他のもののう				けるもの以外の	税率の適用を受	二の一に掲げる	〇二・二一号の
	もの (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	○二・二一号の	別表第一第〇四	5	□ その他のもののう			もの (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	二の円に掲げる	〇二・二一号の
		けるもの以外の	税率の適用を受	このゴニ局げる	別表第一第〇四	5	口 その他のもののう				けるもの以外の	税率の適用を受	二の一に掲げる	〇二・二一号の
	(略)	けるもの以外の	税率の適用を受	○二・二一号の	別表第一第〇四	5	□ その他のもののう			(略)	けるもの以外の	税率の適用を受	二の一に掲げる	〇二・二一号の
	(略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	□□・□□号の	別表第一第〇四	5	□ その他のもののう			(略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	二の円に掲げる	〇二・二一号の
	(略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	こつゴこ局がら	別表第一第〇四	5	口 その他のもののう			(略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	二の臼に掲げる	〇二・二一号の
	(略) (略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	こつゴこ号がら	別表第一第〇四	5	□ その他のもののう			(略) (略) (略) (略)		税率の適用を受	二の闩に掲げる	〇二・二一号の
九 につき アンセン	(略) (略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	別表第一第〇四	5	□ その他のもののう		き九九円	(略) (略) (略) (略)		税率の適用を受	二の円に掲げる	〇二・二一号の

																																	〇四〇二・二九			
もの	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	ち	口 その他のもののう															もの	けるもの以外の	税率の適用を受	一の⊖に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの	□ 脂肪分が全重量の	%を超えるもの	一 脂肪分が全重量の五	その他のもの			
(略)																						(略)														
(略)																						(略)														
(略)																						(略)														
(略)																						(略)														
略)																						(略)														
五 五								〇円)	つきニー	グラムに	びーキロ	三 % 及	つては、	ものにあ	入される	以後に輸	(発効日	一三三円	ムにつき	キログラ	% 及 び 一	三 五 五												円	<u>\$</u> = 0	ラムにつ
_																																				
																																	〇四〇二・二九			
もの	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四		(二) その他のもののう															もの	けるもの以外の	税率の適用を受	一の円に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの	○ 脂肪分が全重量の	%を超えるもの	一 脂肪分が全重量の五	〇四〇二・二九 その他のもの			
もの (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	5																もの (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の一に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの		%を超えるもの	一 脂肪分が全重量の五				
_	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	5																	けるもの以外の	税率の適用を受	一の円に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの		%を超えるもの	一 脂肪分が全重量の五				
(略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	5																(略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の円に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの		%を超えるもの	一 脂肪分が全重量の五				
(略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	5																(略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の臼に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの		%を超えるもの	一脂肪分が全重量の五				
(略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	5																(略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の臼に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの		%を超えるもの	一 脂肪分が全重量の五				
(略) (略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の口に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	5													ムにつき	キログラ	%及び 一	(略) (略) (略)	けるもの以外の	税率の適用を受	一の円に掲げる	〇二・二九号の	別表第一第〇四	のうち	三〇%以下のもの		%を超えるもの	一 脂肪分が全重量の五				

	〇四〇二・九九																															
(略)	その他のもの	その他のもの													のものできるいタ	を受けるもの以外	掲げる税率の適用	二・二九号の二に	別表第一第〇四〇	二 その他のもののうち												
(略)														į	(略)																	
略)														į	略																	
略)														į	(略)																	
略)														į	(略)																	
略)														į	略)																	
(略)			円 三 こ	ラムにつ	ーキログ	六 % 及 び	ては、三	のにあつ	されるも	発効日以	九九円(ムにつき	キログラ	% 及 び 一	二 九 · 八						〇円)	つきニー	グラムに	び キ ロ カ	三 で は	ものにあ	入される	(発効目	一八九円	ムにつき	キログラ	% 及 び 一
_																																
_																																
	〇四〇二・九九																															
		その他のもの													のものいち	を受けるもの以外	掲げる税率の適用	二・二九号の二に	別表第一第〇四〇	二 その他のもののうち												
(略) (略)		その他のもの													のもののもののものは各	を受けるもの以外	掲げる税率の適用	二・二九号の二に	別表第一第〇四〇	二 その他のもののうち												
_		その他のもの												į	P P	を受けるもの以外	掲げる脱率の適用	二・二九号の二に	別表第一第〇四〇	二 その他のもののうち												
(略)		その他のもの													(略)	を受けるもの以外	掲げる税率の適用	二・二九号の二に	別表第一第〇四〇	二 その他のもののうち												
(略) (略)		その他のもの													(略) (略)	を受けるもの以外	掲げる税率の適用	二・二九号の二に	別表第一第〇四〇	二 その他のもののうち												
(略) (略) (略)		その他のもの													(略) (略) (略) (略)	を受けるもの以外	掲げる税率の適用	二・二九号の二に	別表第一第〇四〇	二 その他のもののうち												
(略) (略) (略) (略)		その他のもの									九九円	ムにつき	キログラ		(格) (格) (格) (格) (格) (格)	を受けるもの以外	掲げる税率の適用	二・二九号の二に	別表第一第〇四〇	二 その他のもののうち									一八九円	ムにつき	キログラ	%及び一

																		〇四〇三・九〇									
- 外 の も の	を受けるもの以	げる税率の適用	一の(→の(1)に掲	○三・九○号の	別表第一第〇四	状の物品のうち	ダーその他の固形	バターミルクパウ	うち	・五%以下のものの	□ 脂肪分が全重量の一	はナットを加えたもの	、香味料、果実若しく	は砂糖その他の甘味料	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃	一滅菌し、冷凍し、保存	その他のもの	問わない。)	ココアを加えてあるかないかを	香味料、果実、ナット若しくは	いか又は砂糖その他の甘味料、	縮若しくは乾燥をしてあるかな	化したミルク及びクリーム(濃	フィアその他発酵させ又は酸性	及びクリーム、ヨーグルト、ケ	バターミルク、凝固したミルク
(略)																											
(俗)																											
(略)																											
て の される 後 発 九 ム キ % これ よ に つ が み 日 円 つ き も 入 川 へ き ラ つ も し い か り カー 八																											
																											0
																		〇四〇三・九〇									〇四・〇三
外 の も の	を受けるもの以	げる税率の適用	一の(→の(1)に掲	〇三・九〇号の	別表第一第〇四	状の物品のうち	ダーその他の固形	バターミルクパウ	うち	・ 五%以下のものの	□ 脂肪分が全重量の一	はナットを加えたもの	、香味料、果実若しく	は砂糖その他の甘味料	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃	一滅菌し、冷凍し、保存	その他のもの	問わない。)	ココアを加えてあるかないかを	香味料、果実、ナット若しくは	いか又は砂糖その他の甘味料、	縮若しくは乾燥をしてあるかな	化したミルク及びクリーム(濃	フィアその他発酵させ又は酸性	及びクリーム、ヨーグルト、ケ	バターミルク、凝固したミルク
—————————————————————————————————————																											
(中)																											
略																											

状の物品のうち	ダーその他の固形	バターミルクパウ	うち	六%を超えるものの	三 脂肪分が全重量の二																	外のもの (略) (略)	を受けるもの以	げる税率の適用	一の(1) に掲	〇三・九〇号の	別表第一第〇四	状の物品のうち	ダーその他の固形	バターミルクパウ	以下のもののうち	・五%を超え二六%	口 脂肪分が全重量の一					
																						(略)																
																						(略)																
-																						(略)																
						C	つき二〇	グラムに	" C = = = = = = = = = = = = = = = = = =	К <u>-</u> 7	三六%	つては、	ものにあ	入される	以後に輸	(- 	-	ムにつき	キログラ	% 及 び 一	二九・八												円	<u>\$</u> 00	ラムにつ	ー キロ グ	六 % 及 び
状の物品のうち	ダーその他の固形	バターミルクパウ	うち	六%を超えるものの	三 脂肪分が全重量の二																	外のもの	を受けるもの以	げる税率の適用	一の口の(1)に掲	〇三・九〇号の	別表第一第〇四	状の物品のうち	ダーその他の固形	バターミルクパウ	以下のもののうち	・五%を超え二六%	二 脂肪分が全重量の一					
																						略)																
																						(略)																
																						略)																
_																						(略)																
																						(略)												_				
																	- - - - -	-	ムにつき	キログラ	%及	二九・八																

は砂糖その他の甘味料	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃	一 滅菌し、冷凍し、保存	加えてあるかないかを問わな	か又は砂糖その他の甘味料を	若しくは乾燥してあるかない	□・一○ ホエイ及び調製ホエイ (濃縮	の項に該当するものを除く。)	ないかを問わないものとし、他	その他の甘味料を加えてあるか	然の組成分から成る物品(砂糖	を問わない。)及びミルクの天	の甘味料を加えてあるかないか	てあるかないか又は砂糖その他	ホエイ(濃縮若しくは乾燥をし		外のもの	を受けるもの以	げる税率の適用	一の三の(1)に掲	〇三・九〇号の
																	略)				
																	(略)				
																	(略)				
																	(略)				
																이 레 씨 캠 크 레 워크 I 먼 I) ㅎ º/	(略)				
																〇円)	二九・八				
は砂糖その他の甘味料	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃	一減菌し、冷凍し、保存し、	い。~ 加えてあるかないかを問わな	か又は砂糖その他の甘味料を	若しくは乾燥してあるかない	○四○四・一○ ホエイ及び調製ホエイ (濃縮	の項に該当するものを除く。)	ないかを問わないものとし、他	その他の甘味料を加えてあるか	然の組成分から成る物品(砂糖	を問わない。)及びミルクの天	の甘味料を加えてあるかないか	てあるかないか又は砂糖その他			外のもの	を受けるもの以	げる税率の適用	一の三の(1)に掲	○三・九○号の
は砂磨その也の甘味科	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃		か。こかないかを問わな	か又は砂糖その他の甘味料を	若しくは乾燥してあるかない		の項に該当するものを除く。)	ないかを問わないものとし、他	その他の甘味料を加えてあるか	然の組成分から成る物品(砂糖	を問わない。)及びミルクの天	の甘味料を加えてあるかないか	てあるかないか又は砂糖その他			外のもの(略)	を受けるもの以	げる税率の適用	一の三の(1)に掲	〇三・九〇号の
ま沙暦その也の甘味料	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃		加えてあるかないかを問わな	か又は砂糖その他の甘味料を	若しくは乾燥してあるかない		の項に該当するものを除く。)	ないかを問わないものとし、他	その他の甘味料を加えてあるか	然の組成分から成る物品(砂糖	を問わない。)及びミルクの天	の甘味料を加えてあるかないか	てあるかないか又は砂糖その他			のもの	を受けるもの以	げる税率の適用	一の三の(1)に掲	○三・九○号の
は砂磨その他の甘味料	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃		加えてあるかないかを問わな	か又は砂糖その他の甘味料を	若しくは乾燥してあるかない		の項に該当するものを除く。)	ないかを問わないものとし、他	その他の甘味料を加えてあるか	然の組成分から成る物品(砂糖	を問わない。)及びミルクの天	の甘味料を加えてあるかないか	てあるかないか又は砂糖その他			のもの (略)	を受けるもの以	げる税率の適用	一の(三)の(1)に掲	○三・九○号の
は沙暦その也の甘味科	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃		加えてあるかないかを問わな	か又は砂糖その他の甘味料を	若しくは乾燥してあるかない		の項に該当するものを除く。)	ないかを問わないものとし、他	その他の甘味料を加えてあるか	然の組成分から成る物品(砂糖	を問わない。)及びミルクの天	の甘味料を加えてあるかないか	てあるかないか又は砂糖その他			のもの (略) (略)	を受けるもの以	げる税率の適用	一の臼の(1)に掲	○三・九○号の
は沙唐その也の甘未斗 ー	縮若しくは乾燥をし又	に適する処理をし、濃		かえてあるかないかを問わな かえてあるかないかを問わな	か又は砂糖その他の甘味料を	若しくは乾燥してあるかない		の項に該当するものを除く。)	ないかを問わないものとし、他	その他の甘味料を加えてあるか	然の組成分から成る物品(砂糖	を問わない。)及びミルクの天	の甘味料を加えてあるかないか	てあるかないか又は砂糖その他		ー 八九円	のもの (略) (略) (略)	を受けるもの以	げる税率の適用	一の三の(1)に掲	○三・九○号の

	以外のもの	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	□ その他のもののうち		以外のもの	適用を受けるもの	☆に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	─ 脂肪分が全重量の五を加えたもの
	(略)							(略)					
	(略)							(略)					
	(略)							(略)					
	(略)							(略)					
	(略)							(略)					
ものにある。 入 以 (二九・八							二 九 ・ 八					
	以外のもの	適用を受け	口に掲げる	四・一〇号	別表第一第	口 その他のもの		以外のもの。	適用を受け	─────────────────────────────────────	四・一〇号	別表第一第	
	以外のもの	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	口 その他のもののうち		以外のもの以外のもの	適用を受けるもの	──に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	∀ 脂肪分が全重量の五
	(略)	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇			(略)	窗用を受けるもの	○○に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	を
	(略) (略)	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇			(略) (略)	窗用を受けるもの	○○に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	を
	(略)	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇			(略)	窗用を受けるもの	○に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	を
	(略) (略)	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇			(略) (略)	適用を受けるもの	○に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	を
一三五円	(略) (略) (略) (略)	適用を受けるもの	口に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇		九九円 さんにつき	(略) (略) (略) (略) (略)	窗目を受けるもの	↑に掲げる税率の	四・一〇号の一の	別表第一第〇四〇	を

							〇四〇五・一〇		○四・○五		
二 その他のもののうち ・一○号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの		るもの以外のもの	る税率の適用を受け	・一〇号の一に掲げ	川長第一第)引う丘 %以下のもののうち	一脂肪分が全重量の八五	バター	油脂及びデイリースプレッド	ミルクから得たバターその他の		
<u>(</u> É		略)									
 略		略)									
幣)		(略)									
(俗		(略)									
<u> </u>		(略)									
ム キ % 二 に グ び ・ き ラ 一	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	% 及 び ・ 八								○ つ グ び 三五 万ラム キ % 二 に ロ 及	つては、
							○四○五・一○		〇四・〇五		
二 その他のもののうち ・一〇号の二に掲げ る税率の適用を受け るもの以外のもの		るもの以外のもの	る税率の適用を受け	・一○号の一に掲げ	川長第一幕)国)丘%以下のもののうち	一 脂肪分が全重量の八五	バター	油脂及びデイリースプレッド	ミルクから得たバターその他の		
		(略)									
俗		略									
 略											
		略)									
幣)		(略) (略)									
(略)											

_							〇四〇五・九〇															〇四〇五·二〇										
	るもの以外のもの	る税率の適用を受け	・九〇号の一に掲げ	別表第一第〇四〇五	%以下のもののうち	一 脂肪分が全重量の八五	その他のもの												けるもの以外のもの	号に掲げる税率の適用を受	別表第一第〇四〇五・二〇	デイリースプレッドのうち										
	略)																		略													
	略																		(略)													
	略																		略													
	略																		略													
	(略)																		(略)													
% 及 び 一	二九・八							〇 円 元 九	グラムに	びーキロ	三六%及	つては、	ものにある	以後に輸	(発効日	一七九円	ムにつき	キログラ	% 二 及 九 び ・ ハ				〇円)	つき二九	グラムに	びーキロ	三六%及	つては、	ものにあ	入される 輸	(発効日	 円
							〇四〇五・九〇															〇四〇五・二〇										
							Ö															0										
	るもの以外のもの	る税率の適用を受け	・九〇号の一に掲げ	別表第一第〇四〇五	%以下のもののうち	一 脂肪分が全重量の八五	八〇 その他のもの												けるもの以外のもの	号に掲げる税率の適用を受	別表第一第〇四〇五・二〇	○ デイリースプレッドのうち										
	るもの以外のもの(略)	る税率の適用を受け	・九〇号の一に掲げ	別表第一第〇四〇五	%以下のもののうち														けるもの以外のもの(略)		別表第一第〇四〇五・二〇											
		る税率の適用を受け	・九〇号の一に掲げ	別表第一第〇四〇五	%以下のもののうち																別表第一第〇四〇五・二〇											
_	(略)	る税率の適用を受け	・九〇号の一に掲げ	別表第一第〇四〇五	%以下のもののうち														(略)		別表第一第〇四〇五・二〇											
	(略) (略)	る税率の適用を受け	・九〇号の一に掲げ	別表第一第〇四〇五	%以下のもののうち														(略) (略)		別表第一第〇四〇五・二〇											
_ _ _ _	(略) (略)	る税率の適用を受け	・九〇号の一に掲げ	別表第一第〇四〇五	%以下のもののうち														(略) (略) (略)		別表第一第〇四〇五・二〇											

(略)																																
(略)															るもの以外のもの	る税率の適用を受け	・九〇号の二に掲げ	別表第一第〇四〇五	二 その他のもののうち													
(略)															略																	
略)															略)																	
(略)															(略)																	
(略)															略)																	
(略)															略)																	
略)	円 :	グラムこ	びーキロ	三六%及	つては、	ものにあ	入される	じ後に輔	人会二前	(発) 日	二〇円	ムにつき	キログラ	% 及 び 一	二九・八					〇円)	つき二九	グラムに	びーキロ	三六%及	つては、	ものにあ	入される	以後に輸	(発効日	七九円	ムにつき	キログラ
(略)																																
(略) (略)															るもの以外のもの	る税率の適用を受け	・九〇号の二に掲げ	別表第一第〇四〇五	二 その他のもののうち													
															るもの以外のもの(略)	る税率の適用を受け	・九〇号の二に掲げ	別表第一第〇四〇五	そ													
(略)																る税率の適用を受け	・九〇号の二に掲げ	別表第一第〇四〇五	そ													
(B)															(略)	る税率の適用を受け	・九〇号の二に掲げ	別表第一第〇四〇五	そ													
(略) (略)															(略)	る税率の適用を受け	・九〇号の二に掲げ	別表第一第〇四〇五	そ													
(略) (略) (略)												ムにつき	キログラ	%及び一	(略) (略) (略) (略)		九〇号の二に掲げ	別表第一第〇四〇五	そ												ムにつき	

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) (第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

現

行

特 例承認

改

正

案

第十四条の三 は、 かわらず、 の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合に 承認を与えることができる。 厚生労働大臣は、同条第二項、 薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、 第五項、 第六項及び第八項の規定にか その品目に係る同条の 次

限る。 制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに その用途に関し、 で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の 若しくは陳列することが認められている医薬品であること。)において、 外国 販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的 (医薬品の品質、 有効性及び安全性を確保する

(特例承認

2

略

第二十三条の二の八 きる。 衛生審議会の意見を聴いて、 薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二 うとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医 第五項、 第六項、 第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしよ 第八項及び第十項の規定にかかわらず、薬事・食品 その品目に係る同条の承認を与えることがで

性 その用途に関し、 及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医 外 国 (医療機器又は体外診断用医薬品の品質、 有効

(特例承認

第十四条の三 は、 の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合に 承認を与えることができる。 かわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、 厚生労働大臣は、 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、 同条第二項、 第五項、第六項及び第八項の規定にか その品目に係る同条の

次

る。)において、 度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限 上で本邦と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制 その用途に関し、 若しくは陳列することが認められている医薬品であること。 販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的 外国 (医薬品の品質、有効性及び安全性を確 保 する

2

特例承認

第二十三条の二の八 きる。 薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、 うとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医 衛生審議会の意見を聴いて、 第五項、第六項、 第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしよ 第八項及び第十項の規定にかかわらず、 その品目に係る同条の承認を与えることがで 薬事・食品 同条第二

性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる医療 その用途に関し、 外国 (医療機器又は体外診断用医薬品 の品質 有効

外診断用医薬品であること は電気通信回線を通じて提供することが認められている医療機器又は体 る制度を有している国として政令で定めるものに限る。)において、 療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当す 授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、 又 販

(略

2

(承継

第二十三条の三の二 第二十三条の二の二十三の認証 」という。)について相続、合併又は分割(当該品目に係る厚生労働省令 得者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続 二人以上ある場合において、その全員の同意により当該医療機器等認証取 証」という。 資料等を承継した法人は、 する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該品目に係る いう。)を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が で定める資料及び情報(以下この条において「当該品目に係る資料等」と)を受けた者(以下この条において「医療機器等認証取得者 当該医療機器等認証取得者の地位を承継する。 (以 下 「基準適合性認

2 • (略)

(準用

第二十三条の三の三 造等事業者については、第二十三条の二の十五第二項の規定を準用する。 基準適合性認証を受けた外国指定高度管理医療機器製

、認証の取消 :し等)

第二十三条の四 めるときは、 機器等が、 その基準適合性認証を取り消さなければならない。 登録認証機関は、 一十三条の 一の二十三第 基準適合性認証を与えた指定高度管理医 一項第四号に該当するに至つたと

> 電気通信回線を通じて提供することが認められている医療機器又は体外 制度を有している国として政令で定めるものに限る。)において、 機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当 診断用医薬品であること。 授与し、 販売若しくは授与の目的で貯蔵し、 若しくは陳列し、 又は 販売 」 する

(略)

2

第二十三条の三の二 分割 があつたときは、 おいて「当該品目に係る資料等」という。)を承継させるものに限る。) 条において「医療機器等認証取得者」という。)について相続、 (当該品目に係る厚生労働省令で定める資料及び情報 (以下この条に 相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員 第二十三条の二の二十三の認証を受けた者

(以下この 合併又は

器等認証取得者の地位を承継する。 法人又は分割により当該品目に係る資料等を承継した法人は、当該医療機 したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した の同意により当該医療機器等認証取得者の地位を承継すべき相続人を選定

2 3 (略

(準用

第二十三条の三の三 管理医療機器製造等事業者については、 定を準用する。 第 一十三条の <u>ー</u>の 第二十三条の二の十五第二項の規 一十三の認証を受けた外国指定高度

(認証の取消し

第二十三条の四 基準適 一項第四号に該当するに至つたと認めるときは、 合性認証 」という。 登録認証機関は、 を与えた指定高度管理医療機器等が、 第 一十三条の二の二十三の認証 その認証を取り消さなけ (以 下 同条第

ることができる。
し、又はその基準適合性認証を与えた事項の一部についてその変更を求めし、又はその基準適合性認証を与えた事項の一部についてその変更を求めが次の各号のいずれかに該当する場合には、その基準適合性認証を取り消2 登録認証機関は、前項に定める場合のほか、基準適合性認証を受けた者

われたとき、又は第七十五条第一項の規定により取り消されたとき。応じた許可に限る。)について、同条第二項の規定によりその効力が失一 第二十三条の二第一項の許可 (基準適合性認証を受けた品目の種類に

二·三 (略)

がなく引き続く三年間製造販売をしていないとき。 四 基準適合性認証を受けた指定高度管理医療機器等について正当な理由

五 (略)

(報告書の提出)

労働大臣に提出しなければならない。

労働大臣に提出しなければならない。

の二十三第三項若しくは第五項の調査を行い、若しくは同条第七項の規定の二十三条の五 登録認証機関は、基準適合性認証を与え、第二十三条の二 第

2

2 厚生労働大臣が、第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査を2 厚生労働大臣が、第二十三条の二の七第一項の規定により、機構が当該報告書を受理したときは、ればならない。この場合において、機構が当該報告書を受理したときは、ればならない。この場合において、機構が当該報告書を受理したときは、相ばならない。この場合において、機構が当該報告書を受理したときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、に係る基準適合性認証厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が、第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査をればならない。

ればならない。

2

の認証を与えた事項の一部についてその変更を求めることができる。が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認証を取り消し、又はそ一登録認証機関は、前項に定める場合のほか、基準適合性認証を受けた者

、又は第七十五条第一項の規定により取り消されたとき。に限る。)について、同条第二項の規定によりその効力が失われたとき第二十三条の二第一項の許可(認証を受けた品目の種類に応じた許可

二·三 (略)

いて正当な理由がなく引き続く三年間製造販売をしていないとき。四 第二十三条の二の二十三の認証を受けた指定高度管理医療機器等に

五 (略)

(報告書の提

中で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。この場合において、機構が当該報告書を受理したときは、厚生労働省らず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に提出しなければならな前項の規定による報告書の提出をしようとする者は、同項の規定にかかわ前項の規定による報告書の提出をしようとする者は、同項の規定にかかわければならととしたときは、指定高度管理医療機器等(専ら動物のために行わせることとしたときは、指定高度管理医療機器等(専ら動物のために有とのものととしたときは、指定高度管理医療機器等(専ら動物のために有いるととしたときは、指定高度管理医療機器等(専ら動物のために行わせることとしたときは、指定高度管理医療機器等(専ら動物のために行わせることとは、第二十三条の二の七第一項の規定により機構に審査を

(登録)

定めるところにより、基準適合性認証を行おうとする者の申請により行う第二十三条の六(第二十三条の二の二十三第一項の登録は、厚生労働省令で

、必要な調査を行わせることができる。 は、機構に、当該申請が次条第一項各号に適合しているかどうかについては、機構に、当該申請があつた場合において、必要があると認めるときとする者から前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときることが目的とされているものを除く。)に係る基準適合性認証を行おう2 厚生労働大臣は、指定高度管理医療機器等(専ら動物のために使用され

2

3・4 (略)

(登録の基準等)

第二十三条の七 (略)

(略)

れ、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。れ、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。一 第二十三条の十六第一項から第三項までの規定により登録を取り消さ

二 (略)

兀

邦において行うことができる国として政令で定めるものに限る。)のみ当する制度を有している国のうち当該認証又はこれに相当するものを本療機器又は体外診断用医薬品の製造販売に係る認証の制度又はこれに相性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医定めるものの締約国並びに医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効て不利とならない待遇を与えることを締約国に課するもののうち政令でての締約国の領域内にある登録認証機関又はこれに相当する機関にとつ本邦又は外国(我が国が締結する条約その他の国際約束であつて、全本邦又は外国(我が国が締結する条約その他の国際約束であつて、全

(登録)

定めるところにより、同項の認証を行おうとする者の申請により行う。第二十三条の六 第二十三条の二の二十三第一項の登録は、厚生労働省令で

3 • 4 (略)

(登録の基準等)

第二十三条の七 (略)

(略)

の日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十三条の十六第一項の規定により登録を取り消され、その取消

三 (略)

において基準適合性認証を行うと認められない者であること。

事項を記載してするものとする。 第二十三条の二の二十三第一項の登録は、認証機関登録簿に次に掲げる

~四 (略)

(業務規程)

第二十三条の十 (略)

2 (略)

(準用)

第二十三条の十四の二 第二十三条の十第三項及び第二十三条の十一の二か

(新設)

。)こついて售用する。この場合でおいて、司頁及び第二十三条の十一のおいて基準適合性認証の業務を行う場合における当該登録認証機関に限るら前条までの規定は、登録認証機関(外国にある登録認証機関の事業所に

と、前条第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項「から第二十三条の十三までの規定中「命ずる」とあるのは「請求する」)について準用する。この場合において、同項及び第二十三条の十一の

(登録の取消し等)

及び第三項中

「命令」とあるのは

「請求」と読み替えるものとする。

第二十三条の十六 (略)

、その登録を取り消し、又は期間を定めて基準適合性認証の業務の全部若2 厚生労働大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは

3 登録は、認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

~四 (略

(業務規程)

第二十三条の十 (略)

2 (略)

規程を変更すべきことを命ずることができる。な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その業務厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が基準適合性認証の公正

(登録の取消し等)

第二十三条の十六 (略)

、その登録を取り消し、又は期間を定めて基準適合性認証の業務の全部若2 厚生労働大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは

5 厚生労働大臣は、ち政令で定めるものち政令で定めるもの	4 厚生労働大臣はの全部又は一部の	3 <u>厚生労働大臣は</u> 八 第六項の規定	しくは虚偽の窓壁され、又は	事務所において、 厚生労働大臣が	て、その報告がされず、平基準適合性認証の業務又は当該登録認証機関に限る。	録認証機関の事業	四・五(略)	三第二十三条の十一	
をしたときは、をしたときは、	厚生労働大臣は、前三項の規定により登録を取り消し、応じなかつたときは、その登録を取り消すことができる全部又は一部の停止を請求した場合において、登録認証	、前項の規定により期間を定めによる費用の負担をしないとき	しくは虚偽の答弁がされたとき。忌避され、又はその質問に対して、正当な理由ないさせようとした場合において、その検査が指まれ、	の他の物件を	されず、又は虚偽の報告がされの業務又は経理の状況に関し、関に限る。以下この条において	所において基準適合性認証、必要があると認めて、登	·	の二から第二十三条の十三までの規定による請求に応じ十四の二において準用する第二十三条の十第三項又は第	(A) 停止を請求すること)ができる。 れる基準適合性認証の業務については、期間を定めれる基準適合性認証の業務については、期間を定め
に 機 問 が 構 の 、 し く	り消し、又は第二項の規 ができる。 ができる。 3	基準適合性認証の業務	正当な理由なしに答弁がされず、若検査が指まれ、妨けられ、若しくは	で、又は関係具に、登録認	されたとき。し、報告を求めた場合においいて同じ。)に対して、当該	証の業務を行う場合における登録認証機関(外国にある登		の規定による請求に応じ十三条の十第三項又は第	期間を定めてその全部又は一録認証機関の事業所におい
(新設) その旨を公示しなければならない。 により基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、	厚生労働大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定	(新設) (新設)		(新設)		(新設)	三・四 (略)	(新設)	当

当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

該検査を受ける登録認証機関の負担とする。 第二項第七号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当

(厚生労働大臣による基準適合性認証の業務の実施)

第二十三条の十八 厚生労働大臣は、第二十三条の二の二十三第一項の登録 第二十三条の十八 厚生労働大臣は、第二十三条の二の二十三第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し基準適合性認証の業務の全部又は一部の停止を命じ、若しくは請求したとき、登録認証機関が全部者しくは一部の停止を命じ、若しくは請求したとき、登録認証機関が全部者しくは一部の停止を命じ、若しくは請求したとき、登録認証機関がことが困難となつたとき、第二十三条の一項の規定による基準適合性認証の業務の全部又は一部を行うものとする。

2~4 (略)

(特例承認)

(略)

は授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている再生医令で定めるものに限る。)において、販売し、授与し、又は販売若しく製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる再生医療等製品の二 その用途に関し、外国(再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を

(新設)

(厚生労働大臣による基準適合性認証の業務の実施

第二十三条の十八 により基準適合性認証の業務の全部又は一部を実施することが困難とな 三条の十六第一項若しくは第二項の規定により第二十三条の二の二十三第 性認証の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、 を受ける者がいないとき、 部又は一部を行うものとする。 たときその他必要があると認めるときは、 全部若しくは一部の停止を命じたとき、 一項の登録を取り消し、 厚生労働大臣は、第二十三条の二の二十三第一項 又は登録認証機関に対し基準適合性認証の業務の 第二十三条の十五第一項の規定による基準適合 登録認証機関が天災その他の事由 当該基準適合性認証の業務の全 第二十 0

2~4 (略)

(特例承認)

て、その品目に係る同条の承認を与えることができる。
「中国のである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第のとする物が、次の各号のいずれにも該当する再生医療等製品として政令第二十三条の二十八 第二十三条の二十五の承認の申請者が製造販売をしよ

(略)

授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている再生医療で定めるものに限る。)において、販売し、授与し、又は販売若しくは造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる再生医療等製品の製二 その用途に関し、外国(再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を

療等製品であること。

略

第七十条 粧品、 外品、 され、 第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品、 された医療機器若しくは体外診断用医薬品、 の二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により第十四条若 項において準用する場合を含む。)、第四号若しくは第五号 若しくは陳列されている医療機器、 医薬品若しくは再生医療等製品、 三の規定により第十四条の三第一 しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、 により基準適合性認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品 六十二条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。)、第六十五 を通じて提供された医療機器プログラム、第四十四条第三項、第五十五条 は 一条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条、 (第六十条、 第七十四条の二第一項若しくは第三項第二 -九において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十 再生医療等製品、 医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、第四十三条 一項の規定に違反して貯蔵され、 第六十五条の六若しくは第六十八条の二十に規定する医薬品、医薬部 化粧品、 若しくは授与された医療機器、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 一十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消 第六十二条、第六十四条、 の規定による第十四条若しくは第十九条の二の 医療機器若しくは再生医療等製品、 同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された 同条第二項の規定に違反して貯蔵され 項 若しくは陳列されている医薬品若しく 同項の規定に違反して販売され (第二十条第一項において準用する場 同項の規定に違反して電気通信回 第六十五条の五及び第六十八条の 一号(第七十五条の二の二第二 第二十三条の二十五若しくは 医薬品、 第二十三条の四の規定 医薬部外品若しくは化 医薬部外品、化粧品 第七十五条の 承認を取り消 (第七十五条 貸与 第 線

等製品であること。

2

第七十条 二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品 号 二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条、 の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、 外品若しくは化粧品、 より第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、 条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第四号若しくは第五 外診断用医薬品、第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号(第七十五 外品、化粧品、 六十二条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。)、第六十五 され、若しくは授与された医療機器、 若しくは陳列されている医療機器、 医薬品若しくは再生医療等製品、 は再生医療等製品、 第一項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品若しく により第二十三条の二の二十三の認証を取り消された医療機器若しくは体 条、第六十五条の六若しくは第六十八条の二十に規定する医薬品、医薬部 十九において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十 を通じて提供された医療機器プログラム、第四十四条第三項、 (第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の五及び第六十八条の 第七十五条の三の規定により第十四条の三第 (第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。) の規定に 医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者に対して、 て準用する場合を含む。 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 医療機器若しくは再生医療等製品、第二十三条の四の規定 同項の規定に違反して販売され、 第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七 の規定による第十四条若しくは第十九条の二 同条第二項の規定に違反して貯蔵され、 同項の規定に違反して販売され、貸与 同項の規定に違反して電気通信 医薬品、 _ 項 若しくは授与された 医薬部外品、 第四十三条 第五十五条 医薬部 化 回線 第

された医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二の八第一項(された医薬品、第七十五条の三の規定による第二十三条の二十八第一項(第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について承認を取り消された廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止する場合を含む。)の規定により第二、定棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2 · 3 (略

(外国製造医薬品等の製造販売の承認の取消し等

第七十五条の二の二(略)

2 (略)

その改善を行うまでの間その業務の全部若しくは ては、 るのは「医療機器若しくは体外診断用医薬品若しくは」と、 第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十五条若 は再生医療等製品が」とあるのは の五第二項第四号」と、 第二項」とあるのは 二の五第二項第四号、 法。以下この項において同じ。)が第十四条第二項第四号、第二十三条の 用医薬品の製造販売業者にあつては、 製造所における製造管理若しくは品質管理の方法(医療機器及び体外診断 しくは第六十五条の六」とあるのは 医薬部外品、 基準適合性認証を受けた外国指定高度管理医療機器製造等事業者につい 第七十二条第二項の規定を準用する。 化粧品、 「製造管理若しくは品質管理の方法が第二十三条の一 第二十三条の二十五第二項第四号若しくは第八十条 医療機器若しくは再生医療等製品若しくは」とあ 「医薬品、 「指定高度管理医療機器等が」と、「(医薬部外品、 「若しくは第六十五条」と、「医薬品 その物の製造管理又は品質管理の方 この場合において、同項中 化粧品、医療機器若しく 一部の停止を命ずる」と 「命じ、 又は 3

足りる措置を採るべきことを命ずることができる。 足りる措置を採るべきことを命ずることができる。 足りる措置を採るべきことを命ずることができる。 足りる措置を採るべきことを命ずることができる。 足りる措置を採るべきことを命ずることができる。 足りる措置を採るべきことを命ずることができる。 足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

2・3 (略

(外国製造医薬品等の製造販売の承認の取消し等

第七十五条の二の二(略)

2 (| **(** | **(** | **()** | **(** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** | **()** |

若しくは」とあるのは「医療機器若しくは体外診断用医薬品若しくは」と 」と、「医薬品、 器及び体外診断用医薬品の製造販売業者にあつては、 等事業者については、 等が」と、「(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。) 医療機器若しくは再生医療等製品が」とあるのは は品質管理の方法。 いて、同項中「製造所における製造管理若しくは品質管理の方法 第二十三条の二の五第二項第四号」と、 しくは第八十条第二項」とあるのは 第六十五条若しくは第六十五条の六」とあるのは 第二十三条の二の五第二項第四号、第二十三条の二十五第二項第四号若 第二十三条の二の一 「命じ、 又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは 医薬部外品、 以下この項において同じ。)が第十四条第二項第四号 第七十二条第二項の規定を準用する。 一十三の認証を受けた外国指定高度管理医療機器製 化粧品、 と、「医薬品、医薬部外品、化粧品、「製造管理若しくは品質管理の方法が 医療機器若しくは再生医療等製品 「医薬品、 「指定高度管理 「若しくは第六十五条 その物の製造管理又 この場合にお 医療機器 (医 部停止 療機

あるのは 「請求する」と読み替えるものとする。

4 (略

(手数料

調査、 項において準用する場合を含む。)の調査、 額を考慮して政令で定める額の手数料を機構に納めなければならない。 療等製品審査等を受けようとする者は、 合を含む。)の調査又は第二十三条の二十七第一項(第二十三条の三十第 七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の医療機器等審査等 条の二の十九において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の二の十 九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の医薬品等審 条の五第一項(第十九条の四において準用する場合を含む。)並びに第十 三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の再生医 項 項 第二十三条の六第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の 機構が行う第十三条の二第一項 (第二十三条の三十九において準用する場合を含む。) 並びに第二十 (第二十三条の二十四第三項及び第八十条第五項において準用する場 第二十三条の十八第二項の基準適合性認証、第二十三条の二十三第 第二十三条の二の七第一項 基準適合性認証又は再生医療等製品審査等に要する実費の (第二十三条の二の十第一項 (第二十三 (第十三条の三第三項及び第八十条第四 当該調査、医薬品等審査等、医療 第十四条の二第一項(第十四 2

を命ずる」とあるのは 「請求する」と読み替えるものとする。

4

考慮して政令で定める額の手数料を機構に納めなければならない。 等審査等、基準適合性認証又は再生医療等製品審査等に要する実費の額を 、第二十三条の十八第二項の基準適合性認証、第二十三条の二十三第一項 条の五第一項(第十九条の四において準用する場合を含む。)並びに第十 項において準用する場合を含む。)の調査、第十四条の二第一項(第十四 製品審査等を受けようとする者は、当該調査、医薬品等審査等、 の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の再生医療等 含む。)の調査又は第二十三条の二十七第一項 七第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の医療機器等審査等 条の二の十九において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の二の十 査等、第二十三条の二の七第一項(第二十三条の二の十第一項(第二十三 九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の医薬品等審 (第二十三条の三十九において準用する場合を含む。) 並びに第二十三条 (第二十三条の二十四第三項及び第八十条第五項において準用する場合を 機構が行う第十三条の二第一項 (第十三条の三第三項及び第八十条第四 (第二十三条の三十第一項 医療機器

(削る) (削む) (削む)	表) 一のはないの関連産業の健全な発展を促 がその関連産業の健全な発展を促 がその関連産業の健全な発展を促 がもの関連産業の健全な発展を促	育産経営の天宮と図り、古について、交付金の交付又は		章	
定食肉」とは、豚肉、牛肉その他政令で定める食肉であつて、農林水産省2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指乳・第二条 (発記)	することで表	「「「「「「「「」」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 (目的) 「(目的) 「目的) 「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」		目 第 次 - - - - 章	畜産物の価格安定に関する法律行

令で定める規格に適合するものをいう。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

独立行政法人農畜産業振興機構 (以下「機構」という。 は 標準

肉用牛又は肉豚の生産者

第三条

産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金(以下「交付金」という であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生

的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、

を交付することができる。

という。)の積立てに要する負担金を支出しているものであること。 次のいずれにも該当する積立金(次項及び第三項において「積立金

標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合における肉用牛又は

肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて

交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

のであること。 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するも

基準に適合するものであること。 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める

2 が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相 産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に のに限る。 る割合を乗じて得た額に、 肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定め 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生)であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構 肉用牛又は肉豚 (積立金の対象とされているも

3 当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は

から控除するものとする。

(新設

4 品種別に算出した額をいう。 用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより 出した額をい 0 標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算 項及び第一 |項に規定する 第一項及び第一 「標準的 一項に規定する「標準的生産費」とは、 販売価格」 とは、 肉用牛又は肉豚

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置

(安定価格の決定)

第四条 度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、 毎会計年度、 当該年

- 原料乳の安定基準価格
- 指定乳製品の安定下位価格及び安定上位価格

(削る)

2 ものとする。 安定価格は、 原料乳及び指定乳製品の生産者の販売価格について定める 2

3 製品の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、 することを目的として定めるものとする。 安定上位価格は、 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下回つて原料乳及び指定乳 その額を超えて指定乳製品の価格が騰貴することを防止 3

4 とする。 済事情を考慮し、 ては、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるもの 安定価格は、原料乳については、その生産条件及び需給事情その他の経 その再生産を確保することを旨とし、 指定乳製品につい

4

5 6 (略)

第五条 略

> 第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置

(安定価格の決定)

第三条 度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、 毎会計年度、 当該年

- 原料乳及び指定食肉の安定基準価格
- 指定乳製品の安定下位価格
- 指定乳製品及び指定食肉の安定上位価格

市場における売買価格について定めるものとする。 指定食肉にあつては政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売

安定価格は、原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格につい

が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。 のとし、安定上位価格は、その額をこえて指定乳製品及び指定食肉の価格 及び指定食肉の価格が低落することを防止することを目的として定めるも 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下つて原料乳、 指定乳製品

れらの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、 事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。 を確保することを旨とし、 安定価格は、 原料乳又は指定食肉 指定乳製品については、その生産条件及び需給 (当該家畜を含む。)については、 これらの再生産

5 6 略

第四条 (略)

(原 料乳の価格に関する勧告

第六条 業者 するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。 めるときは、 格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認 十二号)第二条第二項の乳業を行う者をいう。 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八 農林水産大臣又は都道府県知事は、 当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達 政令で定めるところにより、 以下同じ。)が安定基準価 乳

2 略

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第七条 (略)

他に委託して生産するものを含む。)の保管又は販売に関する計画を定め 持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品 又は低落するおそれがあると認められる場合は、 農林水産大臣の認定を受けることができる。 次の各号のいずれかに該当する者は、 指定乳製品の価格が著しく低落し その価格を回復し又は維

〈 匹 略

(削る)

(削る)

(原料乳の価格に関する勧告)

第五条 業者 認めるときは、 価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると 達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。 十二号)第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。)が安定基準 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、 当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に (昭和二十九年法律第百八

2

第六条 (指定乳製品の生産等に関する計画 (略)

2 託して生産するものを含む。)の保管又は販売に関する計画を定め、 ことを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品 水産大臣の認定を受けることができる。 落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持する 次の各号の一に該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は (他に委 農林

一 〈 匹 (略)

3 定め、 ることを目的として、 低落するおそれがあると認められる場合は、 協同組合又は農業協同組合連合会は、 て生産するものを含む。 指定食肉に係る家畜の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業 農林水産大臣の認定を受けることができる。 その構成員の生産する家畜 に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を 指定食肉の価格が著しく低落し又は その価格を回復し又は維持す (当該団体の委託を受け

4 価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は て政令で定めるもの 構成員となつている農業協同組合又は農業協同組 鶏卵その他原料乳、 以下 指定乳製品及び指定食肉以外の主要な畜産物であ 「鶏卵等」という。 の生産者が直接又は間接

5 よる生乳生 に行うもの	団体からの買入れを優先的に行うものとする。 2 機構は、指定乳製品の買入れについては、前項の規定による生乳生産者
るところこより算出される額とする。 において買い入れる場合にあつては安定基準価格を基準として政令で定めとし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の機構の指定する場所	
条第二項の中央卸売市場において買い入れる場合にあつては安定基準価格4 機構が前二項の規定により買い入れる指定食肉の買入れの価格は、第三	(削る)
の機構の指定する場所において、買い入れることができる。農業協同組合又は農業協同組合連合会の申込みにより、中央卸売市場以外	
けた同項の計画に基づいて保管又は販売をする指定食肉については、当該3 機構は、農業協同組合又は農業協同組合連合会が前条第三項の認定を受	(削る)
は、	(削る)
で買い入れることができる。	位価格で買い入れることができる。
た指定	生産した指
(買入れ)	(指主乳製品の買入れ)
8 (略)	6 (略)
見を聞くものとする。 見を聞くものとする。) の意をらうじめ独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。) の意	の意見を眠くものとする
7 農林水産	うました
6 (略)	4 (略)
と認めるときは、そ	、その認定をする
5	3 農林水産大臣は、前二項の計画が農林水産省令で定める基準に適合する
る。 管又は販売に関する計画を定め、農林水単行してに終すってこうで見られ	
一面各を回复し又は維持することを目的として、その構成員の生産する鴇羽	

第九条

略

ては、 だし、 保管する指定乳製品を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。た するおそれがあると認められる場合は、 定乳製品 その方法によることが著しく不適当であると認められる場合におい 政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すこと 機構は、 の売渡し) 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴

政令で定めるところにより、その

ができる。

指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定 乳製品を売り渡すことができる。 機構は、 次の場合には、政令で定めるところにより、原料乳及び

一 その保管する指定乳製品の保管期間が農林水産省令で定める期間を超 に至つた場合 その保管する指定乳製品の数量が農林水産省令で定める数量を超える

えるに至つた場合

(指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合)

第十二条 規定による売渡しをしないものとする。 機構は、次の場合には、第八条の規定による買入れ又は第十条の

れるおそれがあると認めるとき。 第八条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)について その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ又は買い入

第八条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定

第八条 (略)

(売渡し)

第九条 機構は、 その他の方法で売り渡すことができる。 あると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約 売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適当で により、その保管する指定乳製品又は指定食肉を、 貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、 一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、 指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格を超えて騰 指定乳製品にあつては 政令で定めるところ

第十条 定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保 管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことができる。 機構は、 次の場合には、政令で定めるところにより、原料乳及び指

一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林水産省令で定める 数量を超えるに至つた場合

二 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林水産省令で定 める期間を超えるに至つた場合

三

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第十一条 規定による売渡しをしないものとする。 機構は、次の場合には、第七条の規定による買入れ又は第九条の

れるおそれがあると認めるとき。 第七条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)につい その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ又は買い入

第七条第一項の申込みをした者が、 正当な理由がないのに次条の規定

による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

- ら一年を経過しない者であるとき。 第十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日か
- 不当な利得を目的として行われたと認めるとき。 四 第十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による

五 (略)

(指定乳製品の交換)

ないときは、その差額を金銭で清算するものとする。 定乳製品と交換することができる。この場合において、その価額が等しくを生ずるおそれがある場合は、当該指定乳製品を同一の規格及び数量の指第十三条 機構は、その保管する指定乳製品の品質の低下により著しい損失 管

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

七条第三項又は第十一条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財第十四条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項、第 第

(報告及び検査)

務大臣に協議しなければならない。

> ------による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

- ら一年を経過しない者であるとき。 第九条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日本
- 不当な利得を目的として行われたと認めるとき。四 第九条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による

五 (略)

(交換)

その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、り著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一の規格及び数量第十二条 機構は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下によ

第三章 雑則

(財務大臣との協

議

、財 定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 第一第十三条 農林水産大臣は、第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を

(報告及び検査)

第十四条 産費、 その他の事業場に立ち入り、 者(これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。)に対 食肉に係る家畜の生産者を含む。) し、必要な事項に関し報告をさせ、 査するため必要があるときは、その限度において、これらの生産者 輸入価格、 農林水産大臣は、 在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調 原料乳、 帳簿、 、集荷業者、 書類その他必要な物件を検査させるこ 又はその職員に、これらの者の事務所 指定乳製品 販売業者若しくは輸入業 指定食肉又は鶏卵等 (指定 の生

む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人第十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	第四十五号)に正条があるときは、同法による。下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受	第五章 罰則	携帯し、関係人に提示しなければ側の規定により職員が立入検査を他必要な事項に関し報告を求める	(
とくは人の代理人、というのあるものを含(新設)	本語の法人又は人の業務に関し、前項の遺反行為をしたときは、行為者を罰すの法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰すの法人の代別での罰金に処する。	。 し、刑法(明治四十年法律 交付を受けた者は、三年以 (新設)	第四章 罰則	分分を	でである。

	第十条及び第十一条 削除 するものは、第七条第二項及第十条及び第十一条 削除 (指定市場)	附則	被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者条の罰金刑を科する。
	市場とみなす。 第七条第二項及び第三項並びに第九条の規定の適用について間、中央卸売市場以外の市場であつて、農林水産大臣の指定		

源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉につい、異性化糖及び輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置、甘味資第一条 この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置 宮(目的)	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改正案
並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての交付金を交付す、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置、甘味資源作物及び国内産糖第一条 この法律は、輸入に係る砂糖及びでん粉等の価格調整に関する措置(目的)	日次 日次 日次 日次 日次 日次 第一章 総則 (第一条・第二条) 第二章 砂糖の価格調整に関する措置 (第三条—第十八 第二節 異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置 (第三条—第十八 第三節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付 (第十一条—第十八条—第 第三節 でん粉の価格調整に関する措置 (第二十二条) 第二前 でん粉原料用いも交付金及び国内産を持定のでん粉交付金の交付 (第二十二条) 第二十二条 第三十二条 第三十二条 第三十二条 第三十二条 第三十二条 第三十七条 第三十七条 第三十七条 第三十七条 第三十七条 第三十七条 第四章 雑則 (第三十七条 第三十九条)	現行

定に寄与することを目的とする。
及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図り、もつて国民生活の安の製造事業の経営の安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖粉原料用いもに係る農業所得の確保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉での交付金を交付する措置等を定めることにより、甘味資源作物及びでん

(定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

調製品であつて、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な5。この法律において「輸入加糖調製品」とは、砂糖を使用した輸入される(新設)

供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるも

8 6 cの法律 (略)

のをいう。

れるものとして政令で定めるものをいう。、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認めらされるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差に鑑みに供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原料として製造この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、でん粉の製造の用

9 · 10 (略)

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

るとおりとする。

いう。)を乗じて得た額から、次のハに掲げる額に次のニに掲げる額を係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定糖調整率」とに掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロ

目的とする。
おの安定的な供給の確保を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖及び国内産いもでん農業所得の確保並びに国内産糖及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の合措置等を定めることにより、甘味資源作物及びでん粉原料用いもに係る

(定義)

第二条 (略)

2 4 (略

01.8

5

6

められるものとして政令で定めるものをいう。 がみ、国内産いもでん粉の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認め されるでん粉と国内産いもでん粉との用途の競合の状況及び価格差にかん造 に供するために輸入される農産物であつて、当該農産物を原料として製造用 7 この法律において「でん粉原料用輸入農産物」とは、でん粉の製造の用

8 9 (略

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格)

第九条 前条第一項の規定による機構の指定糖の売戻しの価格は、次に掲げ

るとおりとする。

いう。)を乗じて得た額から次のハに掲げる額(その額が当該指定糖調係る農林水産大臣の定める率(以下この条において「指定糖調整率」とに掲げる額との差額にその砂糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年度に一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次のロ

に掲げる額に加えて得た額大臣が定めて告示する額を超えるときは、その告示する額)を、次の口大臣が定めて告示する額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額(国際約束に従つて農林水産加えて得た額(その額が当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるとき

イ・ロ (略)

減して得た額。以下この条において「異性化糖軽減額」という。)じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加農林水産大臣の定める額(粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応ハ、当該輸入申告の時について適用される異性化糖に係る軽減額として

額を加減して得た額。以下この条において「加糖調製品軽減額」とい類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出されるとして農林水産大臣の定める額(粗糖以外の砂糖にあつては、その種当該輸入申告の時について適用される輸入加糖調製品に係る軽減額

加えて得た額

当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の四に掲げる額に加えて得た額)を控除して得た額(国際約束に従を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額(国際約束に従を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額(国際約束に従を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額(国際約束に従た超さるときは、その乗じて得た額)を控除して得た額(国際約束に従た超がる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年中に掲げる額との差額にかる場合にあつては、次のイに掲げる額と次の当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の

イ・ロ (略)

を加減して得た額) 当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額る砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、ハ 異性化糖軽減額に砂糖含有率を乗じて得た額(当該混合糖に含まれ

二 加糖調製品軽減額に砂糖含有率を乗じて得た額(当該混合糖に含ま

は、その告示する額)を、次の口に掲げる額に加えて得た額た額(国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を超えるとき整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額)を控除して得

イ・ロ(略

で定めるところにより算出される額を加減して得た額)糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令当該輸入申告の時について適用される農林水産大臣の定める額(粗

(新設)

に、第七条第二号ロに掲げる額を加えて得た額に、第七条第二号ロに掲げる額を加えて得た額の世に掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年のに掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年に、第七条第二号ロに掲げる額をを要して得た額を超えるときは、その乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額が支援の人に掲げる額との差額にその混合糖に係る輸入申告の日の属する砂糖年に、第七条第二号ロに掲げる額を加えて得た額に、次のへに掲げる額と次の二、当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の二、当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次のイに掲げる額と次の

イ・ロ (略

より算出される額を加減して得た額)の種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところに該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、そハ 前号ハの農林水産大臣の定める額に砂糖含有率を乗じて得た額(当

額を加減して得た額)、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出されるれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて

ì

2

して、定めるものとする。 より輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を限度として得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるところにの各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除の各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量で除る 異性化糖軽減額は、第十二条第一項の砂糖年度を区分した期間ごとにそ 3

- ・二 (略)

第一項第一号の異性化糖調整率を乗じて得た額基準価格)との差額に、その適用期間の属する砂糖年度に係る第十五条当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整工条第一項の異性化糖の平均供給価格(当該異性化糖の平均供給価格が三、その適用期間における第十一条第一項の異性化糖調整基準価格と第十三、

限度として、定めるものとする。
ころにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるととにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数量を第二号に掲げる数

入数量」という。)
糖の推定輸入数量(第十八条の六第三項において「加糖調製品糖推定輸当該年度におけるその輸入数量の見込数量を参酌して定めた加糖調製品加糖調製品に含まれる砂糖をいう。以下同じ。)の輸入数量を基準としか、の適用期間の属する砂糖年度の前年度における加糖調製品糖(輸入

格と第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格(当該加糖調製二)その適用期間における第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価一)その適用期間の属する砂糖年度における第二項第二号に掲げる数量

2 (略

限度として、定めるものとする。ころにより輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格に換算した額を量で除して得た数を第三号に掲げる額に乗じて得た額を、政令で定めるととにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数とにその各期間を適用期間とし、第一号に掲げる数量を第二号に掲げる数。第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額は、第十二条第一項の期間ご

一・二 (略)

第一項の異性化糖調整率を乗じて得た額 - 二条第一項の異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整 - 二条第一項の異性化糖の平均供給価格(当該異性化糖の平均供給価格が三、その適用期間における第十一条第一項の異性化糖調整基準価格と第十三

合には、 属する砂糖年度に係る第十八条の六第 平 当 均 「該加糖調製品糖調整基準価格」 価 格 が当 加 糖 調製品 糖 一項の加糖調製品糖調整率を乗じ 調 との差額 整基準価格 以 その適用 上の 労期間の ある場

5

ては 平均輸入価格が改定された場合」と、 項の加糖調製品糖調整基準価格又は第十八条の三第 が 項の異性化糖調整基準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格 までの規定は異性化糖軽減額及び加糖調製品軽減額について、それぞれ準第三条第四項の規定は指定糖調整率について、第六条第二項から第四項 品軽減額にあつては「第十八条の三第 額にあつては 異性化糖軽減額にあつては しく騰貴した場合」とあるのは異性化糖軽減額にあつては 用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著 読み替えるものとする。 改定された場合」 「第九条第四項」と、 「第十二条第一 と 加糖調製品軽減額にあつては 「第九条第三項」と、 「政令で定める期間」 項の砂糖年度を区分した期間」と、 同条第四項中「第一項」 一項の砂糖年度を区分した期間 とあるのは異性化 加糖調製品軽減額にあ 一項の加糖調製品糖の 「第十八条の二第 「第十一条第 とあるのは 加糖調製 糖軽減 4

れ める期間」とあるのは Ł, 準価格又は第十二条第一項の異性化糖の平均供給価格が改定された場合」 価が著しく騰貴した場合」とあるのは「第十一条第一項の異性化! までの規定は第 第三条第四項の規定は指定糖調整率について、 準用する。 同条第四項中 この場合において、 項 第 第 「第十二条第一項の期間」 号ハの農林水産大臣の定める額につい 項」とあるのは 同条第三項中「海外における粗糖の市 「第九条第三項」 | と読み替えるものとする 第六条第一 と、 て、 から 政令で定 糖調整基 それぞ 第 兀

異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 をいう。 11 糖を機構に売り渡さなければならない。 する場合においてその移出の時について適用される次条第一項の異性化糖異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出 該 るところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格 額である場合であり、 |移出の時について適用される平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たな 平均供給価格が異性化糖調整基準価格 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者 以下同じ。)に満たない額であるときは、 かつ、 当該移出の時につい ただし、 (砂糖調整基準価格を政令で定め 輸入に係る粗糖につき当 その移出に係る異性化 て適用される同項の異 (以下「

(異性化糖等の機構への売渡し)

第十一条 該移出 糖を機構に売り渡さなければならない。ただし、 をいう。以下同じ。 るところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格 する場合においてその移出の時について適用される次条第一 異性化糖製造者」という。)は、製造した異性化糖をその製造場から移出 11 の平均供給価格が異性化糖調整基準価格 額である場合であり、 の時について適用される平均輸入価格が砂 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者)に満たない額であるときは、 かつ、 当該移出の時について適用される同 (砂糖調整基準価格を政令で定め 輸入に係る粗糖につき当 糖調整基準価格に満たな その移出に係る異性化 項の異性化糖 以 項 か異 下

大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでない大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでないく。)ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗く。)ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平性化糖の平均供給価格が当該移出の時について適用される異性化糖標準価

2~5 (略)

おける当該期間を除く。)」と読み替えるものとする。 常六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用 6 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準期間を除く。)」と読み替えるものとする。 この場合において、同条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格の決定により輸入に係る粗糖の適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格の改定により輸入に係る粗糖がある期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格の改定により輸入に係る粗糖が適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格の改定により輸入に係る粗糖が適用期間とする平均輸入価格が砂糖調整基準価格のとする。 第六条第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用 6 第六条第二項から第四項を対している。

(異性化糖等の買入れの価格

第十三条 (略)

れ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額をについての機構の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞ糖」という。)又は混合異性化糖(以下「輸入混合異性化糖」という。)2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖(以下「輸入異性化

除して得た額とする。

価格をいう。以下同じ。)を超える場合は、この限りでない。 定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める 特についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格を政令で は、) ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗格 (第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適用期間とする平性化糖の平均供給価格が当該移出の時について適用される異性化糖標準価

2~5 (略)

だし書の異性化糖標準価格の決定に関する」と、 場合」と、「改定することができる」とあるのは する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が 間を除く。)」と読み替えるものとする。 する平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期 あるのは「第六条第一項の政令で定める期間 ならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは「第十一条第一項た についての第九条第一項第一号に規定する機構の売戻しの価格が変動する く騰貴した場合」とあるのは 第六条第二項から第四項までの規定は、 「平均輸入価格の改定により輸入に係る粗 異性化糖標準価格に (当該期間をその適用 「政令で定める期間」と 「併せて改定しなければ 期間

7 12 (略

(異性化糖等の買入れの価格

第十三条 (略)

控除して得た額とする。れ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額をれ、当該各号に掲げる額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額をについての機構の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞ糖」という。)又は混合異性化糖(以下「輸入混合異性化糖(以下「輸入異性化2 第十一条第二項の規定による売渡しに係る異性化糖(以下「輸入異性化

(略)

た額 一 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得

イ (略)

外の糖の割合を乗じて得た額に、当該異性化糖以応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、当該異性化糖以性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に準異性化糖と当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖とのコーその輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格に、標

第三節 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置

(輸入加糖調製品の機構への売渡し)

り関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合一当該輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法第十四条の規定によ

製品糖標準価格(第六条第一項の政令で定める期間(当該期間をその適調製品糖の平均輸入価格が当該輸入申告の時について適用される加糖調であり、かつ、当該輸入申告の時について適用される次条第一項の加糖一項の粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合一類の粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たない額である場合

一 (略)

た額 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得

イ (略)

差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令でに、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額ローその輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格に当該

(新設)

定める割合を乗じて得た額

じ。)を超える場合
に。)を超える場合
に。)を超える場合
における当該期間を除く。)ごとにその各期間を適用期間とし
の期間における当該期間を除く。)ごとにその各期間を適用期間とし
用期間とする同項の粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額で

- でに定めなければならない。
 2 加糖調製品糖調整基準価格は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日ま
- 価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。
 3 加糖調製品糖調整基準価格は、第四条第一項の規定により砂糖調整基準
- 著しく騰貴した場合」とあるのは「平均輸入価格の改定により輸入に係る 第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格の決定に関する」と 粗糖についての第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻し 準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が の価格が変動する場合」と、 て改定しなければならない」と、 たときは、 「同項」 第六条第二項から第四項までの規定は、 とあるのは「同号」と、 遅滞なく、これを告示しなければならない。 「改定することができる」とあるのは 同条第四項中 「政令で定める期間」とあるのは 加糖調製品糖標準価格につい 「第一項の」とあるのは 「併せ 「第六

5

4

農林水産大臣は、

加糖調製品糖調整基準価格を定め、

又はこれを改定し

対する機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに係る輸入申告の前に、売渡申込書を機構に提出してしなければならない。第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡しは、当該輸入加糖調製品に

7

6

を除く。

」と読み替えるものとする。

の平均輸入価格が砂糖調整基準価格以上の額である場合における当該期間

(当該期間をその適用期間とする同項の粗糖

条第

項の政令で定める期間

第一項」と読み替えるものとする。は「第十八条の二第六項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第七十条品について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるの

(加糖調製品糖平均輸入価格)

第十八条の三 期間前の一定期間の海外における代表的な精製糖の市価の平均額並びに輸 価格」 標準的な費用の額を基準として、農林水産大臣が定める。 他の諸掛りの標準額の平均額、 入加糖調製品の調製に要する標準的な費用の額、 ごとにその各期間を適用期間とし、 という。 加糖調製品糖の平均輸入価格 は、 政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間 関税の額に相当する金額及び販売に要する 政令で定めるところにより、 〇 以 下 輸入するまでの運賃その 加糖調製品糖平均輸入 その適用

2 第四項中「第一 貴した場合」とあるのは「精製糖の市価が著しく変動した場合」と、 」と読み替えるものとする。 る期間」 いて準用する。 第六条第二項から第四項までの規定は、 とあるのは「政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間 この場合において、 項」とあるのは 「第十八条の三第 同条第三項中 加糖調製品糖平均輸入価格につ 「粗糖の市価が著しく騰 項」 と 「政令で定め 同条

(輸入加糖調製品の買入れの価格)

額を加えて得た額とする。品についての機構の買入れの価格は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる第十八条の四 第十八条の二第一項の規定による売渡しに係る輸入加糖調製

算出される額を加減して得た額入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより八条の六において同じ。)を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸糖調製品糖含有率(輸入加糖調製品に含まれる砂糖の割合をいう。第十その輸入申告の時について適用される加糖調製品糖平均輸入価格に加

(新設)

加 る割合を乗じて得た額に、 差異を勘案して当該砂糖以外の物の種類に応じて農林水産省令で定め 糖調製品糖と当該輸入加糖調製品に含まれる砂糖以外の物との市価等 その輸入申告の 時について適用される加糖調製品糖平均輸入価格に、 当該砂糖以外の物の割合を乗じて得た額

(輸入加糖調製品の売戻し)

第十八条の五 売渡しをした者に対し、その輸入加糖調製品を売り戻さなければならない 機構は、 第十八条の二 第 項の規定による輸入加糖調製品の (新設)

2 のは 項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは 項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは「第十八条の二第 売戻しについて準用する。この場合において、 による輸入加糖調製品の売渡し」と読み替えるものとする。 による輸入加糖調製品の売渡し」と、 第八条第二項及び第三項の規定は、 「その売渡しに係る輸入加糖調製品」と、 前項の規定による輸入加糖調製品 「その売渡しに係る指定糖」 「第十八条の二第 同条第三項中「第五条第 同条第二項中「第五条第 一項の規定 一項の規定 とある

(輸入加糖調製品の売戻しの価格)

第十八条の六 格は、 た額 買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加え 品の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率 この条において に掲げる額に加えて得た額に、 (その額が輸入加糖調製品につき同条の規定により定められる機構の 第 号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に当該輸入加糖調製 前条第一項の規定による機構の輸入加糖調製品の売戻しの価 「加糖調製品糖調整率」という。) 第十八条の四第二号に掲げる額を加えて得 を乗じて得た額を同号 (以下

て得た額を超えるときは、

農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省

加糖調製品糖調整基準価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に

その加えて得た額)

とする。

令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

2 て適用される輸入に係る粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たな 前項の規定にかかわらず、 第十八条の四第一号に掲げる額 同項の輸入加糖調製品の輸入申告の 時につい

える場合には、 額である場合であり、 前条第一項の規定による機構の輸入加糖調製品の売戻しの かつ、 第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超

価格は、 同号に掲げる額とする。

前項の規定により定められる機構の売戻しの価格

製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品 その輸入申告の時について適用される加糖調製品糖標準価格に加糖調

加糖調製品糖調整率は、 の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額 を加減して得た額に、 第十八条の四第二号に掲げる額を加えて得た額 毎砂糖年度、 当該年度の開始前十五日までに

3

項第一 当該年度における第九条第二項第一号に掲げる数量を当該年度における同 一号に掲げる数量と加糖調製品糖推定輸入数量との合計数量で除して

得た数を限度として、定めるものとする。

4 第三条第四項の規定は、 加糖調製品糖調整率について準用する。

項の規定による売渡しに係る輸入加糖調製

(輸 入加糖調製品の買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十八条の七 品が当該売渡し前に変質したものである場合には、 で定めるところにより、当該輸入加糖調製品につき買入れ及び売戻しの 第十八条の二第 機構は、 農林水産省令 (新設

格を減額することができる。

第四節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

第五節 雑則

第四節 雑則

第三節 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

入に係る指定糖 異性化糖等及び 輸入加糖調製品の 売戻しの価格 0 特

第二十三条 支障が生じ、 とからみて、 国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされているこ るため、 ころにより精製糖 ことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。 項第 項の 又は推移するおそれがある場合において、 一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めると 規定により定められる機構の売戻しの価格により売戻しをすべき 機構に対し、 農林水産大臣 機構の行う国内産糖交付金の交付の業務の適正円滑な運営に 又は生ずるおそれがあると認めるときは、 (国内産糖を除く。) の価格に換算した額を下回つて推 次条第一項 は、 砂糖の市価が輸入に係る粗糖につき第九条第 第二十五条第 前条第二項の規定により 項又は第二十五条の その事態に対処す

2

第二十 その者の当該期間における指定糖の輸入数量等 粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めると 売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより 定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量(混合糖にあつては、当該 算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指 合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより粗糖の数量に換 指定糖の売渡申込数量(混合糖にあつては、 する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における 量によることが著しく不適当であると認められる場合において、 ころにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量 合において、 るところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したと る混合糖に含まれる砂糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定め 匹 条 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあつた場 その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属 当該売渡しの申込みに係る混 (混合糖にあつては、 通常年の (その数 輸入

> 、輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの 価 格 0

第二十三条 るため、機構に対し、 ころにより精製糖 ものとする。 の価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、 支障が生じ、 とからみて、 国内産糖交付金の単価が砂糖の市価を参酌して定めることとされているこ 移し、又は推移するおそれがある場合において、 一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格を政令で定めると 農林水産大臣は、 又は生ずるおそれがあると認めるときは、 機構の行う国内産糖交付金の交付の業務の適正円滑な運営に (国内産糖を除く。) の価格に換算した額を下回つて推 次条第一項及び第二十五条第 砂 糖の市価が輸入に に係る粗 前条第 一項に規定する売戻 その旨を告示する その事態に対処 糖に 一項の規定により つき第九 条第

略

2

第二十四条 るところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したと 売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)を政令で定めるところにより 算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指 する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における その者の当該期間における指定糖の輸入数量等 量によることが著しく不適当であると認められる場合におい ころにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に通 粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めると 定糖の第八条第一項の規定による売戻しの数量 合糖に含まれる砂糖の数量) 指定糖の売渡申込数量(混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混 合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの に係る混 合糖に含まれる砂糖の数量等) 第五条第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあ を政令で定めるところにより粗糖の数量に換 を基礎として農林水産省令で定 (混合糖にあつては、 (混合糖にあつては、 知した数量(その数 て、 通常年の 日 0 輸入 当該 た場 0) 属

する。 にあ 率を乗じて得た額)に農林水産省令で定めるところにより算出される額を 令で定めるところにより砂糖 際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額 加 る 糖を含む。)の供給数量の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価 かかわらず、 わ めて告示する額を加えて得た額)を超えるときは、 入申告の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額 及ぼす影響の程度を参酌して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸 減して得た額)を加えて得た額 砂糖の種類) 指定糖にあつては、その種類 項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行 れる日までの間における機構の売戻しの価格は、 つては、 同条第二号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定 同項各号の規定により定められる機構の売戻しの価格に、 に応じて、当該額 を超えるときは、 (輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂 (混合糖にあつては、 (その額が第七条第 (混合糖にあつては、 その超える数量に係る指 その加えて得た額)と 第九条第一項の規定に 当該混合糖に含まれ 一号に掲げる額に国 当該額に砂糖含有 定糖の (粗糖以外 (混合糖 前 条第 政

2 行われた日(当該告示が行われた日後四日から同条第二項の規定による告 ŧ 示 構 当該期間の初日前三日まで)に のについては、 が行われる日までに開始する前項の砂糖年度を区分した期間にあ 前 ~ の 項に規定する農林水産大臣 売渡しの申込みをしていない者で、 当該申込みの後遅滞なく) の通知は、 (農林水産省令で定める過去一定 前条第 しなければならない。 その日以後当該申込みをした 項の規定による告示が 年間に のつては 2

3 (略

数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖する前条第一項の砂糖年度を区分した期間における異性化糖等の売渡申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の属出二十五条 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等の売渡しの

砂糖 得た額)を超えるときは、 の種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種 年度について農林水産大臣が定める額 きは、 に掲げる額に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加 て得た額 林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)を して粗糖につき当該超える数量に係る指定糖の輸入申告の日の属する砂 の増加が砂糖の市価及び国内産糖交付金の単価に及ぼす影響の程度を参酌 かかわらず、 われる日までの間における機構の売戻しの価格は、 大臣が定めて告示する額を加えて得た額 一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が 当該額 (輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。 当該数量) (その額が第七条第一号に掲げる額に国際約束に従つて農林水産 (混合糖にあつては、 同項に規定する売戻しの価格に、 を超えるときは、 その加えて得た額)とする 当該額に砂糖含有率を乗じて得た額) その超える数量に係る指 (粗糖以外の指定糖にあつては、 (混合糖にあつては、 政令で定めるところにより 第九条第)の供給数 類) 定 同条第 項の に応じて 規定に えて 加 条 そ 糖 え 行

三日まで)に 示が行われる日までに開始する前項の期間にあつては、行われた日(当該告示が行われた日後四日から同条第1 該申込みの後遅滞なく) 込みをしていない者で、 前項に規定する農林水産 (農林水産省令で定める過去一定年間に しなければならない。 その日以後当該申込みをしたもの 大臣 0 通知は、 前 条第 一項の規定による告 機構 一項の規定による告 当 に 該 への売渡し い期間の. 初日 の申 示 当 前

3 (略)

第二十五条 にあつては、 申 する前条第 -込みがあつた場合において、 第十一条第一項又は第二項の規定による異性化糖等 当該売渡し 項 の期間における異性化糖等の売渡申込数量 の申込みに係る混合異性化糖に含まれる異 その申込みをした者の当該申込みの (混 合異 \dot{O} 売 性 日 渡 化糖 . の 属 Ĺ 糖

格は、 ぞれ当該各号に掲げる額を加えて得た額 第二項の規定による告示が行われる日までの間における機構の売戻しの 機構に通知したときは、当該数量)を超えるときは、 林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び 化 あると認められる場合において、 計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定め 化糖にあつては、 おける異性化糖等の第十四条第一項の規定による売戻しの数量 数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該 額を加えて得た額を超えるときは、 る機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する 化 る異性化糖等の第二十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条 てその者及び機構に通知した数量(その数量によることが著しく不適当で に含まれる異性化糖の数量) 糖にあつては、 定められる機構の売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それ 輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)を基礎として農 糖の製造数量等又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖にあつては を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、 当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数 それぞれその額が第十三条第二項の規定により定められ を政令で定めるところにより標準異性 通常年のその者の当該期間における異性 その加えて得た額) (輸入異性化糖又は輸入混合異性 その超える数量に係 とする。 これらの規定によ (混 合異性 期間 化 糖 価 に 0

5

2

略

| の申込みがあつた場合において、その申込みをした者の当該申込みの日の||第二十五条の二 第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の売渡し|

る当該期間に する第 申込みがあ 係る加糖調 -四条第 つた場合において、 ける第十八 製品糖の 項 (の砂糖 条の五第 数量を合計した数量 年度を区分した期間に その申込みをした者の当該申込みの日の 項 0 規定に よる売戻しに係る加糖調 通常年 おける当該売渡し

> 得た額 は、 が第十三条第二項の規定により定められる機構の買入れの 項及び第二項の規定にかかわらず、 ところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したとき 性化糖に含まれる異性化糖の数量等)を基礎として農林水産省令で定める は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖にあつては、 通知した数量(その数量によることが著しく不適当であると認められる場 林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び機構に ところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農 該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量) 第十四条第一項の規定による売戻しの数量 を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化 に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を加えて得た額を超えるときは に、次の各号に掲げる区分に応じ、 告示が行われる日までの間における機構の売戻し 十三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定によ 合において、 |数量| その加えて得た額) 当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖等の (輸入異性化糖又は輸入混合異性化糖にあつては、 を政令で定めるところにより標準異性化 通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等又 これらの規定に規定する売戻 それぞれ当該各号に掲げる額を加 (混合異性化糖にあつては、 Ō !糖の数量に換算し 価格は、 輸入に係る混合異 価格 それぞれその を政令で定める 第十五 際約: 0 え 価 当 額 東 \mathcal{O}

一 〜 三 (w

2

きは、 製品 を加えて得た額を超えるときは、その加えて得た額) 機構の買入れの価格に国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額 掲げる額を加えて得た額(その額が第十八条の四の規定により定められる の六第一項及び第二項の規定にかかわらず、 よる告示が行われる日までの間における機構の売戻しの価格は、 第二十三条第一 期間における加糖調製品糖の輸入数量等を基礎として農林水産省令で定め が著しく不適当であると認められる場合において、 林水産大臣が定めてその者及び機構に通知した数量(その数量によること るところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び機構に通知したと 糖の 当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る加糖調製品糖の 数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農 項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定に 第一号に掲げる額に第二号に 通常年のその者の当該 とする。 第十八条

の価格 第十八条の六第一項又は第二項の規定により定められる機構の売戻し

算出される額を加減して得た額 一 政令で定めるところにより 一 政令で定めるところにより 一 政令で定めるところにより 一 政令で定めるところにより 一 政令で定めるところにより 一 政令で定めるところにより加糖調製品を輸入力がで定める輸入が 一 政令で定めるところにより加糖調製品糖の輸入を 一 政令で定めるところにより加糖調製品糖の輸入数量の増加が砂糖の市

れぞれ準用する。 、同条第三項の規定は前項第二号の農林水産大臣が定める額について、そ 、 同条第三項の規定は前項第二号の農林水産大臣が定める額について 2 第二十四条第二項の規定は前項に規定する農林水産大臣の通知について

(報告及び検査)

ん粉の製造業者若しくは販売業者若しくは砂糖、混合糖、異性化糖等、輸資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化糖若しくはで第三十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、甘味

(報告及び検査)

| ん粉の製造業者若しくは販売業者若しくは砂糖、混合糖、異性化糖等、で資源作物若しくはでん粉原料用いもの生産者、砂糖、異性化糖若しくはで|| 第三十九条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、甘味

入加糖調製品、でん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の輸入業者に対し	ん粉若しくはでん粉原料用輸入農産物の輸入業者に対し、必要な事項につ
、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所そ	いて報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立
の他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させるこ	ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
とができる。	
2 · 3 (略)	2•3 (略)
第四十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを	第四十三条 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを
含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人	含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人
、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反	、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反
行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条	行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条
の罰金刑を科する。	の刑を科する。
2 (略)	2 (略)

(著作権等を有する者の意思に基づくことなく(著作権等を有する者の意思に基づくことなく。)であつて、著作物等」という。)の利用(著作者おいて「著作物等」という。)の利用(著作者おいて「著作物等」という。)の利用(著作者おいて「著作物等」という。)の利用(著作者おいて「著作物等」という。)の利用(著作者には影像とともに記録媒体に記録し、若しくは影像を必要とするよう著作物、実演がであって、著作物、実演に基づくことなく(著作権等を有する者の意思に基づくことなく	高算機において 一者人格権又は 一者しくは放送 一者しくは放送 一者しくは放送 一者しくは放送 一者しくは放送 一者に割録し、若 一者に割録し、若 一名よう著作物等の視 一名よう著作物等の視
当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。)をする、	(定義) を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号第二条 (定義) を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号 がるところによる。 (定義) (定義)
現	改正案

録し、 という。 当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、 音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、 する手段 は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記 る信号を著作物、 行為を含む。 若しくは送信する方式によるものをいう。 著作物等の視聴に際し、 (著作権者、 の意思に基づくことなく用いられているものを除く。 以下この号及び第百十三条第三 実演、 出版権者又は著作隣接権者(以下「著作権者等」 レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る これに用いられる機器が特定の反応をす 若しくは送信する方式又は 一項におい 実演、 7 同じ。 レコード若しく を制限

2~9 (略) (

にを関引)京川

(保護期間の原則)

第五十一条

じ。) 七十年を経過するまでの間、存続する。 著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同

(無名又は変名の著作物の保護期間)

2 (略

(団体名義の著作物の保護期間)

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、(国体名)の著作権の代記其間)

二十一~二十三 (略)

2~9 (略)

(保護期間の原則)

第五十一条

(略)

| じ。) 五十年を経過するまでの間、存続する。| 著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同同|2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同

(無名又は変名の著作物の保護期間)

滅したものとする。

「権は、その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年

2 (略)

(団体名義の著作物の保護期間)

、そ|第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、

なかつたときは、その創作後七十年)を経過するまでの間、存続する。の著作物の公表後七十年(その著作物がその創作後七十年以内に公表され

2·3 (略

(保護期間の計算方法)

年の翌年から起算する。
死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が第五十四条第一項の場合において、著作者の死後七十年又は著作物の公表第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は 管

(商業用レコードの二次使用)

において同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。 「「でおいて同じ。」を用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつじ。」を用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつじ。」を用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつじ。」を用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつじ。」を用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつじ。」を用いた放送又は有線放送を行つた場合(営利を目的とせず、かつじ。)を用いた放送する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコード(送者げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第百一条 (略)

2 \ 14

て七十年を経過した時 一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算し2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。

なかつたときは、その創作後五十年)を経過するまでの間、存続する。の著作物の公表後五十年(その著作物がその創作後五十年以内に公表され

2·3 (略

(保護期間の計算方法)

表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七第五十四条第一項の場合において、著作者の死後五十年、著作物の公表後第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は

(商業用レコードの二次使用)

じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。 一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用る権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第六号までに掲げる実演合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演音を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演音を除く。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。 中央において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2~14 (略)

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間

第百一条 (略)

て五十年を経過した時 - 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。

最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年)を経過した 算して七十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算 して七十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起 二 レコードに関しては、 算して五十年

三・四(略

(侵害とみなす行為)

2 (略)

第百十三条

(略)

3 的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われ 著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能 る場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、 とすること(著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。 利用制限手段に係る著作権 第百 技術的利用制限手段 一十条の二第 一号及び第二号において同じ。 0 口 避 出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみな (技術的 (利用制限手段により制限されている を行う行為は、 当該技術的 をいう 技術

(略)

す。

6 7 者を含む。 隣接権者 とみなす。 る二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権 に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定す 、同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項 略 (次条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する) 」 と、 この場合において、 同条第一項中 前条中「著作隣接権者」とあるのは 「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権 」とする。 著作 5

最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年)を経過したして五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が算して五十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算一 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起

時

三 • 四

略

(侵害とみなす行為)

第百十三条(

2 (略)

(新設)

項 4 3 (略) (略)

に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定す ・6 (略)(同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。 隣接権者 とみなす。この場合において、 る二次使用料を受ける権利は、 者を含む。)」と、 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項 略 (次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する 同条第一項中「著作隣接権」とあるのは 前条中「著作隣接権者」とあるのは 前項の規定の適用については、 」とする。 「著作隣接権 著作隣接権 著作

(損害の額の推定等)

第百十四条 つては、 情があるときは、 又は 数量(以下この項において「譲渡等数量」という。)に、著作権者等がそ 権者等が受けた損害の額とすることができる。 る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作 はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若 求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲 作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請 しくは実演等の複製物(以下この項において「受信複製物」という。)の 単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、 侵害の行為がなければ販売することができた物(受信複製物を含む。 又はその侵害の行為を組成する公衆送信(自動公衆送信の場合にあ 部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事 送信可能化を含む。)を行つたときは、 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、 当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとす ただし、 その譲渡した物の数量又 著作権者等の当該物に係 譲渡等数量の全部 出版権又は著 第

2 · 3 (略)

4 等管理事 も高 複数あるときは、 著作権又は著作隣接 る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定により算出したその める同法第十 又は著作隣接権が著作権等管理事業法 一条第 権を侵害した者に対し損害の賠償を請求する場合において、 作権者又は著作隣接権者は、 ・業者が管理するものであるときは、 項に規定する管理委託契約に基づき同条第三項に規定する著作権 をもつて 該複数の算出方法によりそれぞれ算出した額 権に係る著作物等 項に規定する使用料規程のうちその侵害の行為に係 前 項に規定する金銭の 前項 の使用料 の規定によりその著作権又は著作隣 (平成十 額とすることが 当該著作権等管理事業者 の額 一年法律第百三十 (当該額の算出方法 できる。 その著作権 号)

(損害の額の推定等)

百十四 する。 部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする 作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、 その侵害の行為がなければ販売することができた物 若しくは実演等の複製物(以下この項において「受信複製物」という。 事情があるときは、 係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、 の数量(以下この項において「譲渡等数量」という。)に、 又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物 あつては、送信可能化を含む。)を行つたときは、 譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信 請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を 著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の 著作権者等」という。)の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、 条 著作権者 当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものと 出版権者又は著作隣接権者 が故意又は過失により自己の著作権、 (自動公衆送信の場合に その譲渡した物の数量 著作権者等の当該物に (以下この (受信複製物を含む) 譲渡等数量の 著作権者等が 項 出版権又は 賠 V. 償を 7 著

2 · 3 (略

(新設)

るについて、これを参酌することができる。 故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めない。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に5 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げ

(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置)

第百十六条 (略)

2

(略

その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。て七十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算しとができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をするこ

第百十九条 た者、 若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円 は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号 みなされる行為を行つた者、第百十三条第六項の規定により著作権若しく る権利を含む。 作権若しくは著作隣接権 を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つ (第百二条第一項において準用する場合を含む。 第百十三条第三項の規定により著作権、 著作権、 第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為と 出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項 (同条第五項の規定により著作隣接権とみなされ 出版権若しくは著作隣接権 同条第四項の規定により著 第三項において同じ。)

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第四項の規以下の罰金に処し、又はこれを併科する。2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円

について、これを参酌することができる。 意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるい。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げな

(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置

第百十六条 (略)

2 (略)

3

その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。て五十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算しとができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をするこ

第百十九条 。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、 科する。 なされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く 三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百 四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。 た者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権 に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行 十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみ (第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。) 著作権、 出版権又は著作隣接権を侵害した者 第百二十条の二第 (第三十条第一 又はこれを併 (同条第 項

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第三項の規以下の罰金に処し、又はこれを併科する。2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円

- 113 -

為を行つた者を除く。) 定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行

| ~四 (略)

3 等 作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以 行うデジタル方式の録音又は録画を、 ならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)を受信して 公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとした L は 0 の罰金に処し、 ないものに限る。)をいう。)の著作権又は著作隣接権を侵害する自動 提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害 目的となつているものに限る。)であつて、 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、 (録音され、 又は録画された著作物又は実演等(著作権又は著作隣接権 又はこれを併科する。 自らその事実を知りながら行つて著 有償で公衆に提供され、 録音録画有償著作物 又 3

くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若し

をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、 物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、 あつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能 該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合に をその機能とする装置 ことができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避若しくは技 接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の 又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為 的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うこと 又は第百十三条第三項の規定により著作権 (当該装置の部品一式であつて容易に組み立てる 公衆への譲渡若しくは貸与の目的 若しくは公衆の使用に供し 版権若しくは著作 (当

より可

'能とする用途に供するために行うものに限る。)

をした者

為を行つた者を除く。) 定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行

二~四 (略)

に処し、又はこれを併科する。 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等(録音を加し、又は計算を のに限る。)をいう。)の著作権又は著作隣接権を侵害しないもれているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないもれているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないもれているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないもないで行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は提示されているものに限る。)であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているものに限る。)であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているものに限る。)の著作権とは著作権とは著作隣接権の目的とされ、又は録画された著作物又は実演等(著作権とは著作隣接権の目的とされ、又は最画された著作物とは対策を表す。

くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若

技術的保護手段の回避を行うことをその機能とする装置(当該装置の 技術的保護手段の回避を行うことをその機能とする場合に あつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能 をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し な、文は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為(当 がを公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的 物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的 をする用途に供するために行うものに限る。)をした者

- ・ 1 作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を 三 営利を目的として、第百十三条第四項の規定により著作者人格権、著
- 接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者四一営利を目的として、第百十三条第六項の規定により著作権又は著作隣

科する。 本商業用レコード(当該商業用レコード) 第百二十一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコード) を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布 の複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。) 新する。

-・二 (略)

第百二十三条 (略)

により犯した第百十九条第一項の罪については、適用しない。 まれる利益を害する目的で、次の各号のいずれかに掲げる行為を行うこと 又は有償著作物等の提供若しくは提示により著作権者等の得ることが見込 前項の規定は、次に掲げる行為の対価として財産上の利益を受ける目的 (

に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得る及び用途、当該譲渡の部数、当該譲渡又は公衆送信の態様その他の事情化を含む。次号において同じ。)を行うこと(当該有償著作物等の種類有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し

一 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

行つた者 作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を 一 営利を目的として、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著

接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は利を目的として、第百十三条第五項の規定により著作権又は著作隣

兀

(当)
 (本)
 (本)

一・二 (略)

第百二十三条 (略)

(新設)

等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者
こと(当該有償著作物等の種類及び用途、当該複製の部数及び態様その
こと(当該有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し
ことが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。)。

| 又は著作隣接権の目的となつているものに限る。) であつて、有償で公衆||3|||前項に規定する有償著作物等とは、著作物又は実演等(著作権、出版権||(新設)|

は、国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきもの)を権又は著作隣接権を侵害するもの(国外で行われた提供又は提示にあつてに提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権、出版又は著作隣接権の目的となつているものに限る。)であつて、有償で公衆

に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、こ罪について告訴をすることができる。ただし、第百十八条第一項ただし書年 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る第一項に規定する 2

除く。

をいう。

附則

の限りでない。

(著作隣接権についての経過措置)

第十五条 (略)

を経過する日後の日であるときは、その七十年を経過する日)までの間と著作権が存する日(その日がこの法律の施行の日から起算して七十年存続期間の満了する日(その日がこの法律の施行の日から起算して七十年存続期間の満了する日が新法第百一条の規定による期間の満了する 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による2

場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでな告訴をすることができる。ただし、第百十八条第一項ただし書に規定する

附則

(著作隣接権についての経過措置

第十五条 (略)

を経過する日後の日であるときは、その五十年を経過する日)までの間と存続期間の満了する日(その日がこの法律の施行の日から起算して五十年る日後の日であるときは、同条の規定にかかわらず、旧法による著作権の著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による

- 3 ・する
- (略

3 ・ する

略

補助すること。興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を二。畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振	要する経費について補助第七条第二項の認定を受農林水産省令で定める農林水産省令で定める		的とする。 の関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目 経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価 経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価 の機構の目的)	改正案
費を補助すること。	시미	(新设) 現定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。 規定による価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の 第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (業務の範囲)	高定業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与する企業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与すでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振び (機構の目的)	現行

- 匹 (略)

の規定により次の業務を行うこと。
五 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)

- ・ ロ (略

か
輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

二~(略)

ハ・七 (略)

(国庫納付金)

第十一条 げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金 する金額を国庫に納付しなければならない。 交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲 第十一条 機構は、

- いて算定される部分に限る。) 一項各号に掲げる交付金(てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づめの交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三条第一前条第五号イからハまでの業務 農業の担い手に対する経営安定のた
- れる部分に限る。)
 用に供するばれいしょの作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定さの交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金(でん粉の製造の一 前条第五号ホの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金

(区分経理)

けて整理しなければならない。第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設

·二 (略)

三・四 (略)

の規定により次の業務を行うこと。
五 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)

イ・ロ (略)

(新設)

ハ〜ホ (略)

六・七 (略)

(国庫納付金)

毎事業年度、政令で定めるところにより、

次の各号に掲

する金額を国庫に納付しなければならない。の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金

算定される部分に限る。) 各号に掲げる交付金(てん菜の作付面積又は品質及び生産量に基づいて交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三条第一項一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための

れる部分に限る。)
用に供するばれいしょの作付面積又は品質及び生産量に基づいて算定さの交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金(でん粉の製造の二 前条第五号ニの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金

けて整理しなければならない。第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設

一・二 (略)

(区分経理)

原料作物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務三年の第十条第五号イ、ロ及びハの業務、同条第六号の業務(砂糖及びその

兀 作物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務 第十条第五号ホ及びへの業務、同条第六号の業務(でん粉及びその原

(長期借入金)

第十四条 農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。 機構は、 第十条第一号ロ及びハの業務に必要な費用に充てるため

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

第十七条 。この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条 第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とある 業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、 畜産業振興機構」と、 第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農 第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する 度」とあるのは のは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年 律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法 「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」 「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産 第十条第一号二、第二号、 一と読み替え

(財務大臣との協議)

るものとする。

第十八条

農林水産大臣は、

次の場合には、

財務大臣に協議しなければなら

第十条第一号ニ、 第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとする

二 三 略

とき。

兀

料作物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務 第十条第五号ニ及びホの業務、 同条第六号の業務 (でん粉及びその原

(長期借入金

第十四条 農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。 機構は、 第十条第一号イ及び口の業務に必要な費用に充てるため

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

第十七条 業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、 第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農 。この場合において、 第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する 律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一号ハ、第二号 るものとする。 度」とあるのは のは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中 第十九条第一項及び第二項、 畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法 「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替え 同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条 第二十四条並びに第三十三条中「国」とある 第七条第二項 「国の会計

(財務大臣との協) 議

第十八条 農林水産大臣は、 次の場合には、財務大臣に協議しなければなら

一 第十条第一号ハ、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとする とき。

二 三 略

- 120

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律	
(平成二十六年法律第八十四号)	
(第十条関係)	

第十一条 農林水産大臣は、第九条第一項に規定する期間が満了したときは(学識経験者の意見の聴取)	第十一条 農林水産大臣は、第九条第一項に規定する期間が満了したときは 第十一条(学識経験者の意見の聴取) (学識
三 前条第二項 登録標章又はこれに類似する標章の除去又は抹消二 (略)	抹消 三 「
一 第三条第二項 地理的表示又はこれに類似する表示の除去又は抹消る。	マは末肖 一 第三条第二項又は第三項 地理的表示又はこれに類似する表示の除去る。
第	各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができ第五条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる規定に違反した者に対し、当該(措置命令)
(登録標章) (新設) (新設)	場合には、この限りでない。 「登録標章」 「登録標章」 「登録標章」 「登録標章」 「登録標章」 「登録標章」 「一 当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は第四条 (略) 「一 当該特定農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は第四条 (略) 「一 一 当該特定農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は第四条 (略) 「一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、

	2 前項の指定(以下単に「指定」という。) は、次に掲げる事項を定めて
	場合には、必要な措置を講ずると認められること。
	に
	林水産物等の名称について、その適切な保護を我が国又は当該特定農林
	前号の国際約束において保護すべきものとされている我が国の特定農
	すべきものとされていること。
	ロ 我が国がこの法律により当該外国の特定農林水産物等の名称を保護
	すべきものとされていること。
	イ 当該外国が同等制度により我が国の特定農林水産物等の名称を保護
	結していること。
	一次に掲げる事項をその内容に含む条約その他の国際約束を我が国と締
	て指定をすることができる。
	度によりその名称が保護されている当該締約国の特定農林水産物等につい
	と相互に特定農林水産物等の名称の保護を図るため、当該締約国の同等制
	あって、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「締約国」という。)
	国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この項において同じ。)で
	物等の名称の保護に関する制度(以下「同等制度」という。)を有する外
	の名称の保護に関する制度と同等の水準にあると認められる特定農林水産
(新設)	第二十三条 農林水産大臣は、我が国がこの法律に基づく特定農林水産物等
	(外国の特定農林水産物等の指定)
(親記)	第四章・夕国の特定農材水産物等に関する特例
2~4 (略)	2~4 (略)
ければならない。	
有する者(以下この条において「学識経験者」という。)の意見を聴か	有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない
号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験	号から第四号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験を
、農林水産省令で定めるところにより、登録の申請が第十三条第一項第	、農林水産省令で定めるところにより、登録の申請が第十三条第一項第二

林水産物等の全部又は一部に該当すること。 一 当該登録の申請に係る農林水産物等の全部又は一部が指定対象特定農

後は、この限りでない。
十九条第一項の規定により指定をしないこととされた後又は指定があったすることができない。ただし、指定対象特定農林水産物等について、第二2 前項第二号に該当する登録の申請は、前条に規定する期間の経過後は、

(学識経験者の意見の聴取)

に該当するかどうかについて、学識経験者の意見を聴かなければならないに対象特定農林水産物等の名称について同項第二号イ及びロに掲げる場合に対象特定農林水産物等の名称について同項第二号イ及びロに掲げる場合、農林水産省令で定めるところにより、指定対象特定農林水産物等につい第二十七条 農林水産大臣は、第二十五条に規定する期間が満了したときは

議経験者の意見を聴くことができる。第二十九条第一項第二号ハに掲げる場合に該当するかどうかについて、学産省令で定めるところにより、指定対象特定農林水産物等の名称について 農林水産大臣は、第二十五条に規定する期間が満了したときは、農林水

2

の関係者から意見を聴くことができる。 あると認めるときは、第二十五条の規定により意見書を提出した者その他 第一項又は第二項の規定により意見を求められた学識経験者は、必要が

ない。 見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはなら5 第一項又は第二項の規定により意見を求められた学識経験者は、その意

(指定の実施)

(新 設

	一次に掲げる登録商標と同一又は類似の名称であるときは、当該特別では規定する登録商標と同一又は類似の名称であるとき。
(新 設)	さ 農 十 指 れ 農
(新 設)	き、肯定をしなければならない。終えたときは、次条第一項の規定により指定をしないこととする場合を除第二十八条。農林水産大臣は、第二十四条から前条までの規定による手続を

使用権者の承諾を得ている場合に限る。)には、適用しない。定農林水産物等についての指定をすることについて当該専用使用権の専用

(指定に係る特定農林水産物等の地理的表示)

第三十条 び第四号中 農林水産物等について締約国 生産者団体(第十五条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。 の場合において、 号ロの規定の適用については、 第二号」 七条第一項第三号」とあるのは「指定の日 その者」 ることができることとされている者」と、 同等制度 下「登録生産者団体」という。)の構成員たる生産業者」とあるのは による」と、 一十三条第一項の指定(次項において単に「指定」という。 及び第三項並びに次条第一項において単に「登録」という。)を受け ۲ 指定に係る特定農林水産物等は、 (同項に規定する同等制度をいう。) において地理的表示を付す 「登録の日」とあるのは 同条第二項第二号中「第六条の登録の日(当該登録に係る第 「第十六条第一項の」とあるのは「第三十一条第一項の規定 「変更の登録」とあるのは 第三条第一項中「第六条の登録(次項 (同条第一項に規定する締約国をいう。 登録に係る特定農林水産物等とみなす。 「指定の日」とする。 「指定の変更」と 第三条及び第十三条第一 (指定に係る第二十三条第二項 「当該生産業者」とあるのは (第二号を除く)に係る特定 同項第三号及 項第三 「第 以

(新 設)

締約 (新設)

(指定の変更)

。 項のいずれかが変更された場合には、当該指定を変更しなければならない 国の同等制度において第二十三条第二項第二号から第六号までに掲げる事 国の一等制度において第二十三条第二項第二号から第六号までに掲げる事 第三十一条 農林水産大臣は、指定に係る特定農林水産物等について、締約

である場合にあっては、第二十五条及び第二十七条の規定を除く。)は、項の規定による指定の変更に係る事項が農林水産省令で定める軽微なもの3 第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第二十九条までの規定(前

産物等の」 林水産物等」と読み替えるものとする。 事項その他農林水産省令で定める」と、 定農林水産物等」と、 象特定農林水産物等」とあるのは 定農林水産物等」とあるのは 省令で定める軽微なものである場合にあっては「第二十四条」と、 条及び前条」 める軽微なものである場合以外の場合にあっては「第二十四条、 あるのは前項の規定による指定の変更に係る事項が当該農林水産省令で定 の規定による公示に係る特定農林水産物等に」と、 同 十七条第 十四条中 二項中 二項第二号から第六号までに掲げる事項のうち変更に係るもの」と 項 の規定による指定の変更について準用する。 「次に掲げる」とあるのは「指定番号、 「前条第二項各号に掲げる事項」とあるのは とあるのは 項中「指定対象特定農林水産物等に」とあるのは と 同項の規定による指定の変更に係る事項が当該農林水産 第二十八条第一項中「第二十四条から前条まで」と 「特定農林水産物等の」と、 「第二十四条の規定による公示に係る特定農 「第二十四条の規定による公示に係る特 第二十九条第 変更の年月日 この 同条第二項中 「指定対象特定農林水 一項中 場合にお 「指定番号 「第一 「指定対象特 変更に係る V 第二十五 7 「指定対 二十四条 同条第 前条第 第 第一

(指定の取消し)

取り消すことができる。第三十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、指定の全部又は一部を

ハのいずれかに該当するに至ったとき。指定に係る特定農林水産物等の名称が第二十九条第一項第二号イ又は

する承諾を撤回したとき。二 第二十九条第二項に規定する商標権者又は専用使用権者が同項に規定

部分に限る。 一十四条、 消しをしようとする理由」と、 一十四条中 の規定による指定の取消しについて準用する。 第二十五条及び第二十七条の規定は、 「前条第一 一項各号に掲げる事項」 第二十七条第 前項 項中 とあるのは (第 「指定対象特 この場合に 号に係る

2

(新設)

第三十七条・第三十八条(略)	陳その他の必要な協力を求めることができる。認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開第三十六条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると (新設)(関係行政機関の協力)	(略)	ができる。 その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めること 産士する事実があると思料する場合には、農林水産省令で定める手続に従い、 と思第三十五条 何人も、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定に違反 第二十第三十五条 反人も、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定に違反 第二十二条 (農林水産大臣に対する申出)	第三十三条・第三十四条 (略) 第二十二条・第三十四条 (略)	第五章 雑則	の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、「同項第二号イ及びロ」の規定による公示に係る特定農林水産物等」と、「第二十九条第一項第二号ハ」とあるのは「第三十二条第一項第二号ハ」とあるのは「第三十二条第一項第一号(第二十九十九条第一項第二号ハ」とあるのは「第三十二条第一項第一号(第二十九十九条第一項第二号ハに係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。
第二十六条・第二十七条(略)	設)	(略)	産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。と思料する場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水第二十五条(何人も、第三条第二項又は第四条の規定に違反する事実がある(農林水産大臣に対する申出)	第二十三条・第二十四条 (略)	第四章 雑則	

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 十一条関係 (平成二十六年法律第百十二号) (傍線部分は改正部分)

第 目次 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 第四章 第一章 附則 第三章 第二章 めるところによる。 目的とする。 8 税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適正かつ確実に行うた 一条 この法律は、 (定義) (目的) の措置を講じ、 する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化 九百九十四年の関税及び貿易に関する 経済連携協定 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 雑則 罰則 総則 申告原産品に係る情報の提供等 (第七条—第十条) (第十一条—第十三条 (第一条・第二条) 改 もって我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを 経済連携協定の適確な実施を確保するため、締約国の 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 正 (第三条—第六条 般協定第一 案 一十四条86に規定 当該各号に定 投資の円 A の 第二条 この法律におい 第一条 この法律は、 目次 第四章 第三章 第二章 第一章 ため、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を 附則 めるところによる。 発展に寄与することを目的とする。 適正かつ確実に行うための措置を講じ、 の協定 (定義) (目的) (新設) 申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 経済上の連 (以 下 雑則 罰則 総則 申告原産品に係る情報の提供等 (第 「オーストラリア協定」という。)の適確な実施を確保する (第九条—第十一条 (第五条—第八条) 携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく 一条・第二条) 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間 て、 現 次の各号に掲げる用語の意義は、 もって我が国の輸出貿易の健全な (第三条・第四条 行 当該各号に定

ものとして政令で定めるものをいう。
適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なとの間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であって、その滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国

- 。 する締約国(我が国を除く。以下同じ。)の法令を執行する当局をいう率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律に相当率 締約国の税関当局 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定

二

- 五 特定原産品申告書 本邦から締約国に輸出される物品が特定原産品で のをいう。
- 申告原産品 本邦から締約国に輸出された物品であって、特定原産品

七

新設

- に相当するオーストラリアの法令を執行する当局をいう。関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律オーストラリア税関当局(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、
- をいう。「一ストラリア協定第三・二条の規定に基づき本邦の原産品とされるもの「一ストラリア協定第三・二条の規定に基づき本邦の原産品」をれるもの、、オーストラリアに輸出される物品であって、オーストラリアに輸出
- 六条の規定に基づき作成するものをいう。
 一六条の規定に基づき作成するものをいう。
 一六条の規定に基づき作成するものをいう。次号において同じ。)を作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)を機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)を確認している場合であることをオーストラリア税関当局に対し申告する書類(その一方条の規定に基づき作成するものをいう。
- 五 申告原産品 本邦からオーストラリアに輸出された物品であって、特

に対し申告されたものをいう。申告書により当該物品が特定原産品であることを当該締約国の税関当局

(情報提供等)

限りでない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この だ情報の提供を求められたときは、政令で定める期間内に、その求めに応じ た告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる で男三条 財務大臣は、政令で定める経済連携協定の締約国の税関当局から申 第1

報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。| 当該締約国の税関当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情

て秘密の保持が担保されていないと認められるとき。
二 我が国がこの項の規定により提供する情報について当該締約国におい

三・四 (略)

同意がないとき。
て、当該情報を当該締約国の税関当局に提供することについてその者の他の関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれている場合におい五 当該情報に特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その

2・3 (略

情報の収集及び提供等による協力)

した者その他の関係者からの情報の収集及び提供その他の必要な協力を求ついての確認をするために当該申告原産品に係る特定原産品申告書を作成連携協定の締約国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かに第四条 財務大臣は、政令で定める経済連携協定の規定に基づき、当該経済

2 財務大臣は、前項の求めがあったときは、速やかに、その旨を農林水平

められた場合において、当該協力をすることが適当と認めるときは、

その

求めに応ずることができる。

ア税関当局に対し申告されたものをいう。定原産品申告書により当該物品が特定原産品であることをオーストラリ

(情報提供等)

だし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。たときは、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。たであるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められ第三条 財務大臣は、オーストラリア税関当局から申告原産品が特定原産品

おいて秘密の保持が担保されていないと認められるとき。
二 我が国がこの項の規定により提供する情報についてオーストラリアに情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。一 オーストラリア税関当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する

三・四(略)

の同意がないとき。
て、当該情報をオーストラリア税関当局に提供することについてその者他の関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれている場合におい五 当該情報に特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その

2 · 3 (略

(新設)

大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

(書類の保存)

なったときは、この限りでない。 お知の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないことと 期間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品申告書を当該締 関政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から政令で定める を該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で を第五条 本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当 第50元条 本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当 第50元条 本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当 第50元条 本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当 第50元条 本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当 第50元条 本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当 第50元条 本邦から締約国に

(特定原産品でなかったこと等の通知)

第六条 各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める事項を書面により 出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者 なければならない。 この限りでない 又は提供した相手方及び当該締約国の税関当局に対し 次の各号に掲げる事実を知ったときは、 当該特定原産品申告書を作成した日以後政令で定める期間内にお の便益の適用を受けるため 本邦から政令で定める経済連携協定の締約国に 当該特定原産品申告書を当該締約国)申告の用に供しないこととなったときは 当該特定原産品申告書を交付 輸 出 遅滞なく される物品を輸 日の関税の 通知し 当該

青類の保存)

第四条 本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書をオースト間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品申告書をオーストとなったときは、この限りでない。ただし、当該特定原産品申告書をオーストとなったときは、この限りでない。ただし、当該特定原産品申告書をオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産すの当該物品に係る特定原産品連告書を作成した者は、当該物品に関する書で当該物品に係る特定原産品誓約書を作成した者は、当該物品に関する書となったときは、この限りでない。

りでない。

本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産する者のでない。

本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産する者のでない。

本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産する者を対した。

本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者とは生産する者

(新 設)

第十条 第九条 第八条 第七条 第十一条 第十二条 由がなく検査を拒み、 _ に処する。 がなくこれに応じず、 る質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、 (政令への委任) (農林水産大臣及び経済産業大臣との協力) (資料の提出及び立入検査等) (権限の委任) 及び当該変更の内容 正確性に影響を及ぼすおそれがないと認めるものを除く。 その他これに類する明白な誤りであって当該特定原産品申告書の内容の 当該特定原産品申告書に記載された事項に変更があったこと 前号に掲げるもののほか、 その旨及び特定原産品でなかったとする理由 当該特定原産品申告書に係る申告原産品が特定原産品でなかったこと その旨及び修正後の記載内容 (略) (略) (略) (略) 第七条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由 (略) 妨げ、 若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定によ 若しくは忌避した者は、 当該特定原産品申告書の記載に誤り 三十万円以下の罰金 若しくは正当な理)があったこ その旨 (誤記 第十条 第九条 第八条 第七条 第六条 第五条 処する。 がなく検査を拒み、妨げ、 質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、 なくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による (政令への委任) (権限の委任) (農林水産大臣及び経済産業大臣との協力) (資料の提出及び立入検査等) 第五条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、 (略) (略) (略) (略 (略) 若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に 若しくは正当な理由 正当な理由

が

(略)

関	税)	関
十二条 (略)	民民氏 こつ 曷匡生ぶ 高い宣勿(前	まれる、文字品との也の国民生氏にの関連生が高い貨物 2 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場 同項第一号中「高価であるとき」と読み替えるものとする で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定に関 で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定に関 で定める規定は、輸入される豚肉について準用する。この場 第十二条 (略)
2 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性 2 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性 2 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性 2 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性 2 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性 3 食料品、衣料品	し、又は免除することができる。 は、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、そに関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認いて、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がいで、その輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴料品その他の国民生活との関連性が高い貨物(前項に規定す	3 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物(前二項に規定その関税を軽減し、又は免除することができる。

〇水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)(附則第十一条関係)

七条並びに第八十	の七、第	六十八条第三項、十一条まで、第六	十二条まで、第	第九十五条の四	
並びに第八十八条の規定を準用する。で、第八十五条(第一号に係る部分に	七十条の九から第七十条の十二まで、	第七十条の三八十五条第一項	第四十五条、第四	前条の場合については、	改
に 限 る。		東とび第 第二項、	四十七条、第四十八		正
)、第八十六条、	第	四頁、第七十条の六、第二第六十六条、第六十七条	八条、第四十九条から第六	私的独占禁止法第四十条	案
第八十	第七十七	、 七 条 、 十 第	から第六	から第四第	
0 17				-	
。に限る。)、	第七分	び第四頁、第二一項及び第二字	十二条まで、ケ	7九十五条の四	
第八十六条	第七十五条から	第二項、	条まで、第四十五条、	九十五条の四 前	現
第八十六条	第七十五条から	- 第七十条の六、第七十条の七、第二項、第六十六条から第六十八	条まで、第四十五条、	九十五条の四 前条の場合については、私	現
第	第七十五条から	- 第七十条の六、第二項、第六十六	条まで、第	九十五条の四 前条の場合については、	現

する。)、	の報告、	第四十九条 第四十九条	第百八条	
十六条、	、第七十六条(雑則)、第七十七条、第八十五条(第一号に係る部分に限の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件処理の手続)、第七十五条七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十条の十二まで(事実	、第六十七条、第六十八条第三項、四十九条から第六十一条まで、第六で(公正取引委員会の権限)、第四	前条の場合については、	改
0,	、第七十七条、第八十五条(第一号に係排除措置命令その他事件処理の手続)、の七、第七十条の九から第七十条の十二	《第三項、第七十条の三第三項及4で、第六十五条第一項及び第二4の)、第四十五条、第四十七条、		正
八条(訴訟)の規定を準用	第八十五条(第一号に係る部分に限の他事件処理の手続)、第七十五条の九から第七十条の十二まで(事実	第七十条の三第三項及び第四項、第十十五条第一項及び第二項、第六十六十五条、第四十八条、第四十八条、第四十八条、第四十八条、第四十八条、第四十八条、第四十八条、第四十八条、第四十八条、第四十八条、第四十	私的独占禁止法第四十条から第四十二条	案
を 準 用	る部分に限 第七十五条 まで(事実	四項、第六十六 条、		
八十八条(訴訟)の規	八十五条(第一号に係る部分に限る。)、他事件処理の手続)、第七十五条、第七十九から第七十条の十二まで(事実の報告、	項及び第四項、条第一項及び第委員会の権限)	第百八条 前条の場合については、	現
	る。)、第八十六条、 、第七十六条(雑則) の報告、事件の調査、	第七十条の六、第七十条の七、第七十冬二項、第六十六条から第六十八条まで、第四十五条、第四十七条から第六十一	私的独占禁止法第四十条から第四十二条	行

	2	四 一 算	第十四条 係る関 発額	2 5 五一と第関が十(6 貨洋 5 こ三税免三免物協関四ろ項が除条税	
加工又は終	3 (略)	に係る暫定型に係る暫定型に係る暫定型に係る暫定型に係る動産型のである。	関税額に係る保る関税額の(相殺関税等)	(定 税 にに課さ 等 ┃	
i 繕のためな		会暫定緊急措置は、税暫定措置法第一(略)	係る消費税額に相当額の全部又は一部が輸入された課税物品税等が還付される場	() 各号に掲げる もの(関税が、 その引取り た 措置法(昭和 で が、 が、 その引取り を が、 を が に 消 り に が に が り た に 消 り に り た り た り た り た り た り た り た り た り た	改
輸出された		に係る関税工条の七第	に相当する金額一部が還付されれる場合の消費	掲げる課税物品で当該 関税が無税とされてい 別取りに係る消費税を 引取りに係る消費税を 「昭和三十五年法律第 工又は修繕のため輸出 工又は修繕のため輸出	
課税物品に		の 環 項	3税額に係る消費税額に相当する金額として政会の関税額の全部又は一部が還付されるものにより。四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる場合の消費税の還付)(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)	際に消費税の免除を受けていないもの 大加工又は修繕のため輸出された貨物 での引取りに係る消費税を免除する。 を保税地域から引き取る場合 での引取りに係る消費税を免除する。 でが出文は修繕のため輸出された貨物 でが出文は修繕のため輸出された貨物 でが出文は修繕のため輸出された貨物 でが出文は修繕のため輸出された貨物 でが出文は修繕のため では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の では、の でい でい でい でい でい でい でい でい でい でい	正
(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)		付)(経済連携協定に基づく特定の貨物(経済連携協定に基づく特定の貨物	関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される十四条(輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)	6 (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	案
代の軽減)		基づく特点	るところによりは、当該還付されば、当該課税物品	では、当社 では、 の 免税) には、 政 令 には、 政 令 に は 、 政 令 に し に り た り た り た り た り た り た り た り り り り り	
	0	定の貨物	計るに	定 環 定 き な る で さ こ に 税	
(加工又は修	2 3	四 関税暫定 一〜三 (略	関税額に係る第十四条 輸入額の線 (相殺関税額の	2 (免税等) 第十三条 次の 第三項におい 第三項におい (新設) (新設) (略)	
	(略)	済連携協定に基づく関税暫定措置法(昭)) 略りいれるの	
め輸出され		づく特定のでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	額に相当なないでは、これの場合に、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは	引取りに係る課題のである。	現
繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)		- 五年法律第	消費税額に相当する金額として政令で定めて全部又は一部が還付されるものについては、された課税物品のうち次に掲げる規定によりが還付される場合の消費税の還付)	を保税地域から引き取る場合には、政令でるものとした場合にその関税が免除されるべきものをものとした場合にその関税が免除されるべきものをもの(関税が無税とされている物品については、当該各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定によ	
品に係る消		の暫定緊急 男三十六号	して政令でものについ掲げる規定の還付)	を 別 税 が る り も の の の の の の の の の の の の の	行
費税の軽減		措置に係る)	定めるとこては、当該により当該	。合には、政定する規定	
ν <u>φ</u>		経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付 関税暫定措置法 (昭和三十五年法律第三十六号) 第七条の七第八項(〜三 (略)	消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される、された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品にが還付される場合の消費税の還付)	を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるで同じ。)を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるで同じ。)を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるい。の(関税が無税とされている物品については、当該物品におの(関税が無税を表に規定する規定により関税	

第十五 から 費税の免除を受けていないもの 範囲内において、その消費税を軽減することができる。 輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割合を乗じて算出した額の 品を関税定率法第十一条 令で定めるところにより、 加工をすることが困難であると認められるものに限る。 に 超え税関長が指定する期間)以内に輸入される課税物品 おいて、 年 条の二 「に限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてそのの免除を受けていないもの(第十三条第一項第五号に掲げるものを除 (一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合 政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、 加工又は修繕のため本邦から輸出され、 (加工又は修繕のため輸出された貨物の減 当該課税物品に係る消費税の額に、当該課税物 その輸出の許可の日 本邦においてその)については、 (輸出の際に消 税) 一年 \mathcal{O}

(還付加算金の計算期間の特例)

請求) 更正 納金について同法第五十八条第 税を含む。 規定による更正 日 を計算するときにおける同項第 たことにより国税通則法第二十四条 に基づくものを除く。 正 とあるのは、 七条の二 (その日が当該国税の法定納期限前である場合には、 (更正及び決定) た日の の請求の特例) の規定による更正の請求に基づく同法第七条の十六第一項又は第 請 、ては、 翌日 輸入された課税物品につき 同号中 類が減少した場合において、 から (同法第二十三条 た日 関 の規定により行う関税法第七条の十五第 起算して一 税法第七条の十五第 の規定による更正により納付すべき関税の額が減少 ロの翌日 「当該還付金又は過納金に係る国税の納付が により納付すべき消費税 月を経過する日との ら起算して三月 一号 項 (更正の請求) (イに係る部分に限る。 (更正) (還付加算金) 項 関税 当該減少した消費税に係る過 又は第二十六条 (更正の を経過する日と当該 暫 定措置 の規定による更正の請求 (当該消費税に係る延滞 に規定する還付加算金 清求) ずれか早 当該法定納 法第 の規定による 項 +(再更正 の規定 り日 条の二 更正 欧更正が 期限 あつ

第十五条の二 きる。 費税の額に、当該課税物品を関税定率法第十一条 限る。)については、 ては、 費税の免除を受けていないものに限るものとし、 において、政令で定めるところにより税関長の承認を受け から一年 出された貨物の減税) を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される課税物品 合を乗じて算出した額の範囲内において、その消費税を軽減することがで 本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに (一年を超えることがやむを得ないと認められる理由 加工又は修繕のため本邦から輸出され、 政令で定めるところにより、 の輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割 加工のためのもの (加工又は修繕のため輸 当該課税物品に係る消 その たときは、 (輸出の際に消 出 がある場合 につい 可 一年 0) 日

新設

\bigcap
<u>.</u> .
刀
T
○加工房料乳生産者補絲金等聖定措置法 (昭和四十年法律第百十二号)
虒
壶
か
剄
기
生
嶭
/ ユ
者
掃
TH
絲
${\wedge}$
4
姇
単
鵥
荒
삵
指
歴
造
扜
职
Ŧ
小
兀
7
\top
伍
7
扭
绀
17
笰
Ź
Ė
+
_
_
묻
~
F1
阶 則
H
묏
笌
1
\top
Ξ
Þ
彳
廿
() 以第十三条関係

)に係る加工原料乳(当該指定に係る次条第一項に規定する地域内におい)に係る加工原料乳(当該指定に係る次条第一項に規定する地域内におい)に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理 う生乳を受けて行りま乳の販売を辿び、かつ、全国の区域を地区とする 体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする 体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする 体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする 体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする 体が直接又は電話の機構は、予算の範囲内で、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を (生産者補給交付金の交付)

補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。金契約」という。)に係るものに限る。)につき、その生産者への生産者。)に支払う旨の定めがある契約(第十一条第一項において「生産者積立

(法の適用)

ついては、適用しない。 法第二条第二項に規定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品に第二十条 法第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、 第

、法第十五条第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とする。 いう。)の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と第百十二号)第二条第一項に規定する加工原料乳(以下「加工原料乳」と 格」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律 2 補給金単価が定められている場合には、法第七条第一項中「原料乳の価 2

七条第三項」とする。
は第十四条中「、第七条第三項又は第十一条各号」とあるのは、「又は第3 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、

(機構法の適用)

、。 定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品については、適用しな第二十条の二 機構法第十条第一号ロ及びハの規定は、法第二条第二項に規 第

及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第附帯する業務を含む。以下同じ。)について」と、機構法第十三条第一項産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法後構法第十二条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、

補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。金契約」という。)に係るものに限る。)につき、その生産者への生産者。)に支払う旨の定めがある契約(第十一条第一項において「生産者積立

(法の適用)

ついては、適用しない。
法第二条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品に第二十条 法第三条から第五条まで及び第七条から第十二条までの規定は、

原料乳(以下「加工原料乳」という。)の価格」と、 第百十二号。以下 とあるのは「生産する生乳」と、同条第四項及び法第十四条第一項中「原 格」とあるのは 料乳」とあるのは「加工原料乳」とする。 補給金単価が定められている場合には、 「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年 「暫定措置法」という。)第二条第一項に規定する加 法第六条第 「生産する原料乳」 | 項中「原料 乳 法 0 律 工

項」とする。 法第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは、「第六条第五3 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、

(機構法の適用)

定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しな第二十条の二 機構法第十条第一号イ及び口の規定は、法第二条第一項に規

十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十じ。)について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第一号から第五号までの業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)第三条第一項第機構法第十二条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、

」とする。 第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、 中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条 法第二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法 あるのは 三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条 まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第 第十条第一号ロ及びハ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号 条第一 項」 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 機構法第十四条中 「第十条第 号口及びハ」とあるのは ر کر 同法 ر ح 機構

(区分経理の特例)

とができる。 とができる。 とができる。 機構は第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れるこの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る機構法第十二条の勘定第二十条の三 機構は、第三条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産の業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る機構法第十二条の勘定第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務(これら

西るのは「この法律又は暫定措置法」とする。 付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二条第一号中「この法律」と がは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交 のは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号 までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とある までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とある までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とある のは「交付する補助金」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並び 四条中「第十条第一号イ及びロ」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並び

(区分経理の特例)

、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。 「一、機構は、第三条第一項に見定する要素に係るものに限る。」 に必要な経費の財源に充てるため 「一、大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に 「一、大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に 「一、大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に 「一、大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に 「一、大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に 「一、大臣の承務に係る勘定に繰り入れることができる。 「一、大臣の承務に係る勘定に繰り入れることができる。 「一、大臣の承務に係る勘定に繰り入れることができる。 「一、大臣の承務に所帯する業務を含む。以下同じ。」に係る機構法第十二条の勘定第二十条の三、機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務(これら

111	T	
ものとする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源)	改正案
帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付す並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務(これらの業務に附第十条第一号の業務(これに附帯する業務を含む。次項において同じ。)三項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」という。)についての機構法(機構に対する交付金)	(肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源) (肉用子牛等対策費の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。 の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。 (略) こ (略) こ (略) こ (略) こ (略) こ (略)	現行

2 これらの業務に附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため の資金として管理しなければならない。 号イの業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務 により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとし て当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は機構法第十条第 機構は、 前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定 2

(削る)

(機構法の適用)

第十五条

(略)

(事務の区分)

第十八条 十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事 により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法 る場合を含む。)、第八条第一項、第九条第一項並びに前条第一項の規定 第七条第一項、 第二項及び第四項(第九条第二項において準用す (昭和)

務とする。

るものとする。

財源に充てるための資金として管理しなければならない。 は第六号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に必要な経費の の機構法第十条第一号の業務若しくは食肉等についての同条第二号若しく て当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は指定食肉について により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとし 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定

(法の適用)

第十五条 理化目標価格を考慮し 年度において適用される肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第二項の合 については、 一旨とし」とあるのは 法第三条第四項中 第五条第二項に規定する合理化目標価格が定められて その生産条件及び需給事情その他の経済事情並びに前会計 「指定食肉」とあるのは その再生産を確保することを旨とし」とする。 「旨とし、 指定食肉たる牛肉 「牛肉以外の指定食肉」 (当該家畜を含む) いる場合に

(機構法の適用)

第十五条の二 (略

(事務の区分)

第十八条 和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受 規定により都道府県が処理することとされている事務は、 る場合を含む。)、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の 託事務とする。 第七条第一項、 第二項及び第四項(第九条第二項において準用 地方自治法 (昭

規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 律第二十五号)及び都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)の三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法	定によりその権限に属させられた事項を処理する。第二十五号)及び都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)の規十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律
林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第一 農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農	漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林
のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十一年を治律(平成十二年治律第百十元長) - 農業の打い目に文	交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)、有機(平成十二年治律第6十万号) - 農業の打い目に対する経営労気
法律 (平成六.	(28)に三点性写正して号)、 農業の且いらて付いる監督成六年法律第百十三号)、食品循環資源の再生利用等の促進
! 法(平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する 定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品流通構造改善促進	(平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品流通構造改善促進法
十八号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安 第百十二号) 農業振興地域の整備に関する決律(昭和四十四年決律第五	八号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定百十二号) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十
法律第百九号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法法)	·····································
(律第百八十三号)、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年	第百八十三号)、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法
- 十六年法律第十五号)、畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十年)(田末二十分を済行登正) - 1977 - 94 54 54 54 54 54 54 54	六年法律第十五号)、 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年(田利二十万年)を発行を正り、 「男人」男本規則批判作別打員に
律(玿和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(玿和三一 和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法	律(诏和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(诏和三 和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法
畜伝染病予防法(昭和二十六年法律	畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法(昭
律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、家	律第百九十五号)、家畜改良增殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、家
3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法	3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法
2 (略)	2 (略)
第四十条 (略)	第四十条 (略)
(権限)	(権限)
現	改正案

一三 (略) 一三 (四)			2 3	第	
2 機構は、前項の業務のほか、次 第十五条 (略) 第六十九条の二第一項若しくは 第六十九条の二第一項若しくは まる政令で定める立入検査、質 よる政令で定める立入検査、質		規定こよる政令で定める立入倹査、質問及び収去法第六十九条の二第一項若しくは第二項若しくは第八十第二十三条の十六第五項の規定による政令で定める検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	^{終品、医療幾器等の品質、は、前項の業務のほか、次}	\mathcal{O}	正
(略) (略) (略) (略) (略) (略) 東品、医療機器等の品質、 下九条の二第一項若しくは 平九条の二第一項若しくは で定める立入検査、質	<u> </u>		2 3	第十五(業	
	- 三 (略)	第一項若しくは	栗品、医療幾器等の品質、は、前項の業務のほか、次	の節	現

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)(附則第十六条関係)

○著作権法の	
一部を改正する法律	
一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号)	
(附則第十七条関係)	

	定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。第八条 録音録画有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特(関係事業者の措置)
(国民に対する啓発等)	(国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等) (国民に対する啓発等)
現行	改正案